

令和 6 年 第 4 回 (12 月)

粕屋町議会定例会会議録

令和 6 年 11 月 29 日 開会

令和 6 年 12 月 10 日 閉会

粕屋町議会

令和6年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 11月29日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第68号～第83号）	8
・議案等に対する質疑	13
・議案等の委員会付託	13
・決議の上程（決議第1号）	14
・決議に対する質疑	14
・討論・採決	14
決議第1号 粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議（案）	14

第2号 12月2日（月）

・一般質問	20
田川正治議員	20
1. 現行の国民健康保険証廃止に伴う行政手続きなどの諸問題について	21
2. 町立保育所と町立幼稚園が担ってきた公的役割を維持するための保育士の確保や施設の建て替え、再編整備などについて	26
3. 会計年度任用職員の雇用条件などの処遇改善計画について	37
井上正宏議員	39
1. ワンヘルス事業について	39
鞭馬直澄議員	49
1. 粕屋町地域防災計画 震災対策編 第2編災害予防計画 第3章住民等の防災力の向上 第4節防災知識の普及について	49
案浦兼敏議員	57
1. 町長答弁とその後の対応は	57

第3号 12月3日（火）

・一般質問	73
宮崎広子議員	73
1. 「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」の実現について	73

福永善之議員	84
1. 粕屋町の投票率について	84
2. 103万円の壁について	91
3. LINEを活用した行政サービスについて	94
田代 勘議員	100
1. 粕屋町の農業施策について	100
2. 町独自の農業支援について	107
川口 晃議員	115
1. 豊かな農業を再生するための施策について	115
2. 子育て支援の充実について	122
3. 河川及び道路工事の進捗状況について	131

第4号 12月4日（水）

・一般質問	138
山脇秀隆議員	138
1. 農業振興策について	138
2. 九州大学農場跡地について	145
本田芳枝議員	156
1. 男女共同参画推進事業について	157
2. まちづくり活動支援事業について	161
3. 大川小学校学童保育増設に対する町の対応について	163
4. 校内適応指導教室について	169
古家昌和議員	174
1. 「1か月児」及び「5歳児」健康診査の必要性と導入の予定について	174

第5号 12月10日（火）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	186
議案第68号 専決処分の承認を求めることについて	186
議案第69号 専決処分の承認を求めることについて	186
議案第70号 監査委員の選任同意（再任）について	188
議案第71号 粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	189
議案第72号 粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	189

議案第73号	粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	189
議案第74号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	189
議案第75号	粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について……	194
議案第76号	粕屋町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について……………	194
議案第77号	令和6年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	196
議案第78号	令和6年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について…	196
議案第79号	令和6年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	196
議案第80号	令和6年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	196
議案第81号	令和6年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	196
議案第82号	令和6年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	196
議案第83号	指定管理者の指定（継続）について……………	202
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………		203
・ 閉 会……………		205

令和6年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和6年11月29日（金）

令和6年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和6年11月29日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託
- 第7. 決議の上程
- 第8. 決議に対する質疑
- 第9. 討論
- 第10. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 古家昌和	9番 川口晃
2番 田代勘	10番 田川正治
3番 杉野公彦	11番 福永善之
4番 宮崎広子	12番 久我純治
5番 末若憲治	13番 本田芳枝
6番 井上正宏	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 鞭馬直澄	16番 小池弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎

議会局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	箱田 彰	副町長	池見 雅彦
教育長	西村 久朝	総務部長	新宅 信久
住民福祉部長	神近 秀敏	都市政策部長	田代 久嗣
教育委員会事務局次長	堺 哲弘	総務課長	豊福 健司
経営政策課長	吉田 勉	税務課長	渋田 香奈子
収納課長	安河内 敏幸	協働のまちづくり課長	高榎 元
総合窓口課長	大内田 亜紀	子ども未来課長	渡辺 剛
介護福祉課長	古賀 みづほ	健康づくり課長	渡辺 理恵
都市計画課長	井手 正治	地域振興課長	稲永 剛
道路環境整備課長	吉村 健二	上下水道課長	黒田 道明
会計課長	安河内 淑子	社会教育課長	石川 弘一
給食センター所長	岡野 哲枝		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

少し風邪気味なものですから、声が聞き取りにくいかと思えますけども、よろしくお願いいたします。

早いもので、今年も残すところ1か月ほどとなりました。本当に1年早いものです。令和6年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、夏のパリオリンピックでは、海外の大会では過去最高のメダル獲得など、また、衆議院選挙においては、自公政権の敗北で過半数割れとなり、アメリカ大統領選挙では、共和党のトランプ氏が大統領に返り咲きいたしました。今後、世界の経済状況はどうなるのでしょうか。また、国内では、衆議院選挙が終わり、久山町長選挙、篠栗町長選挙、また12月1日には、福岡県第4選挙区の県議会議員補欠選挙に今年の1年が終わるような予定でございます。来年は、3月23日に福岡県知事選挙が、また4月13日には、粕屋町議会議員選挙が行われる予定です。来年も新年早々忙しい年になりそうですが、日本、また粕屋町にとって明るい年となるよう願うばかりでございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において8番、鞭馬直澄議員及び10番、田川正治議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月10日までの12日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月10日までの12日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「行政報告」及び日程第4. 「議案等の上程」を行います。

今期定例会に町から提出されました議案等は、16件であります。
行政報告及び提案理由の説明を求めます。
箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

改めておはようございます。

本日、令和6年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を迎え何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

衆議院議員選挙初の今国会におきまして、総選挙の争点となった「政治資金規正法」の改正や能登半島の災害復旧関係予算、物価高対策の緊急経済対策などが、大きな論点で審議がなされていますが、中でも103万円の年収の壁問題が、我々地方自治体にとって税収の大幅な減収につながりかねない、緊急な問題として注視していく必要があるかと思えます。これに先駆けまして、去る11月20日に東京において全国町村長大会が開催され、全国各地で自然災害が頻発している中、国と地方の連携、そして産学官の一層の連携を行い、総力を結集して、いかなる災害をも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進。加えて、東京一極集中を是正し、分散型国土づくりの実現を図ることで、地方創生を強力に推進することなど、緊急宣言並びに14項目に及ぶ決議を、全国の町村長で満場一致の下で採択し、国に対して要望いたしました。国もこれから新たな指導体制の下、国民の暮らしを守り、国際競争力を高める新たな経済再生へと向かう転換、こういった大きな展開が今後大きく期待されるところでございます。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」を行います。

今回は、一部事務組合等の令和5年度の歳入歳出決算に関する報告が2件でございます。

決算内容につきましては、資料のとおりでございますので、どうか御覧いただきたいと思えます。

以上で、行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

令和6年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、専決処分承認が2件、監査委員の選任同意が1件、条例の改正及び廃止が6件、令和6年度補正予算が6件、指定管理者の指定が1件、以上16件でございます。

す。

それでは、議案第68号から順に御説明を申し上げます。

議案第68号は「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

令和6年10月9日に衆議院が解散し、10月27日に執行した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費について、令和6年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、10月9日に専決処分いたしました。つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,293万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億3,472万2,000円とするものでございます。

次の議案第69号も「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

令和6年12月1日に執行予定の福岡県議会議員補欠選挙の経費について、令和6年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、10月28日に専決処分いたしました。つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億5,242万7,000円とするものでございます。

次に、議案第70号は「監査委員の選任同意（再任）について」でございます。

現在、監査委員をしていただいております柴田俊一氏の任期が、12月31日をもって満了いたしますので、同氏を再度監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。柴田氏の経歴につきましては、経歴書を添付しておりますが、経済産業省、九州経済産業局で課長や次長を歴任され、平成28年4月から令和2年3月までは、古賀市の副市長を務められております。また、平成24年からは、中村学園大学において、非常勤講師も務められており、優れた識見をお持ちの方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第71号は「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

国の道路占用料につきまして、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料水準の変動等を踏まえ、占用料の額の改定をしております。当町におきましても、これに準じて、道路占用料の改定を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

議案第72号は「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「水道法施行令」の改正に伴い、粕屋町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準が変更されるため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第73号は「粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

現在、JR 原町駅・伊賀駅にあります、粕屋町駅舎コミュニティホールの料金等について、町有の同種施設と比較したところ、料金設定等が安価であることに加え、管理業務が煩雑となっていることから、適正な運用を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

議案第74号は「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」でございます。

「刑法等の一部を改正する法律」が令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮が廃止となり、新たに拘禁刑が創設、単一化されるものでございます。これに伴い、本整理条例において、関係条例中の字句を一括して整理するものでございます。

次に、議案第75号は「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

粕屋町総合体育館の利用促進を目的とし、令和7年4月1日から月極め個人利用料金サービスを開始するとともに、早朝利用料金、時間延長利用料金について明確にするため、所要の規定を整備するものでございます。

議案第76号は「粕屋町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について」でございます。

近年、限度額認定証等の普及により、医療機関等窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができるようになったため、高額療養資金貸付制度については、長期間利用されていない状況にあります。本貸付制度の利用が長期間ないこと、また貸付制度を利用せずとも安心して医療を受けられる体制づくりが整っていることから、「粕屋町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例」を廃止するものでございます。

次に、議案第77号は「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億1,191万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1億282万5,000円、県支出金を8,890万円、町債を3,870万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から9,382万4,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、障がい福祉サービス事業費を2億8,501万8,000円、県知事選挙執

行事務費を2,140万5,000円、国民健康保険事務費を1,534万円増額するものでございます。

議案第78号は「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,110万円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を1,534万円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を25万円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を19万円、諸支出金を438万6,000円、予備費を1,051万4,000円増額するものでございます。

次に、議案第79号は「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ334万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,742万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を67万1,000円、諸収入を267万5,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を67万1,000円、諸支出金を267万5,000円増額するものでございます。

次に、議案第80号は「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ362万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億3,339万1,000円とするものでございます。歳入は、繰入金を362万2,000円増額し、歳出は、総務費を362万2,000円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,386万2,000円とするものでございます。歳入は、サービス収入を12万6,000円、繰入金を176万5,000円増額し、歳出は、総務費を189万1,000円増額するものでございます。

次に、議案第81号は「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、上下水道料金システム更新のため、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、議案第82号は「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、流域下水道維持管理負担金前年度精算に伴う増額及び上下水道料金システム更新のため、債務負担行為を追加するものでございます。収

益的支出につきまして、営業費用を1,700万円増額し、12億6,471万7,000円とするものでございます。

議案第83号は「指定管理者の指定（継続）について」でございます。

粕屋町福祉センターにつきましては、令和4年4月1日から、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として運営しておりますが、その期間が令和7年3月31日をもって満了いたします。つきましては、次期の指定管理者の選定に当たり、「粕屋町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」第2条及び第5条に基づき協議検討いたしました。その結果、粕屋町社会福祉協議会は、粕屋町福祉センターを効率的・効果的に管理運営でき、事業効果も期待できること、さらに、これまでの経験・知見等を今後予定している施設の改修工事・設計に十分にかかしていくため、指定期間を2年間とし、引き続き令和7年4月から指定管理者として指定いたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

（町長 箱田 彰君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

日程第5．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第6．「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました、68号議案から83号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、68号議案、69号議案、77号議案から82号議案の令和6年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、申合せ及び協議により、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員であります。

◎議長（小池弘基君）

日程第7. 「決議の上程」を行います。

配付いたしておりますように、本定例会に委員会から提出された決議は1件であります。趣旨説明を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

決議第1号「粕屋町総合計画策定委員会設置に関する決議（案）」について。

決議案はお手元に配付のとおり、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条により、特別委員会設置の根拠とし、議会運営委員会より、「粕屋町議会会議規則」第14条の規定により、議長に提出いたしました。

内容の詳細は、令和8年度から10年間の町のめざす方向を示す第6次粕屋町総合計画基本構想及び基本計画の策定に当たり、町から提出される案について、審査及び調査を行うために設置するものであります。

委員の定数は、議長を除く15名であります。

設置の期間は、令和6年11月29日から調査終了までであります。

本決議は、「粕屋町総合計画策定条例」第6条及び「粕屋町議会先例（申し合わせ）事項」の取決めにより、決議するものであります。

議会運営委員会委員長、山脇秀隆。

以上です。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

日程第8. 「決議に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

これより、決議第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、決議第1号を採決いたします。

本案に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、決議第1号は可決されました。

したがって、粕屋町総合計画策定特別委員会の委員は、議長を除く議員15名全員を選任することに決定いたしました。

ここで、ただ今設置が決まりましたので、特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を招集しますので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時54分)

(再開 午前10時21分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

特別委員会より、委員長及び副委員長互選の報告がありましたので、議会局長が読み上げます。

臼井局長。

◎議会局長（臼井賢太郎君）

それでは、読み上げます。

粕屋町総合計画策定特別委員会委員長に案浦議員。副委員長に田代議員。

以上であります。

失礼いたしました。再度、読み上げさせていただきます。

粕屋町総合計画策定特別委員会委員長に、案浦兼敏議員。副委員長に田代勘議員でございます。

以上であります。

失礼いたしました。

◎議長（小池弘基君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(小池弘基君)

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

(散会 午前10時23分)

令和6年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年12月2日（月）

令和6年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月2日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 6番 | 井上正宏 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 8番 | 鞭馬直澄 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 7番 | 案浦兼敏 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 田代勘 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎 議会局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田彰	副町長	池見雅彦
教育長	西村久朝	総務部長	新宅信久
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	田代久嗣
教育委員会事務局次長	堺哲弘	総務課長	豊福健司
経営政策課長	吉田勉	協働のまちづくり課長	高榎元

総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	道路環境整備課長	吉 村 健 二

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

昨日は、福岡県議会議員補欠選挙が行われまして、大変お疲れさまでございました。

本日から一般質問となりますが、今年最後の一般質問でございます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、田川正治です。通告書に基づきまして、一般質問いたします。

今年は広島、長崎へ原爆が投下されて79年目です。日本国内と国際社会に、粘り強く原爆被害を訴え続けてきた日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が国連のノーベル平和賞を受賞しました。核兵器禁止条約実現に尽力したICANのノーベル賞受賞に次いで、核兵器を廃絶する大きなうねりと運動が、国際世論を動かしております。唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器廃絶のために被爆者の願いに応え、核兵器禁止条約の批准、調印を行うことが求められております。

粕屋町議会では、日本政府に核兵器禁止条約への加盟を求める意見書を採択いたしまして、粕屋町は、非核平和都市宣言として、町で毎年、平和週間に原爆パネル展を続け、世界で取り組まれている核兵器廃絶の運動、その一環として、長崎の平和祈念式典に小学生の親子が参加する、このような平和と原水爆禁止の取組を行っております。私は、戦争のない平和な世界を子どもたちに引き継ぐ、そのために取り組んでまいります。

総選挙では、自民党と公明党の連立政権、過半数割れして少数与党になりました。これまで自民党に対する国民の歴史的審判、下されました。あわせて、改憲政党が3分の2の議席を失ったことで、憲法改正の国民投票を、国会で決議を強行できなくなりました。このような下で、臨時国会では、総選挙でも争点になった企業団体献金禁止、政策活動費の廃止、自民党ぐるみの裏金、脱税事件の徹底究明と真相解明を国民は求めています。あわせて、現行の健康保険証を廃止して、マイナ保険証を国民に押しつけ3兆円の税金をつぎ込み、本日12月2日から新規発行の中止を強行しました。国民の批判と怒りが沸騰しております。資格確認書や資格情報のお知らせ、手続と事務処理を自治体に押しつけ、医療機関に診療報酬に加担をつけて競い合わせ、正に雨と鞭、エンジンをつぎ下げる。このような卑劣な施策で、引き続き無駄な愚作に国民の税金をつぎ込もうとしております。岸田政権を引継ぎ、マイナ保険証を強行された……。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、一般質問に入ってください。

◎10番（田川正治君）

石破政権に国民的な批判が続出しております。

ただ今、このマイナ保険証の問題について、一般質問に入ります。

最初に、マイナ保険証の解除、10月28日に伴う資格確認書の交付は、マイナ保険証を解除申請してから1か月後に交付される資格確認書です。また、システム不具合のときに提出する、マイナ保険証と併せて処理する紙の資格情報のお知らせなど、現在の交付状況について答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

まず、粕屋町におきまして、11月15日時点でのマイナ保険証利用登録解除申請は3件となっております。資格確認書の交付につきましては、現在の保険証利用登録を解除された方も含めまして、まず現行の健康保険証が令和7年7月31日の有効期限まで使用可能でありますので、有効期限終了間近の7月に一斉送付する予定としております。また、資格情報のお知らせにつきましても、国の指示によりまして、現行保険証の有効期限が切れる前に送付を予定しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、資格情報のお知らせについては、このマイナ保険証を持つる方に対して、今でも交付がされてるといふふうに聞いておるわけですが、資格情報のお知らせにつきましては、先ほど述べられました7月31日、これ後期高齢者医療保険証もそうですし、健康保険証、会社や公務員の人たちが持つるのは12月1日ということなどは聞いておりますけど、国民健康保険証の場合は、今朝、テレビでも言ってきましたけど、8月頃にといふようなことでそれぞれの自治体によって違いがあるといふようなことなどがありまして、そういう点では、日にち的にはこの8月のそれぞれの国民健康保険証の期限切れについて、どのようになっているのか、説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

粕屋町の国民健康保険の有効期限は、令和7年の7月31日でありますので、現在発行してる分はですね。なので、それが切れる前に、国民健康保険に関しては、それが切れる前に資格確認情報のお知らせを送るように国のほうから指示がっておりますので、それに間に合うように、粕屋町でも送る予定としております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今から、マイナ保険証を持たない人には、職権で資格確認書を期限切れになる前に送るといふことですが、このマイナ保険証を解除した人、今先ほど述べられました3件ですかね。解除申請をしたら、その方はマイナ保険証の資格が無くなるので、国民健康保険などの交付が必要になってくると思いますけど、そういう分類をするのも含めての作業が今から必要になってくると思いますけど、まずは、資格確認書の3件の分については、交付はどのようなふうな状況なんですか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

解除されたのが11月ですので、まだこの時点では現行の健康保険証をお持ちのはずなので、もし、今現在その方々が紛失をされてるといふことであれば、今日以降は再発行ができませんので、その時点で資格確認書をお渡しすることになります。その申し出はあっておりませんので、現行の保険証をお持ちであると思われます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今のマイナ保険証を解除して、国民健康保険証の交付を受けるということで、どのくらいかかるのかということもあります。報道によると、1か月ぐらい掛かってそれが交付されるんじゃないかというようなことなども言われておりますけど、それについては、例えばそれとか併せて電子証明書を格納したICチップマイナ保険証の場合、5年というようなこととか、マイナンバーカードそのものは10年というようなことなどあって、今からいろいろそういう活用している保険証によって、町に申請して交付をし直すというようなことなどが出てくると思いますが、この先ほど言いました、解除した分は1か月掛かるというのが報道されてはいたけど、それは正確にはどういうふうになるんですかね。期限的に、どのくらいの申請。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

国民健康保険であれば、町のほうで確認ができますので、解除の申請をされれば、申請はしていただかないといけないので、解除自体がですね。なので、されればこちらのほうで、すぐに資格確認書はお渡しする形になります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

漏れることなく、日にちは長く掛からないで交付することができるということでしたので、そういう点では、是非、漏れなく保険証が無くなるということにならないようお願いをしたいというふうに思います。

次に、高齢者や障がい者、介護施設などでのマイナ保険証や暗証番号の管理など、プライバシーや情報漏えいを防止する対処方法について質問いたします。

政府は、マイナンバーカードを他人に管理、利用させることは不適切だということにしております。ですので、高齢者施設などでは、暗証番号を含めたマイナ保険証の管理については、紛失や盗難などを伴うというようなことなどで、施設側としては断るといったようなことなどがあるということが言われております。こういう点では、資格確認書を管理してもいいということを施設側のほうでは考えとしてあるというようなことなどがあります。そういう点で、高齢者施設などでマイナ保険証管理がしない場合については、今述べましたように資格確認書で対応するというよ

うなことなどがあるわけですが、いずれにしても、この解除も含めた申請は、実際に町に手続に来るといふことなどをしなければなりません。こういう点で、障害とか痴呆などの関係で、高齢者本人が手続できない場合には、どういふふうな手続になってこの保険証に代わる資格確認書を施設で管理してもらいことができるのかについて説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

それでは、質問のまず通告書に従ってお答えをいたします。マイナンバーカードは、御本人の管理が基本ですけれども、入所契約や預かり証等の合意に基づきまして、施設側で入所者のカードを管理することも可能とされております。暗証番号は、原則として御本人での管理になりますので、暗証番号の管理に不安のある方は、暗証番号を設定しないマイナンバーカードを希望されるか、資格確認書を希望していただくこととなります。マイナンバーカード自体にプライバシー性の高い個人情報記録されていないほか、偽造防止などにも対応した万全のセキュリティが施されていますので、施設での管理も可能とされており、施設で管理する際は、鍵付きロッカー等で保管することや、管理の記録を付ける、それからマイナンバーカードの管理を行う職員の範囲を決めておくなど、適切な管理方法についても、これはもう昨年度に出ておりますけれども、厚労省のほうから、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」というものにきちんと示されております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それで、先ほど言いましたその資格確認書を申請しそれを交付するということ、先ほど言いましたように高齢者や認知症の人たちが、自分ができないというふうなことで、東京のある区では、全ての人に資格確認書を送付すると。分類して渡すということじゃなくて、いふようなことも含めて行うことによって、この施設に入ってる人たちの分も、手続をしなくても資格確認書を施設で管理していただくことになるということなので、非常に有効な方法だということでした。そういう点では、町としてもこのような今言いました資格確認書を全員に渡すというふうなことなどの検討をしてはどうかというふうに思いますけど、課長のほうから説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

一応、今うちのほうで確認したところでは、無条件に皆さんに資格確認書が送れるかどうかというのは、ちょっとはつきり分からない部分ではあるんですけども、要介護の方とか認知症の方、基本的には、今マイナンバーカード保険証を紐付けされてなければ、資格確認書を職権で期限が切れる前にお送りすることになりますので、それを使っていただくことになりまして、何かしら申請が必要だということであれば、代理人の方の申請も認められておりますので、そのような運用を行っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今後いろいろと、全国的にもですが、この活用の仕方というのは、有効な使い方ということなども含めて、全国的にもそういう経験なども出てくると思いますので、そういう点では研究もしていただいて、漏れなく、いわゆるマイナ保険証を持ってない人たちに資格確認書が届くと。また、解約して、そして資格確認書が必要な人たちに対しての事務上の困難が、防げるような方法での交付を是非検討していただきたいと思っております。

次に、全国的なマイナ保険証の利用率が13.87%、10月末には15.67%ということが報道されております。政府の目標は50%だったそうですが、15.67%しか、この実績は上がっておりません。このような状況の下で、町内の皆さまが病院に受診する際の疑問とか不安とか、いろいろ利用するに当たっての問題などが、問合せなども出てくると思います。そういう点での町の体制として、この窓口対応としてどういう今の状況で行っていくことで、こういう問題対処ができるのかということについて、答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

今の田川議員おっしゃるとおりです。特に高齢者の方、本当に御心配をされてると思います。私どもも日々、今お電話等頂いて対応させていただいておりますので、その点に関しましては、引き続き国が示すとおりにはなっておりますけれども、丁寧に御説明を差し上げていきたいと思っております。まず利用率につきまして

ては、国保連合会から情報が来ることにはなるんですけども、最新の情報、10月1日時点にはなりますが、によりますと、粕屋町国民健康保険の利用者の方につきまして、利用率は18.27%となっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、81%の人たちがまだ利用してないと。マイナ保険証を持っているという状況ですので、いろんな点で、この対応については、具体的に病院にかかるに際して、問題、疑問などが出てくると思います。そういう点で言えば、今までの窓口対応の体制だけでは、困難さも生まれるし、複雑ないろんな手続なども含めてあるかと思えます。そういう点では、臨時も含め、専門的に対応できる職員配置が必要だというふうに思うんですけど、町長の見解を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、担当課長が申しあげましたとおり、町民の方々、疑問とか不安を抱えてある方に関して、丁寧に担当が説明を申しあげております。今のところトラブルはあっておりません。したがって、今の体制でいくつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では次に、町立保育所と町立幼稚園が担ってきた公的役割を維持するための保育士の確保や施設の建て替え、再編整備などについて質問します。

中央幼稚園と仲原幼稚園は新園児募集停止で園児が減少したことで、職員も減少し仕事や責任が増大しているというようなことを聞きます。この点で、労働組合のほうの資料を見せていただいたら、1クラス一人の正規職員の確保はできているものの、各園における特別な配慮を要する幼児や、発達の特性を持つ幼児の数が年々増加している傾向にあると。職員は、より高度な専門的知識・技能が求められるようになっておるので、園児の減少に伴う正規職員の配置数も増やして、対応していただくことが必要だというような趣旨のことがありました。私は、園児の減ったということだけで、職員の人数が減るというようなことになってはならないというふうに思うんですけど、この点について、今の状況について説明を。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

中央幼稚園と仲原幼稚園で、園児の減少により職員を減らすということとはしておりません。ですので、それによって業務等が増大しているということとはございません。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それで、中央幼稚園と仲原幼稚園の園長さんが兼務しているということが去年からあって、去年は仲原幼稚園のほうには園長経験者の方が副園長役を持って仕事をされておりました。しかし今年度は、そういう体制ではなく、園長が兼務で、主任が園長代理ということで職務を担っていただいているということです。私は、この園長を配置せずに園長兼務で幼稚園運営を行うということについては、町の幼稚園規則21条には、園長、主任教諭、その他必要な職員を置くとしている点とか、文部科学省の幼稚園設置基準で、第5条で幼稚園の園長の各学級に少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなきゃならないということがありますけど、この点に対して問題が生じているということになってるんじゃないかと思うんですが、この点について説明を。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

去年までは、仲原幼稚園と中央幼稚園で、それぞれそのときも、園長につきましては兼務で、1園のほうに副園長という形で、園長の経験者の方を配置させていただいておりました。今年度につきましては、それぞれ園長先生につきましては、両方共兼務というところは変わらないままで、主任の先生につきましては、それぞれ今まで主任につきましては、各園、クラス担任を持った上で主任も兼務しておったところを、それぞれ主任についてフリーの形で、クラス運営には関わらない形で、2園にそれぞれ1名ずつ配置してございまして、そこに対して園長先生とのフォローにも入ってもらってるという形をとっております。主任教諭につきましては、今後園長先生になっていくであろうというような職員のほうを充てておりますので、その経験を積んでいただくというところでも今回の配置といたしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いろんな条件の下で、現場で工夫しながら、職員の中で対応していくという事は大事なことでありますね。私が言ってるのは、この園長を置くという基準について問題ないのかということを確認しておきたいんです。そのことについてお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

兼務ではありますが、それぞれ園長として配置をし、活動していただいておりますので、問題はないかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

活動して、ちょっと確認のために私これは知っておきたいんです。園長は兼務であつたらいいということなのかということ聞きよるんです。兼務じゃなくて、専任として置くことが基準としてなってるんじゃないですかということ聞きよるんです。その点について説明。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

園長を置くというふうな記載になってるかと思っておりますので、兼務でも問題ないと考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今の問題では、問題ないということですから、設置基準として問題ないという答弁だと思いますので、後でまた、今後質問をしていきたいと思っております。

次に、幼稚園や保育所における正規職員の配置について質問いたします。幼稚園や保育所の正規職員の退職に伴う職員の補充や会計年度任用職員のクラス担任を改善して、各クラス2名の正規職員を配置するというようなことが求められるわけですが、この正規職員の配置について、今までは、募集する際でも会計年度任用職員のクラス担任というようなことなどが募集の条件であつたりということがあります。私は、初めから、正規職員を採用するという立場での補充をして、今後していくこと、これまでもですが、今後もしていく必要があるというふうに思っているんですけど、この点について、正規職員を増やしていくという方法と言いますか、募集

も含めて検討が必要だと思いますけど、その点について説明願います。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

職員の配置状況につきましては、現在幼稚園に関しては、園長、主任及び担任。保育所に関しては、園長、主任及びクラスの園児数に応じた担任については、正規職員。ほかに必要な代替とか加配などで園児やクラスの状況に応じて配置が変わってくるような形につきましては、会計年度任用職員を配置しております。今後この方向でいきたいと考えております。しかし、今後の職員の退職とか施設整備のほうに合わせまして、計画的に正規職員の採用を検討してまいります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

そのためには、やっぱり雇用条件、賃上げ含めていろんなことも含めて、今ほかの職種より8万円低いということなどがあり、改善はされてきてるけど、まだそういう雇用条件としては厳しい条件の中で働くということが求められてる職種になってるわけです。これでは、未来を担う子どもたちを本当に責任ある自治体の役割として果たしていくことができないというふうに思います。そういう点では、国に対する公定価格の引上げやら保育配置基準の改善などを含めて求めていくとして、町としても賃金・手当の支給の条件を引上げていくということでの人材確保を検討すべきだというふうに思うんですけど、町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、日本国中で、そういった物価インフラに対する生活給、要するに所得水準の向上について議論がされています。これは政府のほうで、今、集中的にその辺のことは考えてあります。今後、国との協議、指示の中で改善されていくものと私は期待しております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それは国の基準の問題だけじゃなくて、町としてもそういうことを検討していただきたいというふうに思います。

次に、老朽化した仲原保育所の建て替えと耐震診断の実施について質問します。

この前、私の質問に対して、町長初め担当所管課の答弁は、同じ場所では建て替えができないので他の場所を探しているということでした。その後、何度聞いても建て替える場所の土地の確保が難しいと説明しておられました。保育所の職員初め、保護者も、「本気で町長は建て替えをするつもりですか。」このような声もあります。仲原保育所を建て替えるために、これまで何箇所、建設場所を特定して土地の所有者と話し合いをしてきたのか。このようなことが見える形で説明がないと、本当にやられてるのかなという疑問が生じます。

それともう一つは、民間保育所の場合でも農協に土地を紹介してもらって建設しているところもあります。町も農協に建設場所、農地などを含めたそういうところを紹介してもらうことも含めて、もっと積極的に土地をどうして見つけるかという工夫もしていくべきだというふうに思うんですけど。この土地の所有者との話し合い、何箇所ぐらいやられて、この建設場所を探す努力をされてきたのかについて答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的詳細は、お答えはできかねますが、今は、以前の御質問でお答えしたように、仲原幼稚園を小規模保育園っていうことを将来的には考えております。そういったことも含めまして、並行して仲原保育園の建て替えについての検討をしている状況、これは全く今も変わっておりません。ただ、今田川議員がおっしゃったように、農協等の民間のそういった候補地についてのあっせん等、相談については参考にさせていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

とにかく長いんですね。もう4年、5年近くなると思うんですけど。こういう状況が続いていて、今の老朽化した仲原保育所は大丈夫なのかという問題も含めて出てくるんです。是非、積極的に取り組んでもらいたいと思えます。それと、仲原保育所と中央保育所民営化の時に、因前町長が提案した時も、建物の老朽化と地震による建物の崩壊、園児の安全確保ができないということで、地震で潰れたら行政の責任になるということまでも答弁されました。このことは、私たちも保護者の人たちと一緒に、地震になったら大変だから、何とか建て替えてほしいという話なども相談を受けながら取り組みました。篠崎元町長の時も、大川保育所の民営化の後に、中央保育所の民営化が提案されて、議会や保護者への説明の時には老朽化と地

震、危険だと。園児の安全性が責任持てない。同じことだったんですね。13年前から、老朽化した建物が地震で危ないと。2011年には、東北大震災などを含めて起きる中で、なおさらこの問題が、耐震基準も含めて対応していかなければならないという話が強まってきたと思います。

しかし、平屋だから耐震しなくても、耐震診断しなくてもいいということが今まで答弁されてきておりますけど、もう園舎は、開園後45年ですよ。もう正に地震、強い地震じゃなくても倒れる状況になって心配だということは当然だと思います。そういう点で言えば、耐震診断をまずして、それで皆さんに説明もして、大丈夫だということも含めて説明責任を果たしていかないと、このままでは、地震が起きたら、老朽化したのを何とか建て直してという話をしていくだけでは、問題が解決しないというふうに思うんですけど。町長は、この耐震診断も含めた地震による心配がないということ、保護者に説明するという立場で、どのように取り組んでいくべきだというふうに考えられるのか、答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正に今おっしゃったように、耐震診断、これは鉄骨造りの平屋建て、延床面積818平方メートルということで、耐震の診断の基準の対象にはなっておりませんが、専門的な設計業者辺りの知見と協議もしながら、今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

是非、保護者が安心する、町がこの公的責任を果たすという立場で、是非取り組んでもらいたいというふうに。

次に、仲原幼稚園廃園ということで、中央保育園も含めて、今、新園児の募集を停止するというようなことなどで、特にこの方針の中で、仲原保育園の廃園に伴う町立小規模保育所の建設について提案されてるんですよ、計画を。この問題について、私もほかの議員もそうですけど、小規模保育所を卒園する3歳児をどこに受け入れるのかという連携施設の問題。これは私立の民間の小規模保育所の場合は、特にこれが問題になってきて、町立の幼稚園に入れてほしいという話までもあったんです。それほど連携施設が大事なんですけど、説明の中では、町立で受け入れる、町立保育園で。いうようなことだったと思うんですね。これは、現実的に今の保育所の状況、保育士の配置の問題も含めて、受け入れるだけの余裕も含めて、今か

らこれができるのかということがあるんです。その点からも、町立の保育所に対して、このことの連携施設の話がされたのかどうか。そして、どういうふうな体制でこの受け入れる方向を、保育士とか配置をしてやっていくというようなことなどが具体的にされたのかについて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

仲原幼稚園の閉園自体は令和8年3月末という形で、現在は、令和7年度に設計と令和8年度の工事着手という形で計画をしておるところでございます。令和9年度から開設というところで予定をしておるんですけども、それまでに人員配置等も整えながら、当然、2歳から3歳児に上がるときというのは定員数とかも変わってきますので、その辺りを含めて、各保育園で受入れができるような形で整えていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

その関係の保育所に対して、その話を職員も含めてされてるのかと。今後、2年、3年後にはその保育士の人たち、現役で働く人たちも含めて、実際保育士が受皿として確保できるということは、今の状況で言えば、なかなか応募しても採用できない。条件があって苦勞してるという状況の下で、現実的にそれが可能なのかということも含めての話なんです。そのことも含めて話をされて、いや、保育所も確保して取り組んでいくようにするという町の計画も含めて話をされたのかということ聞いてるんです。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

町の計画につきましては、保育士の職員も含めたところで一旦会議も行っておりますので、十分職員のほうも知ってると思います。職員の確保ができるのかというところがあるんですけども、今後も引き続き、先ほども申し上げましたが、積極的に職員の採用を検討していきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

労働組合の幼稚園の組合員の人たちの話を聞けば、中央幼稚園と仲原幼稚園の閉

園が提案されたことに伴い、閉園に向けた準備や取組に関してもまだ不透明な部分も多く、職員ですら見通しを持てずにいることも大きな問題点があるということで、職員は元より、保護者も含めてこの方向というのは、全く、幼稚園の、この廃園の問題も含めてですけど、連携施設の問題も含めてよく理解されていないと思うんですよ。そういう点では、この文書も含めてこういう方向でっていうことを含めて、職員配置の問題も含めて、もっと具体的に分かるように示していくべきだというふうに思うんですけど。その点については、職員のほうとそういうことについて具体的にやられたのか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今回の計画段階では、本当に職員のほうも入ってきておりますので、その中には、職員と言われましても、当然会議に全員が入ると保育等に支障を来たす関係がありますので、代表して入っていただいております。その中で、当然、職員の中でも知らされているものだと考えております。今後、配置等につきましては、必要な配置等について園長先生等も含めながら検討はしておりますので、職員に対してもそのまま理解していただけるものと考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

中央幼稚園と仲原幼稚園の廃園の問題も含めて、学識経験者とかそういう人たちも含めて、いろんな人たちでの話し合いをする。園長さんも入ってるという話が今まであって決められてきたんですね。それはそれでいいですけど、実際具体的にそれを取り組むに当たって、職員の人たちが本当に心配なく、受け入れるということも含めて、この小規模保育所を造って、連携施設としてやっていくというならば、そういうのをしっかり今の時期に話もして、納得して理解していただいて運営していくというようなことになるようにすることこそ大事だと思うんですよ。それは、園長先生、関係者の人が一人入ってくるから、その人から伝えてもらってると思いますということでは、具体的には進まないと思います。そういう点で納得はですね。だからそこをやってほしいということを言います。やるべきじゃないかということなんです。その点についてもう一度。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

議員が言われてるとおり、一部の職員さんでそういうふうな御不安があるというふうなことがございます。のところであるんですけども、実際会議の中で、先ほど課長が申し上げましたとおり、職員の方が入っていただいて、みんなで話し合いながら、そういうふうな方向性を決めたというところがございますので、もし、まだ不安があるというふうな職員さんがいらっしゃるのであれば、こちらとしても丁寧にまた説明をして、みんなでまた考えていきたいというふうには思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、この保育をする人は保育士ですからね。園長さん一人でやるわけじゃないですから。そういう点で、私は役場の仕事でも一緒だと思うんですよ。課長、部長の方がやるわけではなく、職員の人たちが一致して業務に取り組んでいくということによって、いろんな仕事が効率良く、支障無く進めていけるというのがあると思います。だからそれが、公務員としての一番大事な基本のところの役割だと思うんですね。そういう点をしっかり、やっぱり保育士さんたちも含めて、自覚を持ってやっていただいている保育士さんたちに、そういう立場で行うようにしてもらいたいということを申し添えておきます。

次に、仲原保育所と仲原幼稚園の統合による町立幼保連携こども園の計画についてですが、私は、仲原幼稚園が廃止される閉園、これと仲原保育所の建て替えということも一体とした問題として取り組んでいくということが、今までも、先ほど町長も述べられたように、そういうことだというふうに思っております。私は、これはやはり仲原保育園の建て替えと、幼稚園が廃園するならば、その土地も含めて有効利用しながら、どういうふうな施設を今後考えていくかということだというふうに思っております。そういう点では、私は基本的には、仲原幼稚園を残して縮小してでも存続することを求めているんです。建て替える所も、町立保育所の場合は、あそこその場所が駄目ならば、ほかの所を探すということで、仲原保育所を建て替えてほしいという考えです。しかし、今の状況の下で進めていく、今の町の方針から見たら、何らかの方向を示せていかないと、このまま日にちがたっていくということだけで、両方共うまく、この利用者の人たちが使えるようになるのかと。保育所、幼稚園をですね。いうのが非常に心配です。そういう点では、町立小規模の3歳児を受け入れることで、町立幼稚園と合わせた保育所という点では、幼保連携こども園が一番適しているというふうに思います。そういう点で言えば、場所について、私の案としては、考えとしてこれ可能かというのがありますが、仲原幼稚園の跡地に3階建ての施設、そして小規模保育所を仲原保育所の跡地に建てたらどうかとい

うふうに思うんです。

要は、問題は、私は公的な幼稚園と保育園を是非維持してほしいと、今の状況です。ということがあっての提案なんです。そういうことも含めて、何かこの点について、具体的に検討されて、この二つの保育所と幼稚園の関連性を持った役割を、どう支障なく進めていくかという点について考えておられる点があれば、説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

現在のところは、令和6年3月に策定いたしました「粕屋町町立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき進めておまして、仲原保育所と仲原幼稚園の統合による町立幼保連携こども園の計画はございません。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今の状態に行けば、幼稚園は廃園。そして、仲原保育所は建て替え地が分からないでそのまま、見つからないで。いうことになりかねないですよ。そして、心配なのは、地震で仲原幼稚園の建物が大丈夫かという問題。3歳児以上の子どもの受入れをどこにするか、町立保育所か、小規模保育所の卒園児3歳以上というようなことも含めて、何かその辺りをもっと明確にしてもらわないと。分かりにくい問題ですよ。仲原幼稚園の廃園、中央幼稚園の廃園ありきで進められてるけど、実際は就学前の子ども、保育所・幼稚園を必要とする人たちに対する町の役割というのは、果たし切れてないんじゃないかというのが、私の意見なんです。だから具体的に、その方向も示したらいいんじゃないかと。もっとはっきりした形でということです。

それともう一つは、私は、これはもう当然、行政改革の下で行われた幼稚園・保育園の民営化、町立保育園の。ということと一貫となった流れの中で進められているというふうに私は思うんです。それでは、町の役割も地方自治体の役割も果たせないというふうに思うんです。幼稚園や保育園の人件費削減、維持費を削減しておくというのが、まず一番初めにありきで、就学前の乳幼児の子育て支援、財政を民営化とか廃止することによって削減する。確かに子どもが減ってきているということであっても、先ほどから言います発達に支障を持つ子どもたちが増えて、私も幼稚園の入園式とか保育園の入園式、卒園式行きます。もう確かに以前、自分が議員になった時から比べたら、集中できなくて、子どもたちが先生の言ってることも、一緒

に座って聞くことができないでという状況は、もう増えてるといのは目に見えます。そういう点で言えば、先ほどから言いました子どもが減ったということだけじゃなくて、やっぱり必要な人的配置をして保育所を増やし、そして受入れをしていくということが今大事だというふうに思います。そういう点で言えば、幼稚園の閉園というのは財政効果がないと、削減効果。むしろ、税金を福祉の向上のために使う、就学前の子どもたちの援助に使うというようなこととか、そういう役割を持った財政の使い方にはなっていないんじゃないかというのを非常に危惧します。そういう点で、もっと積極的に町の財源も振り向けて、こういう幼稚園・保育園の維持をしていくべきだということを申し添えておきます。

最後にこの問題についてですけど、これ町長に答弁してもらいたいんですが、中央幼稚園や仲原幼稚園の廃園、新園児募集の停止、このようなことは条例とか、いろんなこの改正などはしなくて進めていいのか。議会としての議決なども必要じゃないかなというふうなことも思うんですけど、その点について町長の見解を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

条例上の休園、要するに閉園ということは、まだその時期ではありません。今まで、そういった意向を議会のほうにお諮りしながら、御意見を賜りながら進めておる状況であります。これにつきましては、担当所管のほうも十分に委員会のほうでも御説明申し上げましたし、委員会の中での御承認も得ているものと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

委員会の中で、反対意見も含めてあるわけですね。そういう点では、委員会は全てということではないです、それ決まったことが。そういう点も、私は私の意見としてあるわけで、この問題について、もう少しはっきり、この条例も含めて、支障がない形で進められてるのかということは、私は危惧するから聞きよるんですね。何もないのに、今そういう時期じゃないということだけじゃなくて、それにはもう、何も議会に諮らんで進めていっていいことだということなのかということなんですけど、その点についてはどういうふうですか。町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

重ねて申し上げますが、十分に委員会のほうでも、御審議をいただいているものと私は理解しております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、条例問題も含めてこれが進められるのかどうかも私もまた理解不十分ですので、今後また取り上げていきたいと思えます。

では最後、これは会計年度任用職員の雇用の問題です。雇用条件の問題、処遇改善についての計画……。

（傍聴者の議席付近への誤入場あり）

◎議長（小池弘基君）

すみません。

入るところが違いますので、ちょっと田川議員、一旦止めて。

もうしばらくお待ちください。

◎議長（小池弘基君）

では、再開いたします。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今年度の給与改定に伴う4月からの給与遡及の実施、それと、3年目の鍵となってきた連続任用の検討についての実施計画についてですが、これまでも質問して、9月議会でも質問しました。29日には人事院勧告を石破内閣閣議決定しましたので、国家公務員に準じた地方公務員の給与改定が行われるということになっていきます。当然これに伴って、会計年度任用職員の雇用条件についても影響が出てきます。そういう点では、9月議会で質問をいたしました内容について、「今年度より正職員の改定時期に準じた運用と4月遡及の支給で改定予定。」というのが、会計年度任用職員の給与改定問題。4月から遡及していくと。

もう一つは、「2年を超えての連続任用についても、総務課で現在協議をしており、他自治体の状況も把握して、できる限り早い時期に方針を決定したい。」という答弁でした。この点について説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、給与改定につきましては、令和6年9月議会の定例会におきましても答弁をさせていただいておりますが、人事院勧告によります会計年度任用職員の給与等

の改定につきましては、総務省や県からの通知などによりまして、正規職員の取扱いに準じる旨が現在示されております。ですので、例規の改正であったり、令和6年4月に遡及した差額の支給について、現在準備のほうを進めておるところでございます。

また、御質問の公募によらない再度の任用回数制限につきましては、国の非常勤職員の例による会計年度任用職員の事務マニュアルも、令和6年6月に改定をされておりますので、本町の運用におきましても令和7年度の任用から、再度の任用の回数制限を設けない運用を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これまでも質問をしてきたときに、役場の職員の半分は会計年度任用職員。その中の90%ぐらい女性の方という点では、ジェンダーギャップも含めて、男女平等という立場からも非常に公務員の中で働く人たちの雇用条件を、男女平等も含め、正職員と会計年度職員の人たちの状況を改善していくということは、国だけじゃなく町としてもいろんな点で検討して、進めていってほしいというふうに思います。

それで、そのほかちょっと時間ありますので、一時金の支給の問題とか期末手当の水準を引き上げるとかいうようなことなど、退職金の支給とか、当該、正規職員同様の有給休暇の問題とか、こういう点については、今までも質問もしてきたわけですが、何度かこの点についての話をして、方向性は決まるところなど含めてあれば、現状を含めて説明を。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今現在、給与改定と連続任用につきましては、協議を進めまして具体的な手続のところに入っているところではございますが、あと、給与に関連するところではございますと、会計年度任用職員につきましては、令和6年度から勤勉手当の支給を行っていらっしゃるというのが、まず現状でございます。あと、休暇等の処遇改善につきましても、今現在、今回の給与改定等と併せまして、内部で検討のほうを進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

幾つかの改善策含めて進められているということで、非常に積極的な取組をやっていただいていることについては、非常に良いことであるし、役場の職員の人たちの仕事のやりがいも含めて、非常に強まっていくことになるし、効率良い、そういう職場環境が生まれてくるというふうに思います。今までもそうだったと思いますけど、更にそういうことで改善することによって、住民の方針の立場に立った役場の職員の人方が、どこに座ってどの席におられて窓口でおってとか、いわゆる専門的にやられてる人たちも含めて、いろいろ町民から見れば一緒に見えるんですね。同じ役場の人たち、どういう対応をしていただくかということとは当然あります。そういう点で言えば、今からもこういう改善も含め、是非取り組んでいただくことを含めて述べまして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今より休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号6番、井上正宏議員。

（6番 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

おはようございます。

議席番号6番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問をします。

今回は、ワンヘルス事業についてお聞きします。今年3月の一般質問で、福岡県が推進しているワンヘルス事業についてお聞きしておりますので、2回目の質問です。2回目の質問、これは粕屋町がワンヘルス宣言を行う。これを柱に考えて、その中で三つのポイントを行政に伝えたいと思います。まず1、町民におけるワンヘルスの周知及び活動促進。2、町民の憩いの場である駕与丁公園をワンヘルス公園に認定し、町外や県外からも訪れるスポットにする。3、子ども世代におけるワンヘルス教育の徹底で、持続可能な健康と自然環境を次世代に残すというポイントにしております。

2024年、令和6年6月28日現在、福岡市町村でワンヘルス決議を議会で宣言した市町村は12の自治体。ワンヘルス宣言をした自治体が29となっており、ワンヘルス決議、宣言両方もした自治体は12となっております。3月に一般質問をしてからも徐々にこの動きは、行政や地域住民に確実に伝わってきています。先日、類似団体の市長さんとワンヘルスのお話をしている時に、市長さんは、議会でワンヘルス決議宣言はしているが、市長としてワンヘルス宣言はしていないというお話ではありましたが、市長さんとワンヘルス関係での様々な情報を交換する中で、市長さんは、来年3月、市長としてワンヘルス宣言をされると言われてました。それでは、町長へ質問します。本年3月議会定例会において、町長は、ワンヘルスにおいて「今後研究しながら検討を行う。」と発言されました。その後、ワンヘルスについて何か進展はありましたか。また、今後、粕屋町はワンヘルス宣言を行うか、お考えをお聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町の取組についてお話しする前に、今日たくさんの井上議員の応援団と言いましょうか、お見えですので、ワンヘルス宣言というのは若干説明をさせていただきたいと思えます。これは福岡県がワンヘルス宣言、推進をしておるものですが、今様々な感染症が世界そして日本に大きな影響を及ぼしました。これは人と動物の健康、そしてまた自然との調和、これを考えたときに、ワンヘルスを考えなければ、今後この地球規模の健康の維持、あるいは自然の環境破壊について無視できない状態になるということで、福岡県が先駆けて行ったものでございます。これ、福岡県議会も含めて、様々な取組もしてあります。今議員がおっしゃったように、県内でも、10を超える自治体が宣言をしております。そして、それに伴って、県もこういったワンヘルスに関する周知徹底を図るための意見交換会、説明会も行っております。職員のほうも、今年の5月31日に、県の主催の市町村ワンヘルス担当者向け説明会、意見交換会にも、私も参加をさせていただいて、このワンヘルスに関する基礎的な研究、あるいは県が今行なっていますワンヘルスの関連事業などの説明を受けながら、今、勉強している状況でございます。その時に、議員もされたと思いますが、参加市町村との意見交換を行っております。積極的に今後こういった県の研修事業、あるいは市町村間の様々な協議にも参加し、私も参加していきたいと思っております。その上で色々勉強して、知識を得た上で、宣言をすることになるかと思いますが、ただ、私もこれは希望なんですけども、やはり議会の方々も、今、決議をしてある議会が相当多ございますので、決議もしていた

だきながら、自治体、町が一体となって、この事業を進めることを期待したいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今、箱田町長には、私の一般質問の答弁ということも含めて、これは今日お見えになっておられます傍聴者の方、また、議員の皆さまにも伝わるように説明をしていただきました。新しい事業という取組ではありませんけれども、どうしても新しい事業ということになれば、これなかなか難しいなあというのは、当然私もいろいろお話聞く中で理解しておりますけれども、これはもうSDGsの健康版であるということで、まず簡単に頭の中に入れていただく中で、いろんな知識を今から皆さまにも、当然私もしっかりと頭の中に入れて、お話しさせていただきたいと思っておりますけれども。福岡県の新しい事業ということで、考えられるということでありませぬけれども、既にこのワンヘルスの取組というのは、もう様々なところで展開しているということをお伝えしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、町民の生命を守るに当たり、ワンヘルスの「6つの柱」となっている人獣共通感染症及び薬剤耐性菌環境保護の粕屋町における対策をお聞きします。また、方針や行動計画などを策定する可能性はありますか。お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

人獣共通感染症対策、そしてまた薬剤に対する耐性菌対策、そして環境保護について、これは粕屋町の方針とか行動計画という御質問ですが、県から、この市町村レベルで計画を立てなければいけないという指示は、県からは受けておりません。しかしながら、県においても、人獣共通感染症対策、薬剤耐性菌対策及び環境保護についてのそれぞれの計画ではなくて、積極的な取組をやってくださいと。その啓発推進をしてくださいという、こういった推奨をさせていただいておることです。そういったことで、粕屋町についても、様々な研究・勉強もしながら、住民の方々に対するこういった周知を図ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

特に県からの指示はないということで、当然町として、県がないのであるんだら、町独自で何かそういう対策があるのかなということで思っておりましたけれ

ども、特に町としても、今のところそういう方針とか行動計画はないということございませうけれども、ここはやっぱりしっかりと執行部に考えていただきたいのは、これはもう町民、県民の命、また、当然私たちの身近な粕屋町の町民の命として、やはり命とか生命につながる部分でありますので、やはり粕屋町としても、何らかの方針とか行動指針とかというのは、この時代でありますので、必要だというのは不可欠ではないかなと思いますけれども、今後そういう指針など作っていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどから申し上げてますように、まず今勉強し、研究している状況ですが、宣言をした後、様々な具体的な行動計画あるいは実施方針についてを取りまとめてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

それでは今後の様々な研究をされる中で、まず、町民の命、健康というところからしっかり考えていただきまして、そういう指針の作成をしていただきたいと思います。

それでは、3の質問に行きます。この3の質問に行く前に、関連と言いますか、先日、ワンヘルスの県民の森、四王寺のほうに視察に行ってきました。それで、ガイドさんからの説明を受ける中で、最近は県議会の先生とか市議会の先生、また町議会議員の方々の勉強と言いますか、視察がよくおいでになっておりますという話を聞かせていただく中で、名刺交換をさせていただいた時に、「粕屋町ですか？」と。「はい。粕屋町の議員をしております。」というお話をした時に、「粕屋町も民間の福祉施設の団体の子どもさんたちが、ワンヘルスの体験ということで、よくお見えになっております。」というお話を聞かせていただいております。

そこで、3番目の質問に入りますが、宇美町、大野城市、太宰府市とまたがる四王寺の森が、福岡県からワンヘルスの森に認定され、ワンヘルスミュージアムなどの施設も充実し、ワンヘルス研修や森林浴などの運動やセラピーに利用されています。粕屋町の憩いの場でもある駕与丁公園を、ワンヘルスの公園、これも仮ということですが、認定するという考えがありますか、お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のところ、県のほうから駕与丁公園についてワンヘルスの公園としての指定の話は全くございません。ただ、この四王寺山を中心とする県の森林公園でございますが、これは県が積極的に実際に働きかけ、協議しながら、ワンヘルスの森ということで、これはテレビでも紹介がされたところでございます。御存じのように、駕与丁公園もそれに負けないような緑と水辺に囲まれた自然豊かな場所ということで、これは、正にワンヘルスの一つの目標である自然との共生、動物との共生、これを体験できる、体現できるものだろうと私は思っております。これは、宣言と並行しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

駕与丁公園をもし、ワンヘルスの公園という形で、これ認定要件というのが、四つほどありまして、まだまだ、町として、宣言ということがなく、当然議会のほうでも議決というところまで行っておりませんので、この認定要件の1から4ですね。4を見る場合、1から3まではもう確実に、駕与丁公園は、啓発と言うか、認定要件ですかね。駕与丁は、その中の3までは、そういう要件に当てはまってるんですけども、この4番目に、ワンヘルスに関する県民等の理解を深めるための取組が行われているとか、計画されているかということが、この4番目にそういう文言がありますので、これはもう先ほど町長が言われましたように、今後の研究課題の中で、ここがクリアできれば、当然、次の段階に進んでいけるものだと思っておりますし、この認定に当たり、申請者となられるのは、当然、箱田町長ということになっておりますので、先ほど駕与丁公園のすばらしさと言いますか、私も駕与丁公園のほうには、毎日散歩がてらに行ってきておりますけれども、この駕与丁公園の歴史とか、自然とか、様々なことについて、たくさんの方々からの駕与丁公園の魅力について、お話を受けてるわけですけども、是非、この駕与丁公園を一つの起爆剤として、いろんな方々から、またこの駕与丁公園を利用してもらうための一つの方法にもなるんじゃないかなと思っております。

次の質問に行きたいと思っておりますけれども、次は教育長のほうに御質問させていただこうと思っておりますけれども、教育長として、この駕与丁公園の利用を含めて、今後、小中学校におけるワンヘルスの教育を深めていただきたいなと思っておりますが、そういうことも含めまして、4番目の質問に入りたいと思っております。ワンヘルスにおいて、青少年への教育は、持続可能な健康及び自然環境を次世代に残すために必要なものであり、多感な時期に、自身の健康や、他者への関心、思いやり

を考えることができる機会として有用だと考えられます。今後のワンヘルス教育において具体的な方針や構想がありますか、お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員が3月からずっとおっしゃっていただくこのワンヘルス。この言葉は、どの時期から出たか分かりませんが、学校教育においては、人と動物の健康的な関わり、それから環境との健全な関わりということで、環境教育とか、例えば感染症、健康そういったもので、部分的には、教育としては今までもあっております。ただ、ワンヘルスという言葉を使うか使わんかの違いであって、私は、中身については、随分、今学校教育の中でも行われているかと思えます。ワンヘルスという言葉を使った研修又は教育についてということに特化した質問みたいですので、次長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず前段で、福岡県のほうの、特に教育に関する動きを少し御紹介させていただければと思いますが、県では御承知のとおり、令和3年にワンヘルス推進基本条例定められまして、ワンヘルス教育のほうに推進をされておるところでございます。令和5年度からは、県内全ての私立の高等学校を対象にしまして、ワンヘルス教育を推進されており、令和6年、今年の3月からは、ワンヘルスの基本から実践的な取組例まで教えることができる人材、こちらを福岡県ワンヘルスマスターということで認定をされ、地域あるいは学校等での学習や研修の場に講師として紹介するという事業が開始をされておるところでございます。

また、県内の小学校4校、中学校4校の計8校ですね。こちらを、ワンヘルス事業を実践的に推進をする学習推進校ということで指定をされまして、こちらの児童生徒のほうに年に1回、こちら県で指定をされております教育モデル校、高等学校、農業関係を持っておるところになりますけれども、そちらに訪問して、高校生と一緒に動物の飼育体験等を行うという小中学校におけるワンヘルス教育推進事業というものも、開始をされておるところでございます。

粕屋町としましては、ワンヘルス教育に関する具体的な方針や構想というのは、現状特に定めておりませんが、申し上げましたような県で実施されております、こういった事業内容につきましては、県のほうに常に周知を図っておるところでございます。また、町内の各小中学校におきましては、県のほうで示されてお

まずワンヘルスの理念とかワンヘルス教育のポイントというものが、チラシのようなもので、こちらも小中学校に周知をされております。内容につきましては、先ほど教育長が言われたものと少しかぶるんですけども、既存の学習、総合的な学習の時間ですとか、あるいは理科、保健体育、道徳、いろんな複数の教科の中で、そちらを横断的にワンヘルスに関する学びという形で取り組んでおるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

3月の時にも堺次長のほうからは、答弁いただいております。ある程度、もう3月にして、今回12月ということでの答弁でしたので、3月の答弁よりも、かなりこのワンヘルスの内容についてのお話は、進んでるなというのは、今の答弁でそういう感じはしました。

そこで、先日みやま市での小学校で開催されましたワンヘルスサミットですね。これ、小中学校の教員の研修に参加してきた中で、その中で、やはりそういう教育に取り組む流れで、やはり、現場の先生たちですね。現場の先生たちのこのワンヘルス教育が、どうだったのかというそういう取り組んでおられるところでの研修の中で、その先生方がこのワンヘルス事業に取り組む中で、アンケートになりますけれども、この教員側からのアンケートについてちょっと一部紹介しますけれども。

まず、「ワンヘルスの教育に意欲的に取り組みますか？」ということに対しては、「とても」というのが、58%。「まあまあ」というのが、48%ということで、その内容って言いますのは、「計画や準備は大変だったけど、体験活動が多く楽しめました。」と。また、「新しい取組で、手探り状態で事業を行う中で、ワンヘルスマスターさんの話を聞いて、教員自身も新しいたくさんのが知れて楽しかった。」というアンケートですね。

また、「ワンヘルス教育は未来のために必要だと思いますか？」という中で、これはもう100%と。「今ある環境や自分自身をワンヘルスの視点で振り返ることで、自分のこととして持続可能な未来について考えられるから。」と。さらに、「10年後20年後の未来を作っていく子どもたちの考え方に影響するから。」という、そういうお話もありました。

また、「ワンヘルスの事業に対して、子どもたちは意欲的に取り組みますか？」という中で、これも、「とても」ということで、91%。「まあまあ」ということで、9%ということで、ワンヘルスマスターの話聞いて、「児童は、森林に対する仕事に就きたいという考えを持った。」とかですね。教員の感想としては、ワン

ヘルスマスターの話をするという方と対話する活動の場面の中で、進んで尋ねたりですね。これはもう教員同士も、子ども同士もやっぱりそういう進んで尋ねたりとか、いろんなそういう話し合ったりする場面が見られたと。

さらに、ワンヘルスの事業で楽しかったことや良かったこととか、ワンヘルスの事業で難しかった課題とか、もう最後になりますが、「ワンヘルス教育の魅力は何ですか？」という中で、これは、たくさんアンケートありましたけれども、「相手の気持ちを考える心が育まれる。」ということで、これはもうそういう話を聞く中で、人間教育として素晴らしい内容ではなかったのかなということで、このワンヘルス教育は、やはり、今現代社会で一番欠けている他人への思いやり、そういうものがワンヘルスの中に含まれているということで、しかし、これはもう実は、身近であることなんだというような、児童や生徒さんとか、教員の先生方とのそういう情報交換などをさせていただいております。

先ほど、堺課長のほうから今後のワンヘルスの教育ですね。これは、今教育長からもワンヘルスの話は聞きましたけれども、今後更にこれを深めていくために、小中学校の教科等にワンヘルスの教育の推進ということで、もう実際堺課長のほうからも、総合の学習の時間とか、体育とか理科とか言われてましたけれども、これを具体的に進めていっていただきたいと思いますが、教育長答弁、大丈夫ですか。教育長に答弁を求めたいと思いますが。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教科でっていうのはなかなか難しいかと思いますが、私先ほどから言ってますように、ワンヘルスという言葉が非常にこれ捉え方として大きくて、それがどういう教育なのかとなかなか一口では言いにくい部分がございます。

その中において、具体的なもの、これ実際学校でやってることを改めて私ここで復唱することになるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症ということで、これはもう本当に令和2年度からでしたか、大変な思いを皆さんされたかと思います。このことによっても、やはり健康というものについて、保健体育とか、例えば総合の時間とか、そういったものを使いながら、現在も感染症若しくは動物がいろいろ持つてる、例えばペストとかそういったものの勉強は今もされてるかと思います。

それから、人間と動物の関係ということで、これは、一つは愛玩動物のかわいがり方、ペットを大事にする、命の大切さっていうのは当然道徳等もやられてるかと思えます。また、最近ニュースで多いんですけど熊の問題ですね。いわゆる野生動

物、これとの関わりのことも今ニュースで取り上げられています。これも一つの、私はワンヘルス教育の全国版かなというふうに意味づけをしておるところでございます。

また、薬剤性の感染症、これはもう当然医療の問題になるかと思えます。一番やっぱり私たちが考えているのは、安全な食ですね。やはり、食の問題というのは、今までもいろんな教科の中で取り上げてきておりますし、食育教育ということはどうもセンター方式でやっておりますので、栄養士とかが学校に出向いて食の安全性、食の大切さは指導していただいているところでございます。

また、こういった具体的な例を挙げると本当にきりがありませんが、地球温暖化、これはやはりワンヘルス教育の大きな、私は柱かと思っております。この地球温暖化についても、やはりCO2の削減とか、ごみの削減とかいろんなことを言われておりますし、やはり防災というのもこれの教育の延長上に、私はあるのかなというふうに思っております。また、大気、水、土壌の問題とか、これ辺りについても、やはり今子どもたちが生活をしている中でいろんなつながりを子どもたちは持つてくかと思えます。これを意味づけしながらつなぎ合わせたのが、私はワンヘルスかと思うんですが、ただワンヘルスだからやるんじゃないくて、今やってるいろんな部分を、やはり私は積極的にやっていく必要があるかなということで、答弁に代えていただきたいと思います。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

それでは最後の質問になりますが、福岡県が行っているワンヘルスマスター紹介事業を知っておりますか。また、紹介所を通してワンヘルスの普及理解実践促進を行うワンヘルスマスターを学校教育に活用する可能性がありますか、お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

ワンヘルスマスター事業、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、令和6年3月から始まった、議員も言われましたように新しい事業でございます。学校のほうには、今年度に入りまして4月にこちらの周知をさせていただいているところでございますけれども、現状、今のところはまだ各学校のほうから、このマスターを招へいしたいんだというような希望は聞いておりません。ただ、実施

に当たりまして、年間の行事計画に盛り込みましたり、報酬等の予算措置なんかも必要でございますので、次年度以降の計画に向けて、これからいろいろ検討がされてるタイミングかなというふうに考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

当然、予算関係が発生してくるというのは十分承知しておりますが、一応紹介していただきますと、このワンヘルスマスターは、県に12名。北九州に、2名。福岡市に、2名。大牟田市に、2名。筑豊に、2名。筑後に、2名。糟屋郡に、1名とおられますが、この1名は粕屋町に在住されておまして、粕屋町の小中学校を出ておられます。それで、この予算につきましても、このワンヘルスを呼ぶ予算、これ1コマ60分当たり3,900円ということと、これ交通費は別なんですけれども、そういう予算が付けられてるということで、ワンヘルスマスターをやっぱりどンドンどンドン増やしていくっていうか、何かこう、これ町の職員の方、そうやって言うとなげられるかも分かりませんが、大体月に1、2回の半年で、お金は無料だそうです。ですので、何かそういうのも、今、私のほうで執行部のほうにお伝えしましたので、ワンヘルスの宣言をする中で、そういうワンヘルスマスターというのも、町のほうでも、いろんな町の、これは町民の方でもいいと思うんですけども、いろんな形で、町の広報でも紹介していただきたいなと思っております。

それで、ワンヘルスはもう何度も何度も同じこと言ってますけれども、人の健康、動物の健康、環境の健全性を守っていくということですね。これ福岡県が推進している事業なので、町民ではなく、これ県民全体に関わることであり、粕屋町の執行部の、今からもう研究されるというお話は聞いておりますけれども、若干の認識不足とか、そういうことによって、将来的にそういう普及が遅れたり、本来得られたはずの、そういう利益を損なうようなことがないように、町としてもしっかりと考えていただきたいと思っております。

それで、先ほどこの予算の話をしましたけれども、来年の当初予算に、もしワンヘルス事業についてということでの予算の提案を町長にしたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

多分今おっしゃったのは、教育関係と一般の住民に対するものと、これ二つあると思うんですね。ワンヘルスマスターが今粕屋町にもおられるということで、私も把握はしておりますが、そういった方をお招きして研究会をすると、学習会をする

ということだろうと思います。それにつきましては、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

ちょっと私の質問がですね。要は、いろんな課をまたがってきてるのが、ワンヘルスという中で、ちょっと教育の部分のほうでお話しさせていただきましたので、検討ということは言われましたけれども、これ、どこの課でも関わっていることでもありますので、やはり予算が付かないと、何かいろんな事業も進んでいかないとしますので、そういう予算も考えていただきたいと思っております。

それで、先ほど町長が、このワンヘルスマスターの方はもう知っておりますというお話でしたけれども、12月の19日、未来の粕屋町について箱田町長と一緒に考えようという、そういう粕屋町の未来のまちづくりについてのそういうディスカッションがございますが、先ほどのこのワンヘルスマスターの方も、申込みをされてるということで、粕屋町の第6次総合計画の策定の中で、そういうワンヘルスの重要性ということでも、箱田町長とディスカッションをしたいということをおっしゃっていました。ワンヘルス、ワンヘルス、ワンヘルスということで、いろんなところに私自身も今からいろんな広報をしながら、また、そういう流れの中でしっかりとした応援をしていただけたところ、これはまず粕屋町議会だと思っておりますし、最終的に町民の皆さんとしっかりとですね、今後のことも考えていきまして、これをもって私の一般質問を終了します。

（6番 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から、休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

（休憩 午前11時23分）

（再開 午前11時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号8番、鞭馬直澄議員。

（8番 鞭馬直澄君 登壇）

◎8番（鞭馬直澄君）

余り時間がないようですので、私の質問、震災対策について質問いたします。

この30年間に4回の大地震が起きてます。1995年1月17日、阪神淡路大震災、震

度7。2011年3月11日、東日本大震災も震度7。2016年4月14日と16日、熊本地震は震度7。今年の1月1日に発生した能登半島地震も震度7ということでした。この福岡県におきましては、2005年の3月、福岡県西方沖地震、これが震度7弱かなってというのは、震度6強というような程度の地震が起きております。いずれも大地震による被害は大変なものがありまして、能登半島でも、まだまだ復興の道が厳しいという状況になっております。

粕屋町では、これらのことを教訓として作成しました「粕屋町地域防災計画」があります。今日はその中の震災対策編の実施状況と今後の対策について質問いたします。この目的は、「住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期する」ということになっております。粕屋町近辺にある活断層は、警固断層帯、宇美断層、西山断層帯などがあり、いずれも震度強の評価をされております。このような状況の中で、震度7前後の地震がいつどこで起きるか分からない。たった今ここで起きても分からないということの状況が続いております。この地震対策は、非常に中身がよくできると私は思っております。あとは、中身を住民の皆さんにいかに理解をしていただき、予想が付かない大地震が起きたとき、自分の命は自分で守ることができるように普段の備えをしていただくことが重要だと思っております。

そこで、目的を達成するための活動状況と今後の課題の取組について質問いたします。まず、一般啓発について、住民に対する防災知識の普及並びに住民の心得への周知方法と理解している住民の割合、またその効果をどのように把握しておりますでしょうか。質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

災害に対する心構えとその対策につきましては、これはいついかなるときでも自治体としては考えておかなければならないということでございます。ただ、その周知と啓発についてが、非常に難しいということがございます。しかしながら、一番大事なことであるというふうに考えます。今の現状そしてその方法につきましては、担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

今の一般質問1番目と（1）と（2）二つまとめて回答でよろしいでしょうか。それではまず、周知方法について回答させていただきます。周知方法としまして

は、粕屋町防災マップを令和元年度に全戸配布をしており、それ以降に転入された方につきましては、随時、総合窓口課のほうで転入手続の際にお渡しをしております。それから、粕屋町公式ホームページに防災に関する内容を、常時掲載をするとともに、毎年広報かすや6月号に防災に関する記事の掲載を行っております。過去、広報かすやのほうには、粕屋町防災マニュアルという形で記事を掲載しております。災害全般に関する情報の提供を行ってまいりました。そのほか、粕屋町まちづくり出前講座のメニューとして、防災講座を行う際にも、震災に関する内容を盛り込んでおります。また、各自主防災組織で行われております防災訓練に、協働のまちづくり課のほうで協力をさせていただいております。その際に、震災を想定したものを、防災講座を実施してまいりまして、また訓練のメニューの中でそれを実施しております。令和6年度に関してなんですけれども、それ以外の取組としましては、今年6月に行われました生涯学習研修会の中で、防災についてという題目で、過去の震災の例を取り上げながら、自助・共助の必要性について、参加者の皆さまに啓発を行ったところです。

続いて、理解している住民の割合と効果はというところなんですけれども、住民の皆さまに理解度を尋ねるアンケートについては、過去実施をしたことがございません。ただ、毎年、経営政策課のほうで、第5次粕屋町総合計画進行管理のための町民意識調査というのを行っております。令和5年度の実施が、令和6年2月にありまして、その中に災害用備蓄品の準備についてということで設問がありますので、そちらを使って理解度について答弁をさせていただきたいと思っております。この中で「あなたは日頃から災害用備蓄品を準備していますか？」という問いがございます。それに対して、「準備している」、「まあまあ準備している」、「余り準備していない」、「準備していない」この四つ設問に対して、いずれか一つの回答を求めるものなんですけれども、日頃から、この災害用備蓄品を「準備していない」方が33.4%と多く、「余り準備していない」方と合わせて65.7%の方が準備をしていないというふうに回答しています。これ毎年行ってますので、ちょうど5年前の令和元年12月に実施しました調査でも、65.3%の方が準備しないという回答が出ております。これの結果に基づきまして、防災の備えが進んでいないということが分かっておりますので、このことから震災のみならず、災害全般に対して、住民の方の危機意識が低い状態で推移をしているものというふうに認識をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

認識度は、非常にやっぱり、危機に対する認識が低いものと思っております。そういう状況の中で、多くの住民の皆さんに理解してもらえるには、今後どういう伝え方をしたらいいのか、あるいはその方法についてお聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

先ほど鞭馬議員さん、ちょっと言われた内容と重複するところがあるんですけども、直近で、粕屋町において震度4を記録したのは、平成28年の熊本地震です。それから、同じく震度5強を記録したのは、平成17年の福岡西方沖地震まで遡りません。福岡西方沖地震では、粕屋町の中ではお1の方がけがをなされまして、それから家屋の一部損壊が6棟という被害が出ておりますが、それから20年近くがもう既に経過をしております。逆を言えば、この20年間については震災による被害は無かったということになり、このことが、特に震災への危機意識の低下を招いている一因であろうと考えております。担当課としましても、より多くの住民の方に理解をしていただくためには、町民の皆さまにこの地震震災に対する備えに対して、当事者意識を持っていただくことが必要だと考えておりまして、来年度につきましては、これまでと異なる方策について行う必要があるという認識をしております。ちょっと答弁の内容と質問の内容と一部かぶるところがあるんですけども、具体的にはその方策として、令和7年度に粕屋町総合防災訓練を、実施予定としております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

備品の準備状況についてもそういう状況なんですね。したがって、今までどおりの普及方法等をそのままやってたんでは、なかなかこれ以上の周知は難しいだろうと思っております。したがって、やっぱり新しい方法で何か考えていくべきだろうと思います。

私が考えるに、一つについては、庁舎内あるいはサンレイク内に防災ブースなどの常設モニターで結構なんですけども、そういうのも一つのまた新しい方法じゃないかと思えますし、熊本地震の時には、熊本市の職員の方も相当な苦勞されてるんですね。したがって、そういう方を何かの場にお呼びして、やっぱりそういう話をお聞きするとか、結構1回やって終わりじゃなくて、継続して目に見えるところでやっぱりそういうことは、住民の皆さんに随時お知らせしていくということが

大事だろうと思います。

続きまして、学校教育を通じての普及について、災害に対する基礎知識や災害から身を守るための知識方法を中心とした学習機会を設けると、この中には計画がされております。その実施状況と効果をどのようにつかんでおりますか。また、現状を踏まえて今後の取組をお聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

災害に関わります基礎的な知識、また身を守る方法についての学習機会としましては、社会科の中で、小学校であれば、地域社会における災害等から人々の安全を守る工夫あるいは関係機関の働きというものを学んでおります。中学校では、地理的に発生しやすい災害、また防災対策の大切さを学んでおります。座学だけではございませんで、社会科見学としまして、実際に消防署あるいは警察署などを訪問しまして、その役割などを学習をしているという学校もございます。

また、理科の授業の中では、土地のでき方、地面のでき方あるいは火山活動とか地震との関連というものを学んでおりますし、中学校では、地球内部の働きと地震の原因というものを関連づけて学ぶようになっております。地震の揺れや伝わり方というものも学んでおるところでございます。

また、身を守るための知識としましては、保健あるいは体育科の中でもありますし、またその他の学校行事の中でも併せて行っておりますけども、けがの防止、応急的な手当の方法あるいはけがなどを予防するための規律のある安全な行動あるいは身の回りの環境整備といったものも学んでおるところでございます。

そのほか、一部具体的事例になりますけども、小学校では、協働のまちづくり課で作成しております防災マップを授業に取り入れましたり、中学校では、今年、自助共助を基本理念にしております地域団体ですとか、消防署、自衛隊、協働のまちづくり課とも連携をしまして、防災に関する講演会、そして避難所を実際に運営する実践的に体験をするゲーム、またAEDの講習会なども行って、防災の学習に取り組んでおるところでございます。

今後も、このような学習を各教科横断的に取り組みまして、子どもたちが自分で身を守るようになっていく方法の学習を進めていきたいというふうに考えておるところでございますし、また中学校で行っております先ほどの講演会なども継続的に行って、知識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

いろいろと多岐に取り組んでおられるようですが、実際に学校児童生徒のどこまでそこを理解しているんでしょうかね。そこをお分かりでしたらお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

理解度について、ちょっと後の質問にもございますが、若干重複しますがよろしゅうございませうか。何分、小1から中3まで、5,000人くらい人数おりますので、理解度という意味では様々でございますけれども、理解促進を図っておるところで取り組んでおるところでございます。一例を申し上げますと、あるちょっと片方の中学校で最近、少し前になりますけれども、誤発砲がございました。火災報知器が鳴るということがございましたけれども、上履きのまま速やかにパッと子どもたちが外に出て、支障なく避難ができたということがありまして、理解度かなり進んでいるんじゃないかなということで学校の先生のほうから体験として聞いております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

次の質問とも関連しますので、次に移ります。園児・児童・生徒に対する防災教育についてということですが、災害に対処した実践的な訓練を年1回以上行うことになっております。その訓練内容、回数実績あるいは効果についてお聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

園児というところで、保育所・幼稚園につきましてですが、それぞれの園で安全計画のほうを策定、またマニュアルのほうも整備しておりまして、火災、水害、地震、防犯等について、それぞれ年1回以上の訓練を行っております。また、実施状況につきましては、指導監査によって、訓練実施記録のほうの確認を行っているところでございます。町立の保育所、幼稚園では、総合避難訓練、消防署の合同訓練等も実施しておりまして、未就学児ですので、年度当初につきましては、非常ベルが鳴ったときには、もう驚いて泣く子たちもいるんですけれども、繰り返し訓練をすることによりまして、速やかに避難できるようになってきて、保育士についても、

訓練を通して役割の確認を行って、災害時に速やかに行動できるような形になっております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

計画では1回以上ということですけど、やはりこういうことは、おっしゃったように繰り返し繰り返し、だから年にやっぱり、春秋の防火週間とかいろいろあるじゃないですか、そういうときと引き合わせてやるのが、一つ効果があるんだろうと思いますので、1回以上やっていますような今御回答いただきましたけども、実際には何回やってるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

実際には、ちょっと待ってください。各園で回数等はそれぞれ違うんですけども、火災避難訓練は、もう年に9回、10回とかいう形でほぼ毎月に近い形でやっておりまして、あと地震訓練1、2回とか、水害訓練も1、2回とかいう形で各訓練合わせて1回以上ということになってますので、年間で例えば水害、西地区のほうであれば洪水避難とか、そういうところありますので、洪水を中心とかいう形で避難のほうとか災害訓練のほうを計画しているということとなっております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

園児、小さい子ですので、園児、児童、生徒の理解度について、先ほどの質問と重複しますが併せてお尋ねをいたします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

園児ということですので、理解度としましては、年齢が0歳から5歳までと低いところもありまして、なかなか難しいところではございますが、特に3歳を超えた以上児につきましては、災害の内容、これはもう火災、水害、地震、不審者等に応じて、避難について、紙芝居とかパネル等の視覚的な教材を活用するとともに、園児にも分かりやすいような言葉、火災のときは「おかしも」とか、防犯のときは「いかのおすし」とか、そういった言葉を交えて分かりやすく伝えることで、今後理解のほうを深めていってるところでございます。今後も継続して理解度の向上に

については、努めていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは、次に地域住民の方、消防団、関係機関等も参加した合同防災訓練を実施することが、防災知識を深め、防災意識を高めて災害時の被害を最小化することにつながると思います。特に今、渡辺課長の話のように小さい子どもさんたちは、なかなか自分で、いざというときに避難できるちゅうことはありませんので、そこ辺のところは、保育士の方だとか、あるいはどう言えばいいんですか、関係機関の方とか、その場にいないとなかなか対応ができないと思うんですよね。そのところはやっぱりしっかりと、保護者の方も含めた中で、やはり合同の防災訓練、避難訓練というものを行なっていくことが、やっぱり住民の皆さんのそういう知識だとか、対応度について認識を深めていただく一つの大きな方法ではないかと思います。こういうことについて、私は是非やっていただきたいというふうに思ってるんですけども、この辺を実施するようなお考えがありましたら、ちょっとお聞きしたいんですけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど担当課長が申し上げましたが、来年度は合同の総合防災訓練を実施いたします。その中で、やはり今議員が御指摘のように、子どもたちの安全・安心を確保する意味でも、一緒にこういった訓練に参加していただくように計画を進めてまいります。そしてまた、私は常々考えたり言ったりしてるんですが、やはり子どもたちからの意見が親の心に通じると思うんですね。親の方に直接語ったり、あるいは働きかけたりしてもなかなか響かないということなんですが、やはり子どもたちの口から、心から親のほうに伝えることが、非常に総合的には効果があるというふうに考えております。これは是非実施していきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

私もそのとこ一番効果があることだろうと思ってますので、是非そういうことを年に数回やっていただけたらと思います。非常時を含めた安全対策ができた上で、安心した学校内での生活、授業ができるというふうに、私は思っておりますので、今後とも更なる取組を要望いたします。予測ができない大地震に対し、住

民一人一人が日常生活の中に震災対策を備えておくことが重要であります。まだまだ、先ほどの課長の答弁のように、住民の意識が非常に低いものがあると思います。65%ぐらいは備品を用意してないっちゃうことです。そういう意識を高めるためには、地域、学校、公共施設などで繰り返し繰り返し防災訓練、避難訓練等を行い、体験することが一番大事だろうと思っております。安全は全てに最優先という視点からも、今後も震災に対する備えを住民に理解してもらえ活動念頭に置いて、取組を強化していただきたいというふうに思っております。

最後にもう一つ、令和8年度に防災庁が設立されますよね。今、準備室ができるとは思いますけども、それについて、今後の取組になろうと思はすけども、これを待っても、災害、地震はいつ来るか分かりませんので、やはりできることは、今、最大限私たちも含めてやるべきだろうと思はすことを申し上げまして、私の質問を終わります。

(8番 鞭馬直澄君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、午前中予定しておりました3名の方の一般質問が終わりました。

ただ今から休憩としたいと思います。

再開は13時といたします。

傍聴者の方をお願いいたしますけど、午後からもまた一般質問を予定しておりますので、時間が取れるようございましたら、また傍聴のほうよろしくお願ひいたします。

それでは休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。通告書に従いましてから質問いたします。昼から私一人で終わりますので、しばらくお付き合いください。

私が議員になってから、2期8年が終わろうとしております。そこで、これまでの私の一般質問とこれに対する町長の答弁、その後の対応や考え方についてお聞きしたいと思います。

まず、1番目の市制移行についての質問です。令和5年6月議会で、令和5年2

月に行われました町民意識調査における市制移行についての町民の意向について尋ねましたところ、町長は、「まず第1弾のアンケート調査には、本当に確かな手応えを感じた。」と答弁されました。また、「住民への周知、情報提供や集会での意見聴取、アンケート調査も随時行う。」とも答弁されております。その後、タウンミーティングなどによる町民の説明、情報提供や意見交換など、市制移行に向けてどのような対策を講じておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員が御質問されました、まずその市制についての町民の方々、住民の方々の意向、これが非常に良かったと私は発言いたしました。この種の調査では、今回3,000人のアンケート調査の依頼をしたところ1,341人ということで、これは非常に異例で、44.7%の方々が回答していただいたと。これは非常に市制についての関心が高かったという証拠だろうと思います。その内容につきましても、非常に皆さんの市制に対する、要するに賛成というお気持ちを受け取ることができました。しかしながら、今人口の状況を申し上げますと、10月末現在で4万8,813人と、4万9,000に届かなかつたり、切つたりというような状況が続いております。

こういった現状を打破するために、内部的には、市制の対策室では、シティプロモーションを強化しようということで、これは非常に効果がありました。様々な媒体、SNSでそういった活動をしておりますが、反響は非常によろしいんですが、それは若い方々に向けての働きかけであろうと思います。ただ、粕屋町は非常に若い町ですので、そういった若い層に対するターゲットを絞ることは、一つの正しい選択だろうとは思っております。

その後、このシティプロモーションを強化する意味で、例えばスポーツに関しての、粕屋町はこんなにスポーツに対して力を入れてるんだということで、アビスパ福岡あるいは直近では、この前土曜日ありましたが、ライジングゼファー福岡のバスケットボールチームとの連携も行い、反響を得ておると思っております。

それに加えて、内部的には、市制に対する対策を強化するために、今回、行政組織の機構改革を実施する予定にしております。その中でも、市制移行の際の業務量の変化あるいは増加とか、あるいは組織の再編についても加味して実施していくつもりでございます。

また、タウンミーティング、これも積極的にこの組織強化とともに今後行なってまいります。実際、総合計画の関係もございまして、いろんな集まりと言いますように、規模、小さかったり大きかったりしますが、そしてまた年齢層も様々なタ

ーゲットに向けての呼びかけを行い、タウンミーティングも行う予定にしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

今、町長のほうから総合計画の関連もありまして、町では今年も総合計画策定のための基礎調査とか推定値、町民意向調査も実施されております。そこで私が、町長はさっき人口のことをおっしゃいましたんで、その基礎調査を見まして、国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研ですか、その推計をちょっと資料見させてもらいましてから、粕屋町の地域別将来推計人口、来年2025年は、4万9,274人。そして、2030年に、やっとなんて5万747人。そして、2045年の5万2,834人をピークに、それから人口減少するというふうに出してます。総合計画の中でも、この社人研の推計と別に、町独自の推計というのを出していると思っておりますけども、今回も前回と同様にそういう町独自の推計をされて、その5万人到達に合わせた形で、市制移行対策のタイムスケジュールを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

今回、第6次総合計画におきましても、町独自の人口の推計は行う予定としております。ちょっと今作成中なので、まだ推計を実際に取り掛かっているわけではございませんが、今様々どういった推計の仕方がいいのかというのを検討しているところでございます。なので、まだ出してませんので、その市制に絡めたというお話まではちょっと今現状ではできない状況です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ですから、それが5万人到達する時点を目途に、そういう市制対策を更に進められるという風に理解してます。

次に、市制に向けた職員の確保・育成についてであります。これは、令和4年6月議会で、当時新聞報道で那珂川市の市単独昇格に伴う人材不足の問題があったんで取り上げました。これに対して町長は、「市になる前の段階から人材の育成を含め、国・県あるいは企業への派遣研修など、人的基盤整備が必要。」と答弁されましたが、その後の具体的な対策とか、現在の考えについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

答弁でも申し上げましたが、国、県あるいは出先機関、民間企業も含めた様々な派遣先を考えて、いろいろ当たってまいりましたが、来年度計画として、もう実際、実施する予定でございます。それは民間企業のほうでございます。これにつきましては、ちょっと担当の総務課長から詳細を申し上げたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

内容につきましては、令和7年度から1年間、先ほど町長が申し上げました民間企業への職員派遣が1名内定をしております。具体的に申し上げますと、先ほど町長は、シティプロモーションの強化等をというお話がございましたが、そういう経験を職員のほうに積みせるってということもございますので、具体的に社名は避けさせていただきますが、メディア関係の企業に1名派遣を予定しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

前から町長は、国とか県とかおっしゃってましたが、そっちのほうは今のところ考えてないんですね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国のほうは、相当前にちょっと予約をする必要がございます。県の場合は特に、県から、例えば福岡県事務所辺りが東京にございます。その辺のこともちょっと当たりはしたんですが、なかなか業務内容が、我々が希望していると言いましょか、こういったことをしてほしいということとマッチングしないんですね。それはそれでちょっと置いといて、あと、国のほうとの総務省、あるいは内閣府辺りとの協議も、今後進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

私は以前から、国・県の派遣研修っていうのは、福岡市もいろんな省庁に派遣し

てますけども、なかなかこちらの思ったような形じゃなくて、臨職並みの仕事をさせられたり、そういうところに職員を送るとあんまりよくないと思いますんで。だから例えば、以前から派遣研修よりも都市圏交流事業の中で、福岡市などの都市と何か人材交流っていうか、そういうことができればと言っていましたけど、町長も前そういうこともちょっと研究してみるという、都市圏の中でおっしゃってましたけど、やっぱこの辺は、都市圏事業の中でそういうある程度、知識・経験豊富な方と人材交流というのは、なかなか難しいんでしょうか。そこら辺は、ちょっと考え方を。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

今、議員御指摘の都市圏での職員交流ですけども、おっしゃるようにそれぞれ各自治体、特性が違いますから、それぞれの自治体で長所、短所がありますんで、それを学ぶには大変いい試みかなと思います。ただ、今現在、都市圏自治体の中でそういうふうな話が挙がってきておりませんので、折を見て、そういうふうな試みについても、提案をさせていただく機会があればなというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

以前、粕屋町も下水道の整備が一番大変な時に、福岡市からそういう技術者を受け入れていろいろ指導してもらったことがありますんで、そういうときにやっぱりそういうある程度実務とか経験がある方が来てもらったほうが、一番、行けば一人ですけど来てもらったら、ほかの周りのほうもそういう波及効果があるんで、ということでも前提案してましたけども。まだ今、そういう、これは相手があつてのものですから、そこら辺がもし可能であるならば、そこら辺も考えていただきたいというふうに考えてます。

次に、職員表彰についての問題です。令和4年12月と令和5年3月で職員提案や職員表彰の必要性について取り上げました。町長は、「市制を見据えた町の課題解決への提案を積極的に受入れ、表彰制度を充実させたい。」と答弁されましたけども、その後の表彰制度の改善内容と実際に表彰された例があればお尋ねしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

職員の表彰制度につきましては、「粕屋町職員表彰規程」第2条「その他特に町長が認めるもの」に基づき、三役、各部長で構成されます庁議での審議を経まして、表彰の決定を行っておりますが、令和5年度と令和6年度を合わせまして、4件の職員の表彰を行っております。具体的に申し上げますと、令和5年4月に「住民の集団接種などの対応を迅速に行った新型コロナワクチン接種事務室」に対する表彰や、「RPA、AI-OCRの活用により業務改善を行った子ども未来課保育所幼稚園係」、「マイナンバーカード等を活用した申請書作成支援システムの導入により申請業務のスマート化を図った総合窓口課総合窓口係」、令和6年7月には、「住民・自治体双方の効率化を図るためデジタル技術を活用したフロントヤード改革が評価された総合窓口課を中心とした取組」に対する表彰を行っております。また、表彰制度の改善といたしましては、今、進めておりますDX化の一環といたしまして、令和5年度末にシステムを導入しております人事評価システムの中で、職員が提案できるようなツールの整備を現在進めております。また、システムの形式的な提案に対する表彰というのもございますが、表彰制度を進めていく中で、以前にも増して日常業務の中で各職員から積極的にいろんな意見とかが出されるような雰囲気も醸成されつつあるものと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

表彰制度の充実を図るということで、僕も職員表彰規程のほうをちょっと見させてもらったんですけど、特に改正とかそういう中身のほうで特に変わっていないようなんで、さっき、人事評価システムの中でそういう提案をできるような形で持っていくということで。だから、職員表彰規程のほうはまだもう少し、中身的にもうちょっと目指して、もっと具体的に規定されたらどうかなというふうに考えてます。これは一応、私からの提案ということで終わらせていただきます。

次に、2番目の内部統制の仕組みづくりについての質問でございます。内部統制とは、地方自治体の法令等遵守や業務の有効性、効率性の確保などの目的を達成するために、業務に組み込まれた組織内の全員が遂行するプロセスのことです。不正や不祥事を無くすために、内部統制の仕組みづくりが必要とされています。粕屋町でも、業務上のミスが時々見受けられます。今後、市制へと移行すれば、多くの業務が県から町へ移管され、法令の遵守、業務の有効性・効率性の確保は、更に求められてくることとなります。そこで、令和2年12月議会で、粕屋町においても、内

部統制の構築に向けた検討を行うべきとの質問をしました。町長は、内部統制の推進体制が要るということで、「この粕屋町内部統制の推進体制に関する要綱を定め、年度末に全庁的な検証を行うよう進めていたが、コロナの関係でできなかった。今後、この内部統制の仕組みを確実に構築したい。」というふうに答弁でございました。その後、内部統制の推進体制はどのように構築され、また全庁的な検証をなされたのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

内部統制についてお答えをいたします。粕屋町では、①リスクの管理、②法令の遵守、③資産の保全、④財務報告の信頼性の確保、⑤業務効率性の確保、の五つの項目を基本といたしまして、平成31年4月に「粕屋町内部統制基本指針」を定めております。また、これによりまして「粕屋町職員服務規程」、「粕屋町職員倫理規程」の周知徹底やコンプライアンスの遵守をするための職員への周知や啓発、研修などを実施してきたところでございます。内部統制に関わります今年度の取組といたしましては、業務の効率化を図るための事務決裁規定の整備や、文書の電子決裁の導入、さらには、現行の業務量に応じた全庁的な組織の見直しなどを行っております。今後も、内部統制の目的であります業務を適正に遂行するための体制の整備、構築に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ありがとうございます。そしたら、内部統制の推進に関する要綱という指針というのを定められたんですかね、これは。要綱じゃなくて、そういうってことで、そういう事務的なミスとか法令遵守とかないように、内部統制のほうをそういう仕組みは構築されて、今検証されてるということに理解してよろしいんですね。はい。分かりました。

次に、3番目の都市計画道路についての質問です。都市計画道路の検証、見直しについては、町民から未着手の都市計画道路の線引きにより、長期にわたり地権者の私権が制限されている。必要性を見直してほしいとの声が議会に寄せられたことから、令和5年9月議会で、都市計画道路の検証見直しについて質問いたしました。町長は、「将来の推計交通量や広域道路網としての役割を把握し、優先度を決めて変更、廃止、存続について調査研究を進めたい。」との答弁でした。これで今

年度、予算も付けられておるようでございますけども、その調査研究はどの程度進んでいるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

都市計画道路につきましては、本年度、都市計画道路交通量推計調査業務を今進めているところでございます。現況と将来都市計画道路完成時の推計交通量を、道路交通の需要量の見込みや、既存の交通量調査及び本年度実施しました交通実態調査を基に算出を進めております。調査結果については、所管の総務建設常任委員会へ報告をし、今後、その結果を基に都市計画道路の将来性について、検証を行っていく予定にしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ということは、今まだ現在、将来の推計交通量とかまだ現在調査中で、その結果が出てないということですね。またそこら辺がある程度まとまりましたら、委員会のほうにも報告していただきたいというふうに考えてます。町民意識調査においても、毎回町民の要望とか不満とか何か、道路交通のネットワークに対する不満というのが、毎年、毎回毎回の調査が上がってきてますんで、やはりこれは、粕屋町が今後発展していくための喫緊の課題じゃなかろうかと私は捉えております。

それで、もう一つの都市計画道路、南里新大間線の早期整備についてであります。現在、粕屋町は開発予定地域が5か所あって、これらの開発が進めば、輸送トラック等による交通渋滞が懸念されます。また加えて、須恵町でも開発が進んでおりまして、これらの車両が我が町に進入し、更に特に朝夕はかなり渋滞度が高くなっています。先日お聞きした、今年の8月から9月にかけて実施された町民意識調査の速報の中でも、これまで同様、52.5%の方が円滑に車で通行できる道路網がされていないというような回答があつてます。そういうことで、道路網の整備が喫緊の課題ということで、これは令和2年3月議会で、県決定の井尻粕屋線の整備は、あと10年近くかかるとのことでもございましたんで、せめて町決定の都市計画道路、南里新大間線の早期整備について、志免町、須恵町と連携して、国・県へ要望すべきではとの質問に対しましてから、町長は、「須恵町、志免町とも協議しながら、今後、県とも交渉を進めます。」との答弁でございました。これは、井尻粕屋線は県決定、そして、南里新大間線は町決定でよろしいんですかね。一応確認で。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

井尻粕屋線は、現在県のほうで事業をしております。こちらは、県決定の都市計画決定なってます。南里新大間線に限りましては、町決定の都市計画決定になります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

すみません。それでは町長のほうから、今後、県とも交渉を進めますっていう答弁いただきましたけど、県との交渉のほうは、状況は進んでいるのか、進んでないのか。そこら辺について状況をお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

南里新大間線につきましては、都市計画マスタープランの中で、町内の東西をつなぐ幹線道路として位置づけを行っております。その中で、南里新大間線の志免町から都市計画道路土井宇美線の酒殿の丸の内交差点までを結ぶ都市計画道路につきましては、イオンモール福岡周辺の渋滞解消や、須恵スマートインターと福岡市を結ぶ道路ネットワークとしての機能があるため、3町で福岡県町村会を通じまして、県事業としての整備要望を行っております。県としましては、現在、福岡東環状線整備中のバイパス整備を行っているところがあり、まずは、事業中のバイパス整備をしっかりと進めていくとの回答となっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

県決定と町決定の都市計画道路について、事業主体なり財源は、これはどういうふうになるのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、事業主体、こちらについてはいろいろな観点がございます。例えば、県道とかの拡幅工事をする場合等になれば、これ県のほうでの都市計画道路であれば、県のほうでやるような形になります。あるいは、県道と県道を結ぶようなバイパス機能、現道のバイパスとそういうところになりますと、県と町のほうで、まずは協

議というような形になってまいります。

財源等については、基本的には事業主体が、財源が必要になってくるというところになってまいります。その際、やはり都市計画道路の整備につきますと、非常に費用が掛かりますので、国の交付金等を活用して進めていくのが一般的に県も町も行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そしたら確認しますと、例えば井尻粕屋線の場合は県決定なので、事業主体は県がやって、そして県のほうが市・町に対して負担金という形で、費用を出すんですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

負担金関係になるんですが、これ事業によって変わってまいります。いわゆる街路事業を行う場合については、地元負担金というのが発生するんですが、現在行なってます井尻粕屋線、福岡東環状線につきましては、道路事業で行ってますので、町の負担金は無いような形になってます。ただ実際、都市計画道路に接続する取付道路で機能以上に行う場合とあればアロケ事業ということになりまして、その場合は町からの負担が発生することもございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そしたら、町決定の見直す新大間線の場合は、もうこれは町が事業主体ということで、要するに国・県のほうは補助金を要望する形になってるんですかね。町が事業をやるんで、町が決定してやりますから、国・県、それ応分の補助金をくださいという形での話になってくるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

一応、県決定、町決定それぞれあるかとは思いますが、道路としての機能、先ほど申し上げましたように拡幅とか、その道路が、バイパス機能があるとかあるいは広域的な役割、働きというのが見込まれるとか、そういういろんな多種多様なことがあるかと思えます。そういう場合は、やはり福岡県とかそういうところと協議

をしながら、今回先ほど課長が答弁させていただいた区間についても、福岡県町村会からの3町の要望として、福岡県のほうにお願いを要望しているような路線となっています。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

その町村会からの要望というのは、やっぱりこう、直接、町のほうが須恵町と志免町と一緒にあって、県のほうに要望するのと思った。やっぱり、町村会を通した形の要望という形になってくるんですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町村会からの要望のほうが強力でございます。はい。これは、先ほどから部長、課長が言っていますが、町決定して勝手にするわけにはいけないんですよ。県の補助金あるいは国の補助金の必要がございます。したがって、もう決定主体は確かにそうなんですけども、その事業の財源について必ず伴ってきますので、そこはもう本当、協議っていう格好です。それに基づいて決定できるということになりますので、町が勝手に決定して、お金があればいいですよ、全額。しかし、それはあり得ませんので、やはり国に出してもらって県の協議が必要です。それについては、やはり県の町村会を経由して、それぞれの地域ごとに主要な事業を選定するんですね。ですから、糟屋地区については、南里新大間線について重要な機能だと。それぞれの地域を結ぶネットワークとしての重要な機能があるから、全体でこれは進めてくださいという、これはもう強い要望でございます。ただそれが、県の段階でどうなるかというのは、なかなか今、県も非常に財政的に苦しい状況のようでございますので、はっきりしたお答えは頂いてないような状況です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

大体分かりました。要するに結論としては、もう井尻粕屋線ができるまで待ってくれということですか、結論としては、何かそういうふうに。だからやっぱりこう、やはり、粕屋町も人口が伸びて、ある程度成長する段階でそういう都市基盤が必要になるし、これ2045年以降やったら、人口減少になれば、どんどん減ってくれば、そういう必要ないでしょうけども。やっぱり、そういう早い時期に整備しておかないと、粕屋町のほう総合計画の関係で、ちょっと武蔵野市の総合計画見て、人

や企業に選ばれる町になるというんですか、正しく粕屋町も、人や企業に選ばれる町になるためには、それなりの基盤整備が必要じゃなかろうかというふうに考えてます。

次に、4番目の総合計画の策定についての質問でございます。総合計画策定については、今年の6月議会で、町民の積極的な参画方法や議会の対応方法など、様々な提案を行ったところでございます。その後、8月には総務建設常任委員会へ総合計画の策定方針案が提示され、それに対する総務建設委員会の意見も出しまして、修正案が作成されました。また、11月20日には、基礎調査や町民意識調査などの概要を総合計画の進捗状況を報告するなど、情報提供について6月に言いましたが、ちゃんと真摯に、ちゃんと対応していただけたことに対しましてから感謝いたしております。既に総合計画はもう策定段階入ってますんで、議会としては、いろいろこれを停滞させることは本意ではございませんので、町と一緒に、新しい総合計画を策定させたいというふうに考えております。

議会においては、11月20日の総務建設常任委員会で、九大の嶋田教授から、総合計画と総合計画策定条例の在り方についての研修を受けますとともに、今定例会初日に11月29日に総合計画策定特別委員会を立ち上げ、総合計画策定に向けた準備を整えております。嶋田先生の研修では、ポイントで紹介しますと、2011年の地方自治法改正で、市町村の基本構想の策定の義務付けが廃止されたことに伴いましてから、総合計画不要論というのが出てますけども、やはり新しい総合計画は、自治体運営には不可欠なものであるということ。そして、新しい総合計画では、何のためというのを、基本構想から始まって上から下へとミッションベースで考えて、それぞれの問題を解決すべく、原因分析をしつかりと行なって、事業見直し、組み替えていくことが必要だということ。総合計画の策定には企画部門だけでなく、全庁の職員が、粕屋町もそうですけども、主体的に関わることは当然のこととして、議会での議論や住民参加を積極的に仕組む必要がある。4点目として、議会の策定と運用に関する地方の革新等、ルール化を進め、担保するためには条例で定める必要があるということで、粕屋町の現在ある総合計画策定条例も見いただきましたけども、やはりそこら辺の住民の参画の策定手続の部分で、もう少し規定すべきことが。それとルール化について、もう少しそこら辺を加えた条例を制定すべきというふうなことをおっしゃいました。

議会においても、町民による町民のための総合計画の策定に一步でも近づけるよう、町民との意見交換を行い、様々な提案を行なうなど、今後、町とのキャッチボールを行なってまいりたいというふうに考えております。そして、これらを2年間ですか、策定2年ぐらい掛かりますけども、その後、総合計画策定後にこれらの取

組を集大成した形で、総合計画の策定手順などを明記した総合計画の見直し案を議会のほうが提案しまして、議会と執行部とのほうで協議してから、そういう条例となるように見直してはどうかと考えてます。議会だけではなく、執行部ともお互いにキャッチボールやって、いろんな意見等を出しますんで、これを受け止めて、町のほうでも、しっかりと受け止めてから見直しを行なっていただきたいというふうに考えておりますけども、町長はこのことについてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今後、議会の皆さんとは協議しながら、いい総合計画を作っていく。そういった気持ちには全く変わりありません。ただ、議員が以前から提案しております、住民の意見をもうちょっと聞けよという話は、今回の総合計画の中でも十分に反映させていただいて、様々な階層の方々の意見交換を行なうというふうに今計画をしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに、中学生のアンケートとか高校生とやっております。ただその中でもちょっと若干、例えば、子育て世代の方の意見、なかなかそういう来れない方についてのグループも、そういう場に行ってグループアンケートを採るとか。そういうところかなんかも、すべきじゃないか。これは今後、お互いいろいろ話合いながらいい方向で、それこそ人と企業に選ばれる粕屋町になるために、頑張ってまいりたいと思いますんで、一緒にやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

案浦議員の一般質問が終わりました。

これにて本日の「一般質問」を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後1時42分）

令和6年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年12月3日（火）

令和6年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月3日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 4番 宮崎 広子 議員

6番 議席番号 11番 福永 善之 議員

7番 議席番号 2番 田代 勘 議員

8番 議席番号 9番 川口 晃 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古家 昌和

9番 川口 晃

2番 田代 勘

10番 田川 正治

3番 杉野 公彦

11番 福永 善之

4番 宮崎 広子

12番 久我 純治

5番 末若 憲治

13番 本田 芳枝

6番 井上 正宏

14番 山脇 秀隆

7番 案浦 兼敏

15番 安藤 和寿

8番 鞭馬 直澄

16番 小池 弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井 賢太郎

議会局係長 松永 泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町長 箱田 彰 副町長 池見 雅彦

教育長 西村 久朝 総務部長 新宅 信久

住民福祉部長 神近 秀敏 都市政策部長 田代 久嗣

教育委員会事務局次長 堺 哲弘 総務課長 豊福 健司

経営政策課長 吉田 勉 税務課主幹 木場 洋介

協働のまちづくり課長	高 榎 元	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。本日は、一般質問2日目でございます。

それでは始めていきたいと思っておりますけれども、本日は、執行部の税務課の渋谷課長が体調不良のために欠席されています。福永議員の一般質問では、代わりに木場主幹が出席されますので、報告いたしておきます。

それでは、ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

◎4番（宮崎広子君）

おはようございます。議席番号4番、宮崎広子です。通告書に従い質問いたします。

このたびの質問は、町政運営の基本目標である「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」づくりの中で、高齢者の安全安心に関わる認知症や、ひとり住まいの高齢者の支援について質問してまいります。最近毎日のように、高齢者に関するニュースが流れてまいります。来年は、高齢者の5人に1人が認知症になるということで、政府も認知症施策、新たな基本方針案を作成したということです。また、ひとり住まいの高齢者も増えてきています。ここに関わる支援について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、高齢者。これはもう日本全国、非常に大きな問題として捉えております。粕屋町も高齢化率は低いとはいえ、必ず避けて通れない問題です。当然、高齢者に

なりますと、認知症の発症する確率が非常に高くなるということでございます。これは粕屋町にとりましても、これから先の高齢者支援の大きな一つの課題として捉えて、対策を練ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、次の質問に入ってまいります。ひとり住まいの高齢者の安全安心についてです。1番の見守りネットワーク事業について質問いたします。粕屋町の高齢者の人数は、先ほど町長も言われましたように、全体のそう高くない18%ほどと言われています。私が計算すると、およそ8,832人ぐらいで、その中のひとり住まいの高齢者が、これは福祉計画のところを見たんですが、1,471名おられるようですが、これからも増えてくると考えられます。それで1番ですが、事業の仕組みとその活用の実態について問います。

まず、事業者とか個人で見守りをする人は増えているのかということと、そこに対してどのような周知活動をしているかということを中心にお答えください。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

では、お答えいたします。高齢者見守りネットワーク事業では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、シニアクラブ等の地域団体及び介護事業所や新聞販売店などの協力機関と協定を結ぶなどして、高齢者見守りネットワーク体制の構築を進めております。活動としましては、現在、協力機関として御登録いただいている様々な団体等、協力機関及び協力事業者全てで今33団体になりますが、普段の業務とか活動の中で高齢者を見守り、異変に気付いた際などは、必要に応じて粕屋町地域包括支援センターや粕屋警察署等に通報するなど、緊急時の対応についても共通認識を持って実施をしております。

活動の実態といたしましては、訪問や電話等による直接的な見守り、それから、日常の業務・活動中などのさりげない見守りを実施されておまして、今年度の報告でも、ささいな気付きから、これはちょっと参加するお教室に来られてなかったということだったんですけれども、そういうささいな気付きから、お宅を訪問したところ、倒れていた対象者を発見しまして、迅速に救急車を呼んだことから大事には至らなかったといった案件もありました。また近年は、オートロックの集合住宅の増加とか、近所付き合いの希薄化などから、見守り自体が難しくなっているといったような現状も報告をされております。この協力機関ですけれども、少しずつ

増えていっております、今年度も令和6年の7月なんですけれども、福岡県の福岡地区LPガス協会ですとか、福岡ヤクルト販売株式会社ですとか、そういったところがまた加わっていただいて、今33の団体になっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

その周知活動はどのようなふうにされてありますか。こういう見守りネットワークがありますっていう仕組みの周知って言いますか。例えば、新聞取らない方も増えてますけど、電気が付いてない、ずっと真っ暗だとか、これ難しいですよ。アパートだと分かんないし。何かそういうときに気付いたときにどうしたらいいよっていうような周知活動は、どんなふうにされてますか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

認知症に関しては、毎月、広報でいろいろお知らせをしてるんですけども、その中で住民の方でもできるような、例えば、さりげない見守りといったところで、どういったところに視点を置いて見てもらったらいいかというようなことは、周知をしております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ある自治体では、手引書、手引書って言うか、ひとり暮らしの見守り活動手引きっていうのがネットで紹介されてたんですよ。それとすごくイラストが入ってて、気がついたときに、まずどうしましょうと。それがどんな流れになっていきますよっていうことの具体的なイラスト入りで。こういうときは、気が付いですとか、何か先ほど言いましたけど、電気がもう全然回ってないとか、ずっと洗濯物が全然干されてないとか、いろいろこう、全くこう動きがないよねって。この家どうしてしたんだらうっていうその気付き、これが気付きですよとかいう、そういう具体的な内容でお知らせしてある手引書というのがあったんですよ。こういうものは作られてますか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

現在のところそういう手引書みたいなものは作っておりませんが、そういったことも考えてはおります。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非お願いします。私も実はひとり住まいで。こういうときは、こんな助けが来るよってというのが分かれば、そのイラストを、イラストというかその手引書を紙で出して家に貼っとけば、何かすごく安心感があるなと思ったんで。回覧板でも何でもいいので、是非周知していただければ安心かなあと思いました。次に進みます。ひとり住まいの高齢者が増加して、高齢者が巻き込まれる事件も増えてますが、町が取り組んでる安全安心の取組って対策はありますか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

今の御質問は、ちょっと複数の課に及ぶ答弁になりますが、防犯対策を行っております協働のまちづくり課のほうから一括して答弁をさせていただきたいと思えます。協働のまちづくり課では、お一人でお住まいかどうかにかかわらず、直接的な支援は行っておりません。ただ、福岡県警察から送られてきます高齢者を対象とした偽電話詐欺等の事案や住民の方から寄せられる情報について、粕屋町の公式ホームページであったり、公式LINE、それからKBCテレビのdボタンで周知を図っております。それから、先日11月14日の日は、粕屋町の職員をかたりまして、どうもその還付金の詐欺と思われる事案が、その日の午前中にちょっと集中をしましたので、その場合は、防災行政無線で今こういう事案が起こってますということで注意喚起を図ってます。その時かなり、その事案が多かったものですから、組合の回覧のほうでも別途、この偽電話詐欺だったりとか、不審な業者に注意であったりとか、あと回覧文書も作って、今、回覧のほうを図っております。そういう不審者の事案が発生した場合には、場所が特定できれば、青色のパトロールカーがございますので、そちらを活用しまして、周辺地域の巡回を行っているところです。それから、介護福祉課のほうでは、ゆうゆうサロンであったり、介護予防教室の参加者、それから自宅訪問時などに、高齢者の方と直接その対面できる機会を捉えまして、特殊詐欺などのチラシを配布して啓発に努めているところです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

とても心強い取組だと思いました。是非続けていただきたいと思いますが、LINEとかいつも入ってくるんで、こんなことが起こってるんだなっていうのは、LINEを見れば分かるし、防災無線使ってるということは知りませんでしたので、今度から気を付けて聞いてみたいと思います。

では、先に進ませてもらいます。町の認知症支援について伺います。本年、認知症基本法が施行されました。この法律は、認知症の方を含め、国民一人一人が一人の尊厳ある人としてその能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指すものです。そして来年は、5人に1人が認知症になるという統計で、粕屋町では1,776人、これも本当統計なんで、統計だけで出すと、その方が認知症になるという計算になります。また、認知症の予備軍である認知障害の軽度の方は、適度な運動や生活習慣の治療などによって、健康な状態に回復できる可能性もあると言われ、認知症に進行させない取組も大切です。

そこで、町の認知症の方の実態とその支援、各事業効果について伺います。私が知ってる限りでは、認知症サポーター養成講座、チームオレンジ、認知カフェ、探してメール、相談窓口ということで、この質問項目の1番についてお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

お答えいたします。認知症については、厚生労働省の2022年の調査で、65歳以上の有病率は12.3%。認知症予備軍と言われるMCI（軽度認知障害）が15.5%となっております。粕屋町の65歳以上の人口で算出をいたしますと、認知症が、1,093人。MCIは、1,377人で、合計が2,470人程度と推測されます。認知症支援と効果についてですが、認知症の方への直接的な支援といたしましては、様々な介護サービスや総合事業のゆうゆうサロン、また認知症初期集中支援チームによる対象者を医療機関へつなぐまでのサポートなどがございます。効果といたしましては、各個人の症状の改善や進行を緩やかにすることにつながったかどうかといった評価は難しいところですが、個々に合った支援につなぎ、認知症に効果があるとされている、例えば食生活の改善ですとか、適度な運動、社会活動への参加など、そういうことに取り組むことは、ここ数年の要介護度別認定者数の極端な変化も無いことから、進行を緩やかにするといった一定の効果はあるのではないかと考えております。反面、令和4年度までの5年間の認定率の推移では、平成30年の14.9%から令和4年度は16.2%となっております。高齢者人口の増加とともに、認定率も増加傾向にあるというふうに分析をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、それぞれの何て言いますか、サポーター養成講座とか、チームオレンジとか、その辺の実態とか分かりますか。どんなふうになっているとか、活用されているとか。そこそこ、これは効果がある事業だとかいうのは、どんなですか。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

サポーター養成講座に関しては、ちょっと後のほうの御質問のところにも出てきますが、令和5年度は講座を3回しております、ものすごく大きく広がってるかというところではないかなと思いますが、地道に広がってはいるかなと思っています。今のところ、認知症サポーター養成講座をお受けになられた方が、登録者数が1,149人でございます。それが、その方々が実際にどの程度具体的な活動してくださってるかというのはつかめないところですが、少しずつ広がっております、実際、認知症サポーター養成講座を行ったところの中には、例えばスーパーとかそういった企業様もありまして、そういったところが、その後は独自で行っていたりとかいったようなこともあるようです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

すみません。一つ一つ、実態と効果は難しいのかなって感じましたので、また後で、ユマニチュードのところで伺いたいと思います。

じゃあ、先の2番に進みます。ユマニチュードの考え方とその技法についてというところで、まず、ユマニチュードっていうのは何なのかっていうので少し説明します。これフランス語で、人間らしくあるという意味です。あなたを大事に思っていますよっていうことを心で思ってるだけではなくて、見る・話す・触れる・立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるというケア技法です。特に、高齢者や認知症の方に有効です。

ユマニチュードは、隣の福岡市が大変進んだ取組をしており、私もオンラインで研修を受けました。私はこの技法を聞いた時に、以前、肢体不自由児の子どもの学校で働いていた時の支援の方法にすごく似ているなあということを思い出しまし

た。子どもを触るときに、指でがってつかむんじゃなくて、そっと面をたくさん、面積をたくさん広くして触れるっていう、優しく触れなさいっていうことや、子どもに対して、わあって大勢の先生が寄って来て、「おはよう！」とか言っても分からないよって。だから、一人一人が対面して、目線でお話し、目が合ってお話しなさいとか。そういう全く、通常の小学校で勤務していた時とは全く違ったその支援の方法で、何度も何度も、何ていうかな、その支援の方法を教わって身に着けたなあということを思い出しました。

この技法によって、認知症の方を深く理解して、誰でもがすぐに使うことによって、介護している家族と介護されている本人が、安心したコミュニケーションができ、希望を持って明るい毎日を過ごすことができるということ。そして効果は、家族での介護されておられる方が、介護疲れによって、介護しておられる方ですね。介護疲れによって働き先を離職しないで済む。また、認知症の御本人がお薬、向精神薬の使用料が9割減にあったという報告もあり、経済的な効果も出ております。

そこで、ユマニチュードの考え方や技法が、町の支援に取り入れられるかなあ、どうかなあということについて質問いたします。ここのちっちゃい丸の3つですね。地域全体で支え合うためにユマニチュード研修を取り入れてはどうですか。2番目は、認知症サポーター養成講座や認知カフェなどに取り入れられてはどうですか。3番目は、認知症相談窓口で、これは無料なんですけど、動画バーコードが入ったチラシを案内すれば、そこからスマホで無料の動画を見ることができます。そういう紹介を行ってはどうですかというこの3点についてお考えをお聞きます。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

すみません、まとめてお答えさせていただきます。ユマニチュードは、認知症の方に優しさを伝えるコミュニケーション技術で、介護する側とされる側が共に人間らしく寄り添うことを大切にし、ケアを受ける人の「人間らしさ」を尊重するものだ、町のほうでも認識をしております。粕屋町の認知症サポーター養成講座では、認知症の症状や接し方、関わる側の心構えなど、認知症の方の尊厳を大切にされたユマニチュードの考え方に通じるような内容とはなっておりますが、今後の認知症サポーター養成講座や、そのほか住民向けの講座等の実施につきましても、みんな支え合う地域づくりを目指しまして、更に分かりやすく、心に残る内容を工夫していく必要があるため、ユマニチュード研修や動画の紹介等も含めまして、様々な方法を調査して工夫していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非お願いします。というのが、私いろんなところにお元気ですかってたまに行くんですけど、そのときに、妻が認知症になりましてっていう、困りました、困っていますっていう相談と言いますか、そういうお話を伺ったことがあります。やっぱり、家族の中で、普段と違っている行動がだんだん増えてくると、非常に不安感が強くなると思いますので、是非簡単に、4つの柱、うちでもできることなので、そういう基礎を教えていただければ、今日はちゃんと笑ってくれたとか、こっち見てくれたとか、ご飯食べてくれたとか、何かこう嬉しいことが増えれば、またその家庭の中が明るく生き生きとなってくるのではないかなと思いますので、是非取り入れていただけたらなあって思っております。

それでは、次の小学校・中学校の支援について伺います。支援と言いますか、学習の中での認知症の学習なんですけれども、近隣の福岡市や糟屋郡のある自治体では、もう長いこと認知症、小中学生対象に、認知症養成講座ができておったりします。ある自治体は、10年前に子どもたちが徘徊している老人に声を掛けられて、不審者と間違えて、おうちに帰って保護者にそういうことを伝えたら、誤って警察に通報され、そこから徘徊されている認知症の方が間違えてそういう不審者扱いされたっていうところから、この認知症に対する理解を学習しようということが始まったそうです。いろんな講座がありますけれども、認知症のバーチャル体験、これはある中学校ですけれども、そういうマスクっていうか、それを見ると、認知症の方がどんなふうな見え方をしているとかいうのを体験できたりするそうです。そういうことが進められていて、子どもたちがジュニアサポーターになっていくという仕組みです。学校のほうでこういう学習が取り入れられたらどうかなと思うんですが、お考えをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、学校教育、小中学校についてということでお答えをさせていただきます。認知症についての、議員が言われるように理解を深めたりですとか、サポーターというものを紹介するということが、保健体育の授業ですとか、あるいは学級活動の中、一部としまして、取り入れることは可能でしょうし、良いのではないかなというふうにご考えておるところです。ただ、認知症サポーター、特別な資格技術というのは必要ない。また、サポーターになったから、必ずこれをしなければならないと

いう必須の業務というものはないということではございますけども、なかなか学校もほかの通常のカリキュラムとか行事で忙しいという状況にもございますし、養成まで行くとありますと、児童・生徒のほうに接する教職員、それなりの何か専門知識がやはり必要となってくるかなというふうに考えております。学校がまた、全ての児童・生徒に対して認知症サポーターの養成講座を受講するという。あるいは、サポーターの活動を促していくとありますと、個々の御家庭ですとか、子どもさんの自主性という観点から、ちょっと問題を生じる心配があるかなというふうにも感じておるところでございます。

まずは、小中学校の段階におきましては、認知症サポーターとか養成講座の紹介という程度にとどめまして、講座の受講につきましては、保護者の御理解のもと、子どもたちの自発的な希望に沿って、御家庭のほうで支援していただくのが、良い段階なのではないかなというふうに考えておるところでございます。ちょっと町の教育委員会の所管から外れますけども、高校生になりますと、かなり子どもたちももう大人に近い程度に心身共に成長してまいりますので、これ介護福祉課のほうの所管になるんですけども、福岡魁誠高等学校のほうにおきましては、認知症サポーターの養成講座を平成30年から既に実施をしておるところでございます。ボランティア部に所属をしております部員さんを対象に行っておりまして、今年度受講しました高校生のサポーター、回数にすると2回ではあるんですけども、ゆうゆうサロンのほうに参加をされて、高齢者のほうにスマホ教室を行うという形で、実際サポーターの活動にもつながっているというところで御紹介をさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

今の高校生の養成講座に参加されてあって、サポーターになったっていうのは、すごく心強い取組だなあと思って聞いておりました。ユマニチュードは、関わり方の学習にもなると思います。なので、子どもたちはやっぱりコミュニケーションが苦手になってきているので、いじめを防止するという効果もあるということですので、本当に紹介及びできれば実技まで行けたらいいかなあと思いながら提案いたします。

それでは、次の質問に進みます。認知症の早期発見についてです。先ほどお話ししましたように、まだ認知症かどうか自分で分からない方々と言いますか、そして入り口におられる方々にとっては、運動したり、食生活とかで、薬までいかないで、改善すれば健康な生活が送れるよってということで、軽度な認知症の方々に対す

る取組なんですけれども、早期発見ということで、自治体で、特定健診の中に何て言いますか、頭の検査っちゃ変ですね。認知症の軽度の検査をされて、それで、まだあなた大丈夫ですよって、元気ですよとか。ちょっと病院を御紹介しましょうかとか、そういう何か検診を自治体で入れてるところがあります。それで、粕屋町でも本当に頑張って特定健診を進めておられますが、その中に、認知症それも軽度の要介護とか要支援とかじゃなくて、自分は何か不安だという方々がおられると思うんです。特に一人で住んである方は、家族が見守ってるわけではないので、ちょっと変やねって、最近買物、同じ物ばかり買って来るよねとか、ちょっと物忘れもあるよねっていうのが、家族が気付いて認知症じゃないかなあって不安になるところと、自分では全く分からない、おうちにおられたら、どうなんかな自分はって思うところもあると思うんですよ。それで、特定健診の中に入れてもらえれば、自分はこうなんだって客観的に自分を見ることができるので、そういう取組を町でできないかなあと思って話を伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

渡辺健康づくり課長。

◎健康づくり課長（渡辺理恵君）

認知症の早期発見についてお答えします。特定健診の内容については、国の基準で決められました検査や問診項目がありますので、認知機能に関する設問はありませんが、特定健診とは別の後期高齢者医療広域連合が行う75歳以上の方の健診については、問診項目に認知機能を図る設問が入っております。特定健診については、まずは生活習慣の予防のための検診であるため、結果的に認知症の予防、また認知症のハイリスク群の早期発見につながっていると思われれます。また、特定健診の予約の段階で何度も予約する方がいらっしやいまして、変だなあと思った時に、介護福祉課につないだケースもありますので、健診の意義はあるんではないかなというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

なかなか難しいのかなって感じました。

最後に、認知症のセルフチェッカーの導入について伺いたいんですが、ある自治体では「あたまの元気まる」っていう測定を、VR、仮想現実に変えたら、4か月で154件の検査数があって、つまり検査に来られるようになったってことですね。これは先ほど言いました要介護・要支援じゃない40歳以上の方が対象で、軽度の早期発見が目的です。従来は対面で、うちの町も、対面も難しいですよ。15分も掛か

ったら、一人に対してですね。長く対面でかかっていたその受診者というか受検者が、このVR機、VR機って何かこうのぞき込むようになって、それが音声で質問をするそうです。それで答えが画面に出てきて、自分の目で、喋らないで自分の目でこっちとかこっちとか選ぶんだそうです。そして、その検査をやると5分で検査が終わるということで、すごく一人で誰にも見られてない。検査の様子を見られてないし、自分で自分の状態が分かるということで、この早期発見、何て言いますか、認知症によって、自分で分かんないなあと思いながらそのまま生活している。それでどんどん認知が進んでいくということを止める。そういうのに有効だそうです。機械を、私は健康づくり課のほうに置いてもらったら、すごく来る人も増えて、自分でチェックできるし、有効に働くんじゃないかなと思うんですが、導入してはどうですかって思いますが、いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺健康づくり課長。

◎健康づくり課長（渡辺理恵君）

認知症の早期発見は、非常に大事なことだと思います。先ほども申したように、特定健診のほうは、国で認められた検査等を行いますので、なかなか難しい点がありますが、先ほどの紹介の認知症機能セルフチェッカーについては、認知症の判断を行うものではなく、御自身の認知機能の状態を知り、認知機能の変化を定期的に確認するセルフチェッカー、セルフケアのツールであると思っております。検診としての導入は、予定はございませんが、認知機能が低下したと思われるような、気になる症状などについては、気付きになるような内容を継続して啓発していき、今後も、広報等も啓発に力を入れていきたいなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

つい最近、それこそ29日に、認知症施策新たな基本計画案ができ、来年の6月にはまた、その計画案が下りてくるようですけれども、やはり認知症でも個人の意見が大切にされて、住みなれた場所で希望を持って生きられるために、社会参加していくために、また自治体にはたくさんの方が求められる。計画を作ってくださいとか、そういう求められる責任も伴ってくるようです。このことを調べて、私も、誰でもが認知症になる可能性があるっていうことを理解し、正しい考え方が広まるように、なお一層の努力が必要になってくる時代に入ったのだというふうに自分は自覚しました。今回、認知症の支援に関しては、本当に人口の上増えてくるって

うことで、なお一層の支援の強化を進めていただきたいということ及び提案をして、私の質問を終わります。

以上です。

(4番 宮崎広子君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を10時20分といたします。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時20分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。一般質問通告書に従い、12月定例会、3問質問をいたします。質問内容は、一つ目が投票率について。もう一つ目が、103万円の壁について。それから、SNSを活用した行政サービスについてというふうにまとめております。

現在、米の小売価格、これ1袋5kgですね。これが2023年の9月、2,188円。2024年の9月、3,152円。約44%上昇しております。また、直近のマスコミ報道では、2025年に食品の値上げラッシュが続きますというふうに伝えられています。家計の消費支出に占める食費の割合、これエンゲル係数と言われてはいますが、エンゲル係数が低いほど生活水準が高いと言われてます。総務省が家計調査といたしまして、3人家族の食費というのを、例で例えております。2023年の8月は、8万8,780円。2024年の8月、9万3,130円、約4.9%上昇しております。賃上げ以上にインフレが進み、家計の可処分所得が減少しています。また、税金や社会保障費は減ることなく、よくて現状維持か実際は増え続けています。現代社会において、今、多くの方が求められているのは、可処分所得が増える政策、家計の中で、自由に使えるお金が増える政策が求められていることではないでしょうか。

では、質問に入ります。粕屋町の投票率についてということで、10月27日に投開票があった衆議院解散総選挙。全国の投票率は、53.85%。前回の3年前より、2.08%低下しております。粕屋町においては、今回は、49.03%。前回、49.54%でした。来年4月には粕屋町町議会議員選挙が予定されておりますが、過去2回の投票率は、2021年が、40.76%。2017年が、39.34%でした。直近12月1日ですか、投

開票があった福岡県議会議員選挙、糟屋郡地区の県議会議員選挙の投票率、これ粕屋町含めて7町、含めた全体の投票率が、19.15%。粕屋町は、15.92%。投票率の順位が出ておりますが、粕屋町は、7町の中でワーストというふうになっております。

では、質問いたします。町の投票率は全国平均よりも低いですが、原因をどのように分析していますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

投票率につきましては、全国的な傾向としまして、近年、国政選挙地方選挙共投票率の低下傾向が続いております。その中でも、特に若い方の投票率が低いと。またその中でも、20代の方の投票率が低いというような傾向になっております。粕屋町におきましても、今回行われました衆議院選挙では20代の方の投票率が、約31%。特に20代前半の方の投票率は、約28%と、他の年代に比べまして低下傾向となっております。投票率につきましては、マスコミでの報道であったり、政治不信、天候等、様々な要因が重なり合った結果だと認識のほうをしておりますが、その中でも要因の一つとして、粕屋町の有権者を構成する年代別の人口が影響してるのではないかとということで分析をしております。また、若い世代、特に20代の方の投票率向上が、投票率を上げるためのポイントの一つではないかというふうに考えております。また、今後も先ほど御質問ございました福岡県議会議員選挙等の結果等も踏まえながら、分析や調査につきましては、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、町の投票率向上に向けた現状、それから今後の取組というふうに質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、現状につきましては、投票率、先ほども答弁いたしましたが、低い要素というのは、複数の重なり合った要因を少しでも分かりやすくするために、粕屋町におきましては、現在対策を大きく三つに分けて取組や検討を進めております。

一つ目につきましては、中学生や高校生、18歳年齢到達者向けの教育啓発でございます。具体的な取組としましては、令和4年度から、社会の時間に初めて選挙について学ぶ中学3年生約600人、令和6年度からの取組としましては、魁誠高校の3年生約350人にチラシ等の配布を行っております。また、18歳になりました町民約600人を対象に、選挙に関するパンフレットを提供して選挙を知ってもらう取組を進めております。これにつきましては、将来有権者となるべき子どもたちへの教育と啓発となっておりますが、子どものうちから選挙を知っていただき、慣れ親しんでもらい、若い世代の投票率向上を目指しております。

二つ目の取組としましては、現在、投票所に来られる有権者へのホスピタリティや安全性の強化を進めております。特に、先ほどの宮崎議員の質問にもございましたが、高齢者に目を向けますと、65歳以上の人口は8,800人を超え、有権者の2割以上に当たり、投票率も60%を超えております。この割合は、今後ますます増加していくものと考えております。そこで、粕屋町におきましては、安全性と快適性を重視し、今年度から投票所での階段とか段差のほうを極力少ないレイアウトに変更を行っております。高齢者の方にもそのほかに少しでも安全に投票していただける環境整備につきましては、今後も進めてまいりたいと考えております。

三つ目につきましては、選挙権はございますが、選挙に行くことを選択しない方、投票所にお越しになられない方への啓発やアプローチがポイントではないかというふうに考えております。先ほども答弁申し上げました、特に若い世代の方の投票率が低いことに関しまして、内閣府の庁舎調査によりますと、15歳から29歳までの方の社会貢献の意欲は、8割以上ということで高くなっております。また、別の調査によりますと、87%の若い世代の方が、関心がある社会課題があるというふうに回答しております。社会課題に関心が高いにもかかわらず、選挙には行かないというような状況が伺って取れます。また、政治不信や選挙の論点が不明確な場合、政治や選挙に関する情報が不足している場合、マスコミ報道で話題の候補者がいないことにより、盛り上がりが出てしまう場合などに投票率が低下しているというような現状もございます。今後につきましては、こちらの方々に対しまして、少しでも政治や選挙に関心を持っていただき、選挙に行く意識を高めていただけるようなアプローチを今後も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

先ほど、20代が、粕屋町としては、投票率が低いよと。そこをターゲット層とし

て何らかの取組をしていきたいというふうにありましたね。既存のやり方ですね。今、マイナンバーもできました。SNS、だから情報の発信、情報の発信も、誰でもネットにつながる環境であればどこでも取れるような時代になって、今までのやり方に、今までどおりの付加価値を付けて啓発とか、そういうことでは伸びないと私は思います。例えば、粕屋町、かなり若い方たちが来てますよね。移住というか、住民として。その中で、やっぱりターゲット層としては、子育て世代、この方たちをやっぱりターゲットにしていくべきだなっていうふうに、私は思うんです。粕屋町、小学生以下のお子さんかなりいらっしやいますね。その中で、お子さんの預け先として幼稚園とか保育園、これもかなりのボリュームでありますよね。だから、やっぱり情報の発信というか、今回選挙がありました。福岡県選管が大元ですから、そこの福岡県選管のホームページ見ますけど、やっぱり候補者の発信ってのは、ものすごくない。候補者自身がやっぱり、SNSとかインスタグラムとかそういうので発信していかないといけない。ただ、その発信にしても全くアクセスがないっていう状況が続いてたんですよ。だから、個別にやるのであれば、例えば粕屋町の弱い、ターゲット層が20代ということであれば子育て世代、例えば保育園とかそういうところに、候補者の、公職選挙法いかんとかそういうことじゃないんですよ。候補者のいろいろな主義主張を交えたやつを一覧でちゃんと出すとか、目に見えるところで出すとかですね。やっぱりそういうところをしていかないと、なかなかそういう、今までの既存の中にちょっと付け足したぐらいのやつではやっていけないんじゃないかと。例えば、近隣の古賀市。もうネットとかで見れば、情報すぐ出てくるとは思いますけど、選挙割というのやってますね。選挙のたびにもうこれは恐らく誘導ですよ。投票しました。投票紙を見せてください。投票した証明書で、何らかのメリットがありますね。だから、そういう何らかの、投票したことによって、自分に何らかの金銭的でもいいんですけど、返ってくるようなメリットがないと、なかなか投票率向上というのは、できないと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほど御紹介いただきました古賀市のケースにつきましても、粕屋町のほうでも把握のほうはしております。また、選挙割につきましても、一部のマスコミ報道によりますと、飲食店等が独自に選挙割等を行っているというようなケース等も伺っておりますが、有権者の方の行動変容を促すきっかけの一つだというふうには捉えております。ということで、検討のほうは行ってまいりたいと思っておりますが、

ちょっと逆の問題点としまして、近年出てきておりますのは、選挙割を受けるために、投票所に投票された後に来所証明を持っていかれるような形になるんですが、それがネットのオークションサイトで売買にかかっていたりとか、今現在、選挙割をされてる店舗等の協力状況等により、規模とかそういうものにどうしても制限が出てきたりするっていう問題点もはらんでいるものと考えております。マスコミ報道等でございますが、総務省は公職選挙法に選挙証明の発行は規定されていないということで、発行については推奨していないというようなことで見解のほうを示しております。ですので、行政主導で選挙割を行うことにつきましては、今後慎重に検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

これは、なんか新しいことをやれば、必ずそれを覆そうとする事案がやっぱり出てきます。ただそれは、その都度事案が出てきたことに対処するというやり方をしないと、初めからそういう、こういう問題が生じるということになると、全く前に進まないですよね。まずはやってみるということをやって、それから事後の対応をしていくというやり方のほうが、私はよろしいと思います。先ほど私は、ターゲット層として保育園とか言いましたけど、そういうことの試みというのは考えられないのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

新たな試みということでございますが、今回の衆議院選挙の前から始めておりますが、今現在、投票の入場整理券の中にQRコードを入れまして、直接、選挙公報とかそういうものを閲覧いただくような仕組みを構築しております。選挙公報につきましては、どうしても告示後に制作されて配達されるまでの時間が掛かりますので、直接、今回の県議会議員の補欠選挙で言いますと、県のホームページのほうにQRコードからリンクを貼りまして、そちらのほうから、手元に選挙公報が届いていない状況でもインターネットを通じて、候補者を知っていただくというような取組を今現在進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

あとイオンモール、大型商業施設ですね。この中で期日前の投票所を設置してま
すよね。そういう集客できる施設にすることは、かなり私はいいかなというふうに
思いますが、やはり何といても情報の発信が足りてないというのがありますね。
今、粕屋町の公式LINEでは、そのLINEに登録した方であれば、そういう情報発信が
恐らくパッと見れますが、なかなかそういう発信が弱い。それと、もう少しやっぱ
り、例えば先ほど高齢者の話されましたね。やっぱり、高齢者になるに従ってかな
り足が弱い。自分で投票所まで行くのが、かなり困難だっているところがやっぱり
出てくるんですよね。だから、今既存の投票所っていうのがありますが、やはり出
張できるような、やっぱりこれ公職選挙法とか言われるかもしれませんが、やっぱ
り社会の時代の流れに沿って、いろいろなところを、利便性を追求していくべきと
思うんですよ。だから、そういう足が弱いとか、自分で投票所まで行くのに投票は
したいけど行けないという、そういう層がいますんで、やはり行政のほうから、そ
ういう巡回的な取組、そういうことができないものかなっていうふうには、私は、
これは提案させていただきます。どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほども答弁を申し上げさせていただいておりますが、分析調査につきましては
は、常に行っておりますので、調査させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

では最後ですね。これ来年の4月、これは、町議会議員選挙が予定されておしま
すが、町として、町の選管として何かプロモーション的なことを考えておられます
か。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

町議会議員選挙のプロモーションにつきましては、まず、先ほど議員もおっしゃ
いましたが、町議会議員選挙があることを知っていただき、投票に行っていたく
ための情報発信の強化や、先ほど答弁いたしました取組について、積極的に進めて
いきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

積極的にというのは、例えば前回の町議会議員選挙のある前に執行部のほうから答弁があったのが、公開討論会みたいなやつを考えてるという話があったんですけど、これ、没になったんですね。だから、そういうことであれば、なるほど、何かのプロモーションだなんていうふうに考えてますが、ただ単に今までの既存のやり方での情報発信ということであれば、何ら変化がないなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

前回、町議会議員選挙の時に、公開討論会のお話があったということは選挙管理委員会のほうでも把握しております。直前で実施されないというようなことで、結果的には実施されなかったということはお聞きをしております。その辺の経緯を今現在調べてはおりますが、今後、公開討論会を実施するのかっていうのは、ちょっとまた今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

もうこういうのは早め早めに打っておかないと、やっぱり新しく出る人っていうのは、例えばバックに何もいらっしゃらない方とかいらっしゃる場合、なかなか厳しい。まず名前が売れてない、顔が売れてないっていうことがあるんですよ。だから、今から考えますでは、もう恐らく可能性として無理でしょう。出馬を考えていられる新しい方っていうのは、もう今の段階でも考えてられるはずですよ。だから、その中でこういうことをやっていきますよみたいなことは、やっぱりもう打っておかないとっていう感じで私は考えてるんですよ。だから、今から考えるということであれば、もう考えないと一緒だと思いますけど、そういうところ、いかがですかね。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今から考えますということですが、投票率につきましては、町議会議員選挙、国政選挙、地方選挙に限らず、常に選挙管理委員会のほうは少しでも上がる策っていうのを、常に、先ほども申し上げましたが、検討のほうはしております。その中でも優先順位を付けて事業を進めておりますので、今現在としては、公開討論会とかそういうものに関しては、優先順位がどうしても最後のほうということになっておりますので、今できる取組を常に行うというような形で今現在進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

SNSの時代ですね。だから、選管のほうから、やっぱりそういう情報を投げられるようなプラットフォームをその期間だけでも作っていただくと、恐らく、一般の有権者の方たちは、選挙あつてな。誰も知らないなっていうときに、やっぱりそのプラットフォームにまずアクセスして、こういう人が出てるんやな。こういう人の考えというのは、こうこうなんやなっていうのを見ると思うんですよ。だから、そういう情報発信をその期間中だけでもやっぱり選管のほうで提供していただきたいというのは、私の提案ですけど、これでちょっと考えといていただければありがたいなというふうに考えます。

では続きまして、103万円の壁についてということで、2問目の質問ですね。先ほどの、10月27日の衆議院解散総選挙の結果は、与党が過半数割れ、予算などを通すためには、いずれかの野党の協力を得る必然性が出てきました。そんな中で、野党の国民民主党が、公約として掲げた103万円の壁の見直しが、これはマスコミとかSNSで注目を集めています。国民民主党は、103万円を見直し、所得税課税されない収入を178万円まで引き上げるように主張しております。それによる減収は、総務省によると、国と地方で約7から8兆円、地方の減収分は約4兆円と試算されているようです。粕屋町の減収分の試算は幾らでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

新宅総務部長。

◎総務部長（新宅信久君）

御質問にお答えをいたします。総務省の試算と同様に基礎控除を75万円引上げて試算を行った場合、粕屋町における住民税の減収分は、9億4,000万程度になる見込みです。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

9億4,000万ですね。それでは、町の今後の対応はということで、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

103万の壁の見直しにつきましては、個人の手取り額が増えることとなり、好ましいものであるというふうに考えてはおりますが、一方で、地方自治体においては、見直しにより税収が大幅に減となると、財政運営に支障が生じることが懸念をされております。今後の町の対応についてのお尋ねでございますが、現在、国において引上げ幅や制度設計について議論がなされておるところであり、地方に影響がないよう、住民税の基礎控除を据え置くなどの案も検討されております。また、町長が本会議冒頭で申されましたとおり、全国町村会からも、地方財政に影響がないよう強く求めていくこととされており、現時点では、国における検討状況を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

答弁は、もう内容は分かってました。マスコミ報道で、いろいろな地方自治体、都道府県はじめ、減収分は国のほうで手当てしていただきみたいな意見が大半であったので、今副町長が申された答弁というのは、あらかじめ把握しておりました。ただ、これはやはり地方分権という立場で考えていかなければいけないかなと私は思います。今、1,700余り地方自治体っていうのがあります。だから、恐らくもう、自分たちには引っかからないだろう。自分たちだけじゃないよねっていう護送船団方式というか、そういうところがありますので、恐らく、全く危機感というのはいないんじゃないかなというふうに、私は考えています。

ただ、これを一つの組織として見ていた場合、例えば一つの企業ですね。営利を目的とした企業として見てきた場合には、やはりこういう変革があった場合には、やっぱり何らかのそれに対応していかないといけないというふうに、私は思うんです。その中でこれだけこの施策をすることによって、一方では、これだけ負が生じますよという場合に、負に対してやっぱり自分たちで考えていくべきじゃないかなというふうに思います。だから、二方向で考えていくべき。先ほど副町長言われま

した、国にお願いしていきます。これは一つの方法ですね。

もう一つは、何かあった場合には、やっぱり自分たちでも何らかの対応をしていくという方向でも、考えていくっていう考えをしていかないといけない。そのためには、今既存の予算付けしてるやつを、もう一度精査していく。これ本当に行政がやるべきことなのかとか、これはもう行政として支援していくのは、これはもう終わってるよねとか、そういうところはやっぱり見直していくっていう考えを持つとかないといけないんじゃないかなど。そういう考えを持たないと、やはり既存の予算というのは、もう延々と続いていくというふうに、もう予算が膨れ上がっていくというふうに、私は考えてるんですよ。

これは一つの例なんですけど、今、アメリカのほうでトランプ政権が来年の1月発足しますよね。その中で政府の無駄を省く省みたいなのやつを作りますよっていうふうな流れになってると思うんですよ。だから、これすごいな、これ日本にもやっぱりこういうところをやっぱりやっていかないといけないなっていうふうに、私は個人的に思うんですよ。だから、一方でいい政策をするのに、他方でそういう負が生じた場合に、ただ単に今までどおりに国にお願いしますということだけの政策であれば、もう地方分権とか地方自治とか、えっていうふうに私的にはなるんですよ。だから、答弁的には、これはもう今の制度の中では致し方ないかなというふうに思いますが、これをきっかけに、これ外圧とってもらったらいと思うんですよ。なかなか何もないときに、内部でいろいろな変革をしようというのはかなり難しい。時間も労力も相当かかりますので、こういう変革があったときに、外圧として、外圧だったから仕方ないねみたいな感じで見直していくという考えを持っていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

粕屋町の毎年の予算編成につきましては、財政健全化に向けまして、見直しを含め、毎年厳しい予算査定を行い、必要な予算を計上しているものと考えております。そういうふうな中で見直しを行ったもの、そしてさらには、見直しを行い削減したものを原資といたしまして、新たな福祉、子ども関係の施策に、町民に振り向けるように努力をしてるような状況でございます。そういう部分十分御理解いただいて、また、個々具体的に予算編成、予算について何か、決算でもどういふふうな予算内容なのかを示していると思いますので、まだ個々具体的に御指摘いただければ、またその分検討もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

これは既存の予算を切ること、切るとか見直し、上げることに對しては、もうこれは、恐らく誰でもできる。ただ、既存の予算を見直すとか切るっていうことに関しては、かなり難しい。労力も要る。批判も受ける。嫌われる。こういうことが一般的なんですよね。だから、私は結構発言してるつもりなんですけど、それがまだ副町長の耳には届いてないっていうことですかね。予算の中で、例えば決算の中でも、「いやこれ行政がやるべきこと？」とか、結構発言はしてるはずなんですけど、だから、そういうところやっぱり、「こういう福永が発言してるのか、ちょっとそれ精査してみよう。」「いやいやこれは、福永のが間違ってる。」とか、そういうところでやっぱり見ていただきたいなというふうに思います。

では、続きまして3問目ですね。これは、SNS、その中でもLINE。LINEを活用した行政サービスについてということです。これもネット検索すれば、もうバラバラバラというふうに、ほとんどの自治体がLINE、公式LINEを活用してるみたいです。約6割ぐらい活用してるんですかね。かなりの情報はもうあふれてますね。

その中で、各年代に浸透しているLINEを活用し、行政サービスを提供する自治体が増えています。来庁せずに、24時間365日、スマートフォンさえあれば、どこからでも証明書等の請求手続きができるようになったようです。ある自治体では、住民が庁舎に来なくても、住民サービスを受けられる役所を目標にしているようです。町がLINEを町民への情報発信ツールとして運用を開始したのは、令和3年の5月。3年経過しましたが、LINEを導入したことによる自己評価はということで質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

粕屋町LINE公式アカウントの令和5年度末時点の友達登録数は、8,343人です。同時点の町の人口4万8,828人と単純比較しますと、町民の2割弱の方が友達登録をされていることとなります。この友達登録数については、まだまだ増加の余地があると思いますので、やや不満の残る結果というふうに認識をしております。その一方で、気象情報の提供や避難所開設時の情報発信など、災害時に必要な情報の即時提供が可能となっているため、ある程度評価できるものと認識をしています。また、町内の危険箇所の早期発見を目的に、道路の舗装や公園の遊具などの損傷や不具合を発見した際、町に通報できる損傷報告の機能も、令和3年7月から追加をし

ており、令和5年度は、34件を受け付け、町の対応が必要なものについては、速やかに対応していることから、こちらについても、一定程度評価ができるものではないかと認識をしております。今年の7月に実施をしております利用者アンケートでは、ごみの分別案内機能や防災機能について満足度が高かった一方で、子育てや手続き、問合せ機能について、満足度が低い結果となっておりますので、今後の改善項目としたいとしております。この自己評価のいかんにかかわらず、町の公式LINEは、情報が必要な方に必要な情報を瞬時に提供することができるため、有用性のあるツールという形で認識をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

所管のほうでも恐らくネットで、他自治体のいろいろなLINEを活用したサービスってというのは、もう恐らくいろいろ見てられると思いますが、私が個人的に粕屋町の公式LINEを見ました。それから、ネットで検索した公式LINE、自治体のを見ました。やっぱり比較すると、今、粕屋町がやってるのは、情報発信ですよと、が主ですね。中でも、道路の損傷とかそういうところは、住民とのキャッチボールができるようなシステムなってますが、これはもうほぼほとんどの自治体が入り込んでいるやつです。ただ、粕屋町に関しては、もう情報発信が主ですよっていう感じですね。

例えば、今私が検索した中でパッと出てきたのが、神奈川県座間市。今現在、80ぐらいの窓口機能の手続きをLINE下でしています。例えば、証明書とか、全てLINEでとかなですね。先ほど言われました、子育て支援に関する手続き、これもLINEでっていうふうにやっぱりされてるみたいです。だから、今やってる粕屋町はただ情報の発信が主ですよ。ただ、住民の立場からすれば、例えば労働者として役場にわざわざ休んでまで行きたくないとか、そういう時間ももったいないとか、これは投票も一緒なんですけど、投票所まで足を運ぶのはもったいないとかですね。だから、そういうところは、やっぱり自分が労働者の立場になった場合に、どう思うかっていうところをやっぱり見ていくべきじゃないかなと。既存にもう他の自治体がありますので、だからそういうところを取り入れていくべきではないかなというふうには私に思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

今、議員がおっしゃられましたように、来庁しなくてもできる手続きにつきましては、オンラインでできるように、住民の方が行かない窓口っていうのは当然進めていく必要があるかというふうには考えております。今言ったほかの自治体のLINEの活用ということなんですけれども、粕屋町におきましては、今現在、個人情報などの機密性を伴う手続きにつきましては、情報セキュリティーを重視する必要があると考えておりまして、現状では、粕屋町のセキュリティーポリシーの規定によりまして、LINE上で個人情報を取り扱った手続きをすることは難しいというふうに判断をしております。その代わりと言ってはなんですけど、現在粕屋町では、住民の皆さまが来庁せずに様々な手続きが可能となるようデジタル化の取組を進めておりまして、御承知のとおり、証明書の発行につきましては、コンビニ交付がございまして、転入転出等の手続きにつきましては、マイナポータルを用いたオンライン申請ができる安全性の高い国の仕組みを導入しておりまして、住民の皆さまの利便性の向上に努めているところでございます。今後もそういった辺りの利用拡大に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。一方で、今言われたLINE上の手続きがしたいという住民の皆さまのニーズが高いというのは分かりますので、機密性が伴わない手続きにつきましては、今後、LINEに限らず、様々なツールの活用を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

私がLINEっていうのは、これいろいろな、例えば会合とか行きますよね。例えば、何とか会とか、そしたら、必ずLINEっていうのが出てくるんですよ。LINEでグループしましょうっていうのがですね。だから、私が日常的に、今SNSの中でこのLINEほど、特に高齢の方。高齢の方にも対応できてるSNSってのは、もうこれLINEだなと思うんですよ。もうLINEというのは、スマートフォンをお持ちであれば、アプリっていうのは、恐らくもうダウンロードされているんですよ、ほとんどの方が。だから、知らない方も恐らく1回何とかグループ化したら、こういう使い勝手がいいのかと、そういうのが恐らく肌感覚で分かってくると思うんですよ。だから、LINEを活用っていうのは、この行政サービスにとってはものすごくいいなというふうに、私は考えてるんですよ。

先ほど、住民の転出入、これに関して、国がやってるマイナポータルからできますよと言っても、情報発信が弱い。ほとんどの住民知ってますか、そのマイナポータルからできるっていうのは。分かりますか？これが肌感覚と思うんですよ。これ

を例えば子育て関係の申請とか、今言われた、住民の転出入の手続とか。知ってる、そこだけ広まってるなら恐らく大丈夫ですけど、マイナポータルからできますって言っても、マイナポータルの、まずアプリをダウンロードしてるのがどれぐらいいるのかとか、やっぱりそういうところ把握ができてないと思うんですよ。サービスは知ってますよ。ただ、そのサービスが使用者のほうに行き届いているかって言ったら、分かります？どのぐらい行き届いているかっていうのは。ただLINEに関しては、かなりの、今、協まち課の課長が答弁されましたね。住民の約2割ですね。だから、それに比べてかなり弱いと思うんですよ。私が今、一例を挙げた神奈川県座間市なんていうのは、かなりの数が登録してるみたいなので、やっぱりLINEでの行政サービスっていうのは、定着してるっていう感じなんですよね。だから、まず、何て言うか、サービスをしていますよ。ただそのサービスがそのサービスを受ける側にそこまで行き届いてるかっていうのは、やっぱりそういうところを考えないといけないんじゃないかなっていうふうに私は思いますが、いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

議員がおっしゃるように、LINEがもう公共インフラ的な役割を担ってるかなっていうのは、そういった面がかなり強くなってきてるんじゃないかなとは思っております。しかしながら、一方でLINEに限定いたしますと、近年、いろいろと情報漏えいの問題があったりとか、それこそ、この春ぐらいですか、行政指導を受けたりとかということもありまして、ちょっとセキュリティーを管轄する部門といたしましては、LINEでいろいろと手続をするっていうのは、今現時点では問題があるのかなと。実際、先ほど申し上げましたように、セキュリティーポリシー上ちょっと難しいということをお答えしましたけれども、そういったところから、現状ではまだちょっと早いかなというふうには考えております。

しかしながら、先ほども言いましたように、LINEでいろいろな手続ができるというニーズが高いということは分かっておりますので、そこは、検討はしていきたいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

一度決めた規約ですか、規程ですか。それが例えば時代の変化とともに、それが変えれないということであれば、かなり私は組織としてまずいと思うんです。だから、ニーズがどこにあるのか、若しくは、もう他の自治体が普通にやっていますよと

どうか、例えばセキュリティーの問題言われました。セキュリティーの問題というのは、これは冒頭に私申しましたけど、こういうサービスを提供すれば、必ずそのサービスに対してその裏をかくような、そういう人たちが出てくるっていうのは、これはもう世の常です。だから、その都度、その裏をかくそういうことが出てきたら、その都度それを潰していくというそういう体制も必要じゃないかなと。ただ単にセキュリティーばかり言えば、これももうよその自治体に負けますよ。よその自治体はここまで役場に、役所に来なくてもいろいろな手続きができるのに、何で粕屋町はできないのとか、そういうことになってきますよ。だから、やはりそういうところ、自分たちが初めにするサービスじゃないんだから、もう既存にもそういうサービスを打って出てる地方自治体というのは、バラバラといますから。そういうところやっぱり見ていく。そういう、もう時代に余り合わない規約は、その都度見直していくというそういう体制をしていかないといけないんじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

セキュリティーポリシー、契約につきましては、都度見直しを行っております。ただセキュリティー、各町自治体においては、膨大な個人情報扱うということがありますので、やはりセキュリティーにかなり気を使うというのは当然のことかと思えます。サービスを上げれば、当然セキュリティーをちょっと弱める必要がございますし、セキュリティーを高めれば、当然サービスのほうが低下するというのは、そこは相反する問題となっておりますので、そこをどうバランスを整えていくべきかというのは、いつも考えているところでございます。他の自治体がセキュリティーを重視してないとは申し上げませんが、現状では、粕屋町のほうはちょっとセキュリティーのほうを重視してるっていうところがございますので、また、もちろん経費をかなり掛ければ、そういった構築も可能かとは思っていますので、そこは常に検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

経費と言われましたけど、これ経費というのは、正直もうLINEというプラットフォームがあれば、経費はもう今ありますよね。毎月定額というそれなんですよね。だから、経費というのは恐らく掛かっていかないですよ。今、例えば先ほど神奈川

県座間市の例を例えましたね。その中で、今80近い窓口サービスをLINE化していきましようって。これ幾らサービスを積み上げていっても、経費はもう掛からないんですよ、毎月定額なんで。だからそういうところをやっぱり経費云々の話じゃなくて、やっぱり住民の利便性、それから役場に来なくていい。来ないといけない層の方たちもいらっしゃいます。その方と来なくていいそういうオンラインで対応できる人たち、二面性を持って、やっぱりやっていく。だから、そういう体制。そういう体制をやっぱり構築していくと、この座間市が言ってるのが、職員のまず負担軽減。役場での住民とのやりとりの時間を短縮できますよとか、これ住民の利便性の向上につながるという、そういうメリットがありますので、やっぱりそういうところを考えていただきたいなど。スマホ役所に関しては、どのように考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

先ほどの回答と同じような形になるかと思えますけれども、現状では、セキュリティの関係上、個人情報扱ったような手続は、まだ取り入れる予定はございません。もちろん検討はさせていただきます。なので、機密性が伴わない手続につきましては、積極的な活用を考えていきたいと思っておりますので、そういった形でのスマホ役所という形ではできるかなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員、予定を10分オーバーしておりますので、まとめてください。

◎11番（福永善之君）

あっ、オーバーしてます？分かりました。よそを見習ってやってください。

以上です。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時20分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号2番、田代勘議員。

(2番 田代 勘君 登壇)

◎2番(田代 勘君)

議席番号2番、田代勘です。通告書に従い、一般質問をいたします。

町長、副町長、教育長は、農家の出身ということで、粕屋町の現状はよく把握されてると思います。質問への前向きな回答を期待しております。

今年、令和の米騒動と言われ、店舗の陳列棚から米が無くなったと騒がれましたが、10月には不足感も解消され、消費者からは高いと言われますが、スーパーに並ぶ5kg3,000円の米から、茶碗1杯分、精米約65g当たりの値段を換算すると、約40円。カップ麺が、200円。菓子パン、140円。ペットボトル飲料、150円など、米は本当に高いと言えるのでしょうか。9月の消費者物価指数で、米類の価格は前年同月と比べて4割上昇、49年ぶりの上昇を記録いたしました。毎年このような状況であれば、農家の意欲も湧き、作付も増えると思いますが、需給バランスが崩れれば、価格はすぐに暴落します。作付を増やしたくとも年齢的に難しく、労力に見合う収益が出るのか心配します。農家は、農地を荒らすわけにはいかない思いと、食を守る使命感で続けている農家も多くいると思います。量販店で、格安で米や野菜が販売されているのを見ると、また、自然や緑、田園風景を残してほしいと簡単に世間で言ってるのを聞きますと、農家を軽視しているようにしか思えません。農家の間では、割に合わない仕事を子どもに継がせられないという声や、後継者がいない農家が増えていると思ひ、今回質問に至った次第でございます。

それでは、最初の質問に移ります。本年6月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、同じくして農地関連法も改正されました。国は、令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積を明確化など、令和7年3月末までに市町村が地域計画を策定することが義務化されており、県は農振農用地での地域計画を目指していますが、一方で、開発等の計画がある区域では、地域化計画の策定を見送るよう指導があっているようです。「農業振興地域の整備に関する法律」いわゆる農振法の改正案では、国は都道府県への関与を強化、農地の転用を禁ずる農用地区域からまとまった農地の除外に際し、要件を厳格化するとしています。一方で、農地の確保に逆行する動きもあり、国は2024年問題の対応の一環として、高速道路のインターチェンジや幹線道路周辺での物流施設を建設する際に、市街化調整区域内の土地開発許可に関する配慮を示しています。将来性の高い町として、選択次第では今後の町の発展にも影響を及ぼす可能性もあり、農家にも影響があると思われます。これからの町の農業施策についてどう考えておられますか。町長の見解をお願いします。

◎議長(小池弘基君)

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も御指摘のとおり、農家出身でありますし、現状も今農業をしております。昨今、正に食料、米を代表とする食料の安全保障、これが非常に脚光を浴びています。現に、金額が上がっただけではなくて、不作のときには、米の場合でいうと、次の年に必ず大きな影響がある。そういったことを踏まえ、これからの食の安全保障について、国は真剣に考えるべきだと私も思いますし、地方自治体からもそういった声を上げてまいりたいと思います。

しかしながら、この粕屋町が置かれた環境、交通環境あるいはその地域的な条件には、やはり都市政策がどうしても関わってくるということで、非常に悩ましい問題ではありますが、しかし、食・農を考えなくちゃいけないという観点は不動でございます。そういった意味から、それぞれの施策について、御質問のことについて詳細を担当のほうから、以後、説明をしていきたいと思っております。説明してよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

「農業振興地域の整備に関する法律」の改正につきましては、国と地方公共団体の責務及び国の基本方針、都道府県の面積目標に係る記載事項を明確化することが目的の一つになっておりますので、その基準にのっとり事務手続を進めるものと考えております。なお、この改正が影響すると思われるのは、地域計画を策定した農用地区域（農振農用地）であると考えておりますが、農家の皆さまの意識も変化してきておりますので、地域計画の策定につきましては、慎重に協議を行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

今、地域計画の協議を行っているということで、一応今年、来年の3月までに提出をせないかんということで、話し合いはされてるんですか、きちんと各農区で。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

実際、今協議を行っているのは、農区長さんとさせていただいております。地域計画作成に当たりましては、本年の8月頃、9月の上旬を締切りとしまして、今予定しております地域計画は、基本的には農振農用地区域で設定することになっておりますが、その中でも、開発の予定があるところを除いてアンケートを実施しております。その結果、半数程度が返ってきておりまして、そのほとんどはやはり、開発をちょっと検討したいという回答でございました。ただ、半数程度の結果になっておりますので、残りの半数の意向を反映させるために農区長さんと協議を行っておりまして、残りの方がどういう意思を持っていられるのかを、農区長さんと確認しながらしているところでございます。

ただ、地域計画を策定しますと、やっぱりメリット・デメリットがございます。メリットといたしましては、国・県の施策に地域計画が策定されていることという要件が入ってきますので、そういったメリットの部分がございます。デメリットといたしましては、先ほどちょっと話に出ましたが、都市政策を進めるに当たりまして、農振除外だ、農転だとなったときには、今までよりもしづらくなるということも指摘されておりますので、そういったことも含めて、地域計画を慎重に協議しているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

今、先ほど新聞とかの報道にも、地域計画を策定しなくてもやはり厳格化していく、農地を国は確保したいということ、食料安全保障の観点から。やはり、農家の皆さん、この先どうなるのかなど、やっぱり心配されてるんですよ。町のほうで、今後私の質問状に、政策、どんなふうにしていくか。ちょっと町長そこのところ、再度お願いしたいと思います。今後その農業していくのか、町のきちんと基盤整備していくのか。また、何て言いますか、今後の町の方向性です、農業に対して。農業を進めていくのか、そのまましていくのか、もう農業を縮小して開発とか進めていくのか。そこのとちよつと、町長の考え方、もう一度お願いしたいと思いますけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に複雑な問題です。これは農地政策、これそうですね。4、50年前のこの町だったら、確かに農業立県の国でございました。しかしながら、先ほど言います

ように、立地条件あるいはその都市圏にある粕屋町の位置からいって、非常に企業関係の進出が多い。また、高速道路あるいは都市高速道路が完成したことによりまして、物流関係の発展が多い。これは紛れもない事実だと思います。確かに農業は大事ですが、農家のそれぞれのお気持ち、御意見は様々だと思うんですよ。その辺は先ほど課長が言いますように、農区長さんを中心として、それぞれの細かい協議を行って、これからの粕屋町を、農地をどう考えているのかというのは、私はやっぱり重要視したいと思います。私自身が、いやこれでいくんだというような独善的な判断は差し控えたいとは思っています。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

分かりました。ちょっとあんまり突きよったら個人的なこともありますから、あんまり言わんとうこうと思います。

次の質問に参ります。続きまして、「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権の設定についての質問ですが、これまでは農業委員会を経て、町が公告を行っていました。令和7年4月から農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを通して手続を行うこととなります。地域計画を策定しないと利用権の設定ができないため、今後は、「農地法」第3条に基づく設定を考えると聞いています。また、手続が煩雑となるということで、令和7年2月までに利用権の再設定を行うよう通知をしておりますが、農家は周知しているのでしょうか。また、関連の質問になりますが、町の現状を鑑みると、将来的に担い手不足、高齢化に伴い、利用権設定の更新や新規設定の問題が発生し、農業委員、農区の負担が増すのではないかと考えられます。また、粕屋町にも畑がございます。水田よりも畑のほうが深刻で、ほかの市町村でも大きな問題となっております。今後どのような対策を考えておられますか。答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

お答えいたします。農地の利用権を新たに設定する期限は、令和7年3月31日までとなっておりますので、年1回実施しております8.1調査時に、利用権の再設定に関するお知らせを文書で通知しております。また、利用権を設定している方又は設定していた農家の皆さまのうち、今回のお知らせで利用権の再設定をしていない方を対象に、11月に文書を送付しております。町といたしましては、担い手不足解消につきましては、農業振興特別対策事業におきまして、機械利用組合等に対し補

助を行っております。耕作放棄地等につきましては、今までどおり農業委員におかれましては、農地パトロールを実施していただきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

私の質問では、これから先、やはり農業委員さんとか、あと農区長さんとか、負担が増すのではないかという質問でございます。その対策を、ちょっともう一度、町のほうはどんなふうを考えているか。パトロールとか分かりますけど、パトロールとかは、今までの既存でやっておられると思いますけど、今後担い手育成、どのような担い手育成とかを考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

担い手対策、幾つかございますが、後継者を育成するとか、新規就農者をということではありますが、粕屋町におきましては、後継者っていうことでいきますと、なかなか育っていない状況でございます。新規就農者につきましても、問合せも年1件あるかないかぐらいになっておりますので、なかなか新規就農、それにつきましては、粕屋町の置かれた立地条件というのもございまして、なかなか植えれなくなった、作付できなくなった方でも新たに貸し出すことを嫌がられる、そういった方が多い傾向にございますので、新規就農するときの補助を、作付をする補助を確保できてないという状況が出てきております。新たに何をというのは、ちょっと今検討はしてるところですが、なかなかこれをしますっていうのは言えない状況でございますので、先ほども申しました機械利用組合等の補助を行うことによって、何とかオペレーターの確保とか、そういったことで、担い手不足解消につなげていっているところと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

また、いろいろ今から質問がありますので、またそのときに随時答えていただきたいと思います。

続きまして、第5次総合計画後期基本計画の基本施策では、「持続可能な農業をめざし、農業基盤の整備や担い手の確保に取り組むとともに、地域の農業や食材の

関心や理解を深め、地産地消を推進します。」となっていました。この5年間、米の需給調整が目標に立っていないこと。ブロッコリーをはじめ、転作作物が増えていないこと。なのみの里の閉店。開発に伴うふれあい農園の閉園。認定農業者の育成と推進に至っていないなど、いろいろな要因があり、農業者の向いている方向と町の計画と相反する部分が見受けられます。社会情勢も大きく変わる中、町の農業に置かれる状況も変わってきています。町の実態にかなった施策が必要でないかと思えます。第6次総合計画策定に当たり、農業センサスや農家アンケートを鑑みて、農家の意見をどう反映していくのか、町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

お答えいたします。農林業センサスにつきましては、5年に一度行われておりますが、前回は令和2年の2月に行われておりました。次回はちょうど来年の2月1日を基準に実施される予定ですので、その分を反映することはちょっと難しいと考えております。参考までに、令和2年の農林業センサスの結果、10年前と比べるとおよそ農家人口で半減してる状態、1,244から640に半減してるような状態です。20年前からすると、逆に3分の1になってるような状態です。人口でいくとそうですけど、戸数でいくと10年前が、388。令和2年が、321という形で、10年間で60戸ぐらい減ってるような状態ですね。面積につきましても、10年前でいくと250haが189haという形で減っている状況です。農地の特性に鑑みまして、農地は基本的に増えることがありませんので、減少するのは減少するとして、減少幅をちょっと考慮することにはなると考えております。

農家アンケートにつきましては、平成30年度に農家全体に実施しております。また、本年8月に農家全体ではなく、地域計画策定の対象となる農振農用地の農家の皆さまにアンケートを実施しております。両方のアンケートに共通しますが、「農振農用地の見直しをしてほしい。」「農振農用地を解除してほしい。」という意見が多くございました。しかしながら、農業を持続させたいという農家の方もいらっしゃいますので、アンケートの意見を参考に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

この策定、10年5年ですと農家の現状を見てますと、やはり町の総合計画と相

反する部分が多く見られてますもんね。ブロッコリー転作が増えてないとか、なみの里が。もうちょっと、やはり農家の意見が総合計画に対して反映されてないような感じが見受けられるんですよ。そこのとちよっと、今度策定に当たり、方向性をどんなふうに持っていくか、ちょっとお聞きしたいかなと思ってるんですけど、お答えをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

第6次の総合計画、これは農業委員会から選出していただいております農家の代表ということで、農業に対する意見、これはもう活発に積極的に御発言いただいて、その審議会の協議の中で考えてまいりたい、反映してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

次の質問に移ります。粕屋町農業振興計画が、平成22年に見直されて14年が経過します。基盤整備については図られているものの、米の需給調整は、毎年農地が減少しているにもかかわらず、毎年目標を下回っています。かといって、水稻作から転作としてのブロッコリーや花き栽培といった高収益型栽培の作物も増えていません。農業の担い手である認定農業者の育成、新規就農者、農業後継者の育成、女性農業者への支援も図られているのでしょうか。また、「食料・農業・農村基本法」が改正されたことで、町の農業振興計画も転換期に来ていると思います。計画の見直しと同時に、総合計画と連動して計画を策定すべきと思いますが、町の考えはいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

米の需給調整につきましては、国が実施しておりました生産調整制度が平成29年産をもって廃止されたことに伴いまして、平成30年度以降は任意作付となることが危惧されたため、県が取りまとめる形の需給調整を行っているところでございます。この需給調整は、過剰作付による米価下落を防ぐことが目的とされておりますので、目標面積を下回ること自体が目的となっております。農業振興地域整備計画につきましては、平成22年9月に見直しを行っておりますが、令和8年度を目安に農用地区域計画が進んでいる状況でございます。町内の別の地域でも計画があるよ

うでございますので、これらの大型案件が完了した後に、農業振興地域整備計画の見直しを考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

今度されるということで、令和8年に見直すということですね、計画を。ものすごく、今の振興計画書を見てたら、全然その計画と町の状況が相反する部分が多いんですよ。抜本的なやっば見直しをする必要があると思いますので、是非、特に町の現状、農家の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。そのとこちょっとお願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

ちょっと行き違いがあるようでございますので、ちょっと説明させていただきますと、令和8年頃に、案件が予定されておりまして、それで終われば、その次ぐらいでと考えてたんですが、もう一つちょっと別の計画も進んでいるようでございますので、その後に計画しているところでございます。それと、農業振興地域整備計画というのは、基本的に農振除外、一般的に地権者の方からの要望があつての農振除外をするタイミングで作成したりするものなんですけれども、今回進んでる案件というのは、地権者からの申し出はあるものの、ちょっと市街化区域編入とか、ちょっと違う形で進んでる部分がございますので、そういった部分のときには、通常整備計画の見直しという形ではないので、ちょっとその辺があつて、そういう進んでるのが一旦終わった後に、整備計画の見直しを検討しているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

次の質問に参ります。続きまして、粕屋町の独自の農業支援についての質問です。本年4月9日付けの日本農業新聞に、2022年の農業所得において、労働時間1時間当たりの農業所得の算出について、農業全体の平均は、1時間当たり379円となっています。ちなみに、所得には補助金、収入保険、農業共済の支払い金も含めてです。主なものでは、露地野菜、554円。施設野菜、528円。施設花卉、608円。

水田作に至っては、個人経営マイナス34円。法人経営296円で、水稻平均で1時間当たりの所得は10円と換算されました。世の中、最低賃金を1,000円とか1,500円まで引き上げるとか言っていますが、このような状況で、将来、粕屋町の農業、農地を守っていくのが心配されます。将来性が高い粕屋町として発展を伴い、農地は減少をしていますが、全て農地が無くなることはないと思います。

国は、「食料・農業・農村基本法」の改正の基本理念には、「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の四つを基本施策として進めていくと思いますが、粕屋町の現状では、国・県の支援や補助事業は、画一的で対象とならないことが多く、営農を断念せざるを得ません。また、白地区域はなおさらです。用途は違うにしても、農地としての役割を果たしてるのは同じです。地域の農業が、持続可能な産業として成立する取組が必要だと考えております。町の独自の支援制度は、主なものは農業機械導入事業、生産管理施設新設事業ぐらいです。独自の支援をすることで、国が目指す施策に、少しは近づくのではないかと思います。近隣の自治体を調べてみました。久山町では、新生産調整活性化対策助成金として、米の自給調整達成並びに水田利活用作物を栽培した水田の面積に応じて、1反当たり5,400円助成しています。ほかの自治体でも、状況に応じて独自の支援をしております。

それでは、最初の質問に移ります。国は、「環境と調和のとれた食料システムの確立」について、基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進を規定しています。町長は、令和4年第1回定例会にて、「脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化という課題に向き合い、町民や事業者の皆さまとともに、2025年までにCO2排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかすや」に向けて取り組む。」と宣言されました。実行計画区域施策編では、これから町民や事業者に向けて取り組まれると思います。農業は農産部の生産ではなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全といった多面的な機能を果たしています。しかしながら、農地を維持管理していただいてもコストが掛かり、生産効率を上げるためには、多量の生産資材を使用します。また、物価高騰による資材高騰など、労力に見合う利益が出ていません。久山町では、単独予算助成事業の一つとして、高収益作物の生産向上と、通常マルチの利用により発生するプラスチックごみの歳出削減を進めるため、生分解性マルチの購入代金の一部を補助しています。生産意欲にもつながり、収益向上に向けた取組でもあり、労力の削減、除草剤削減による環境への配慮も考えられます。環境に配慮した農業生産の取組と支援の考えについて、町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正にGX、これは農業も含めたところの全国的、全方位的な取組の一環として、農業政策にも真剣に、積極的に取り組む必要がございます。そういった取組の中で、支援策ということでございますが、これはまだ今様々なGXの考え方がございまして、それを協議と言いましょうか、取りまとめをしている段階でございます。国の補助メニューは、GXの推進にもつなげるためにクロスコンプライアンス、こういった要件を考えながら、農家の皆さまに周知していくと同時に、今御紹介の他の町では、そういった取組に対する支援をしているということがございますので、参考にしながら、今後の情報収集をしながら、この支援について協議・検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

次の質問に参ります。国は、農業の持続的な発展についての基本施策として、最先端な技術、スマート技術等を活用した生産性の向上を規定しています。現在農業は、担い手不足、高齢化といった課題に直面していますが、そんな中、農業の未来を大きく変える技術として注目されているのが、DXスマート農業で、農作業の省力化、効率化、収穫量や品質の向上、次世代への技術継承に効果があると期待されています。例えば、農家は農地の管理だけではなく、管理作業は多岐にわたります。草刈り作業の一つにしても、ため池の堤防や河川敷、道路敷や水路敷といった境界を越えて、年に何回も草刈りをしています。管理をされているからこそ、農地とともに自然や環境が保たれています。

しかしながら、夏場の公園の中の作業や傾斜地の作業は危険を伴います。古賀市では、小野地区で活動する「スマートアグリレッジおの推進協議会」を中心に、スマート農業技術やデジタル技術を活用した実証を行っています。過酷な作業を省力化、効率化して、農業者を守りながら、高齢になっても農業を続けられる環境づくりとして、リモコン草刈り機を導入しています。離れた場所から遠隔操作で人が入りにくい場所や傾斜地など、草刈り作業を行っています。DXスマート農業は、農業の課題解決だけでなく、森林整備や区の共有財産の管理作業、シルバー人材の負担軽減など汎用的に使用でき、町や地域全体の活性化にも貢献できる可能性もあるのではないかと考えております。DXスマート農業を活用した支援の考えについて、町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的には担当のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

スマート農業につきましては、町に問合せはあっておりませんが、機械利用組合などで農業機械のメーカーに視察体験しに行ったりしているということをお聞きしております。一言でスマート農業と言いますが、様々な内容がございます。町といたしましては、現段階では農家の皆さまの需要や要望が上がっておりませんので、今後調査研究を凶っていきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

この件、これから先、高齢化で、私のところにも話がいろいろ入ってきてるんですよね。特に堤防とか町道との境、斜面ですよね。一応今までは、農家の方が境界を越えてしておられました。町のほうも年1回されるかされないか。農家としては、やはり常にきれいにしとかないかんという思いがあって、雑草だらけやったら、やはりそこにごみとか缶かんとか捨てられるもんやから、常に年に何回も刈っております。これから先、特に傾斜地とか法面と、本当に大変なんですよね、農家にとって。その部分、ちょっと考え方、今後、やっぱDXとか使った農業が必要じゃないかと私は考えてるんですけど、最後、再度ちょっと課長のほうからお話お願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

お答えいたします。今ちょっと話に上がりました堤防敷とかいうことでありますと、基本的には敷地でいくと河川敷という形になりますので、本来県がするべき話のところを、圃場の近くにあるという、田持ちの方が昔から管理をさせていただけることには、もう頭が下がる思いでございます。一応、河川敷に道路を設定して、道路認定しておりますと、そこから道路から1メートル下ぐらいまでは町で使ってる、町で管理するというのもございますので、農家の皆さんに負担にならないように、ちょうど町のほうも協力しながら、やっていきたいと思っております。機械の

導入につきましては、ちょっと今の段階でこれが欲しいというのをちょっと今聞いた状態でございますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

分かりました。次の質問に移ります。ふるさと納税は、寄附の使い道が分かりにくいと批判があります。総務省は2017年、用途を示した上で寄附を募る、クラウドファンディング型などを推奨しています。クラウドファンディング型ふるさと納税は、本来の目的であるふるさとづくりやまちづくりに共感や応援といった地域への貢献への思いが反映されやすいとされています。2023年は、369自治体がクラウドファンディング型を活用し、そのうち農業関連支援は、3道県23自治体が活用しています。古賀市では、ふるさと応援寄附金を財源にクラウドファンディング型チャレンジ支援事業として、農業後継者及び担い手の確保並びに育成、女性農業者が活躍できる環境及び女性農業者の経営確立、観光農園整備をする農業者、事業者への交付により独自の支援をされています。地域における交流人口の拡大による、にぎわいの創出といった目的で、それぞれ成果が出ています。例えば、観光農園整備については、古賀市周辺地域の観光需要を喚起し、交流人口や関係人口の拡大、地域活性化を図ることができたことで、農業支援だけでなく、地域活性化など、相乗効果も生まれています。町が後押しすることで、農業の6次化による所得向上、女性農業者が活躍できる環境の整備など、新たな農業ビジネスが生まれるかもしれません。ふるさとづくり寄附金を活用した農業者への支援の考えについて、町の考えを伺います。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

ふるさとづくり寄附金につきましては、農業支援としての用途の指定がございませんので、用途が指定されていない寄附の中から、一部農業関連で充てさせていただいております。今後、農業政策と同時に検討してまいりたいと考えております。補足ですけれども、先ほど観光農園の話がありましたが、観光農園と一般のハウスの農園というか、それとはちょっと違っていて、調整区域では、観光農園は基本的に認められてないと考えておりますので、ちょっとその辺のすみ分け、市街化区域であれば問題ないと思いますけれども、そういった部分がございますので、その辺も慎重に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

この観光農園っていうのは、特にイチゴ狩りとかミカン狩りとかブドウ狩りのことを言っておられますよね。今、観光農園っちゅうのも、いろいろ何て言いますか、コト消費っていうのがあるんですね、コト消費。そやけん体験事業、体験なり。お金を取って販売する目的じゃなくても、ただその体験型の農園というのが、今、世の中出てきてるんですけど。そんなふうなあれやったら、一応大丈夫みたいな感じなんですけど。一応、市街化区域やったらいいですよ。その結局、販売のやり方ですね。そこのとちよっと……。

(チャイムの音)

◎議長（小池弘基君）

はい、ちょっとしばらくお待ちください。

◎議長（小池弘基君）

続けてください。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、古賀のお話をされました。確かに古賀・新宮は、非常にイチゴの栽培が盛んで、正にこういったふるさと産品について、一番の売上げを誇っております。翻って、粕屋町を考えてみますと、ブロッコリーが非常に昔からの特産品ということで、つい先日も、農協のほう、これタックはまだ組んでませんが、農協のほうでブロッコリーの体験収穫みたいなこともしてありました。正に消費者と生産者をつなぐような事業ということもありますが、ブロッコリーが指定野菜になったという非常に大きな節目で、これを全国的にPRするようなことも展開していく必要があるなど。私はその場を見て思いました。今後、農協の生産部会辺りとも協議をしながら、そういったことも考えてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

次のふるさと納税に関しての質問、町長よろしいですか。この件がちょっと私もずっとふるさと納税を調べよったら、ふるさと納税事業に関して、粕屋町が返礼品の偏りが多くございます。町として、主要返礼品の地場産を増やさなければならぬとなっておりますが、新たな地場産の発掘が必要と考えております。ふるさと納税

は、自主財源であり、町独自に使える財源です。ほかの自治体のふるさと納税のウェブサイトには、寄附金の使途や具体的な事業内容や充当額が掲載されております。ですから、寄附者も返礼品だけでなく、何の事業に使われるか、寄附の判断材料の一つだと思いますが、粕屋町の場合、ウェブサイト見てますと、これに使ってありますあれに使ってありますだけなんですけど、もっとウェブサイト、何に使ったかをもっとアピールするべきじゃないかと考えておりますけど、町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

本当そうだと思いますね。正に情報発信だろうと思います。ただ、寄附をしてくださいだけじゃなくて、あなたの志がこのふるさとの粕屋町をこんなに活性化していくんだと。正にこれシティプロモーションの一環だと思います。今、粕屋町はシティプロモーションを手掛けて、非常に反響を呼んでますので、こういったふるさと納税につきましても、そういったノウハウを入れていきたいと思ってます。専門家の御意見も頂戴しながら、考えてまいりたいと思います。このふるさとの新たな農村資源ということで、先ほど申し上げましたが、ブロッコリー。これが確かに、正に売り物だと思うんです。これを、何とかふるさと納税の返礼品として考えてまいっていましたが、なかなか難しい問題もございます。それにつきまして、ちょっと詳細を担当のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

ふるさと納税につきましては、地元農産物を対象に入れるためには、ある程度の生産量と品質が必要でございますので、例えば認定農業者でありますとか、粕屋農協の生産部会であるなどの条件がございます。以前、ふるさとの納税の担当者が、粕屋農協のブロッコリー部会と協議しておりますが、結論までには至っておりませんので、今一度協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

もう最後の質問になります。今のふるさと納税と関連します。またこれ古賀の話になりますけど、よろしいですか。国は、農村の振興について、基本的施策として、地域資源を活用した事業活動の促進を規定しますとなっております。古賀市で

は、古賀の一品グランプリ事業として、古賀産の農産物を活用した特産づくりを行う、市内の農業者や事業者の支援を行う事業で、事業内容としてグランプリ事業、商品開発支援、販売促進支援があり、平成24年度の話となりますが、15商品が開発され、市内の店舗で販売や相談会に出展し、バイヤーと整理した商品もあるとのこと。ちなみに、グランプリ上位入賞者には、商品化に係る経費に20万円を上限に助成しています。地域の資源の発掘、発信により、農商工連携、農業の6次化でふるさと納税の推進、都市と農村をつなぐ新たなビジネスモデルを創出できれば、農業、ましてや粕屋町の魅力、関心は高まり、地域の活性化、また原点である農産物の評価にも反映され、相乗効果が発揮するのではないかと思います。町長の考えをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、農家の方は、大隈にあります「なのみの里」、これ以前、そういった生産物を販売していただいております。御承知のように「なのみの里」がああいう状態になってしまいました。しかしながら、一方では、須恵のほうになります。Aコープ辺りの出荷あるいはイオンモール福岡へのお荷によって、そういった売上げを伸ばすようなことも、本当に積極的にしていただいております。今、田代議員がおっしゃった、自治体がそういった応援をしていくということは非常に大事なことだろうと思います。私も研究させていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勲君）

是非、ふるさと納税がアップするように、やはり町と地域の住民と事業者と一緒に取り組んでいくべきじゃないかと思っております。よろしくをお願いします。

農業、農村の取り巻く環境は、地域や町ごとに異なる自然、歴史、文化、社会情勢といった地域の実態を考慮しない。画一的な施策ではなく、適地適作と言われるような地域の実態にかなった施策が必要でないかと私は思います。農家の皆さんは、地域に根差し、地域の実態にかなった経営をなされてこられたこと。多面的な役割を果たされてきたこと。ましてや、粕屋町の発展にも大きく寄与されてきたことは確かでございます。将来にわたり安定的な農家の生活、農村のコミュニティーを次の世代に継承していくことが重要であると私は考えております。これからも、農家の果たしている役割を、農家の皆さんの思いを、しっかりと私発言していきたいと思っております。これで質問は終わります。

以上です。

(2番 田代 勘君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、午前中の一般質問3名の方を終わります。ただ今から休憩といたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午後0時09分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

皆さん、こんにちは。

議席番号9番、日本共産党の川口晃です。ただ今から、一般質問を始めます。

さて、うれしい話がありますので、それから始めたいと思います。10月11日のノーベル委員会が、2024年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会に授与すると発表しました。長年の核兵器廃絶の運動と被爆者としての核兵器の絶対悪を、身を呈して社会に訴えた功績をたたえての評価です。私もニューヨークで彼らの話をいろいろ聞きました。粕屋町にも被爆者団体がありました。数年前まで活動してあったんですが、高齢で活動できないと、団体を閉じられました。今、大きな喜びを持ってこの知らせを迎えられたんじゃないかと思います。ロシアによる核の脅迫がまだ続いていますが、核使用の歯止めの大きな盾になればと、私は思っています。

それでは、質問に移ります。まず最初、豊かな農業を再生するための施策についてです。前の質問者でありました田代議員には及ばないと思いますが、よろしくお願いします。農業を始めるに当たっての土地の取得問題です。9月議会の際に、土地の取得条件の中で、稲永地域振興課長は、「下限面積は廃止された。」と言われました。また、「様々な条件が加わったので、農業者になる条件は、以前より厳しくなったのではないかと思います。」とも述べられました。自作の農地を必要としない、それでも農業者になることができるのであれば、その方法は土地を借りて農業するということになります。そもそも下限面積の廃止は、どうした状況を把握し、あるいは将来を想定しての判断でしょうか。農地を所有しない農業とはどういう農業になるのでしょうか。箱田町長、まず最初に答弁をお願いします。それから

回してください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な農業政策が変わっております。今回、下限面積もこれも正に緩和だろうと思います。こういったことで、とにかく農業の裾野を広げようと、就農者を広げようということの施策の表れであろうと思います。詳細につきましては、担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

令和5年4月1日から、農地の取得に係る下限面積の廃止が施行されたことに伴いまして、農地を所有していない方でも利用権を設定し、使用貸借を行ったり、農地を取得することができるようになっております。これにつきましては、確かに緩和にはなると思うんですが、中身としましては。外国人の方とかでもできるようにはなっておりますので、そういう点では緩和にはなるんですが、圧倒的な存在意義のあった下限面積3,000㎡というのが無くなったことに伴いまして、元々記載はあったんですけど、3条に記載されてる言葉を、よりしっかり審議するような形になったという意味合いで、ちょっと厳しくなった面もある、手続上も含めてですね。そういった形で言わせていただいておりますが、条件といたしましては、農業機械の所有状況等から見て農地の全てを効率的に利用すると認められるか。それから、農作業に常時従事すると認められるか。これは150日になっております。農地の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないと認められるかという3点を、農業委員会で審査することになっております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私が聞いているのは、それは条件なのであって、私が聞いているのは、どうしてこういう下限面積の廃止というようなことが、背景、その背景の問題です。どういう背景があってこういうことになったんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

下限面積の撤廃の背景といたしましては、3,000㎡を確保する、一般的には県であれば、50 a。町のほうは単独で設定してますので、30 a。北海道であれば、20haとかございますが、そういう面積を指定してしまうと、例えば1,000㎡から始めたということもできない状況になりますので、背景としては、当然担い手不足、後継者不足、新規就農者が入りづらい、そういったのに対処するための手立てでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それは、全国的な条件がそういう方向に動いたということですか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

改正自体は農地法の改正になりますので、当然、国が全国的に鑑みて改正を行ったということでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。改正前は下限面積が5反でした、この地方はですね。粕屋町でこれだけの農地を買うとすれば、相当な金額が必要でしょう。下限面積がなくなったということは金という大きなハードルが緩和されたことになります。誰でも入りやすくなったことを意味します。誰でもというと語弊がありますが、入りたい希望の人はですね。就農日数の150日がありますから、それは容易ではないと思いますが、そこを誰れかが農業するということで、例えば他の仕事をしながら、何らかの目的を持って入ってこられることも可能になったんじゃないかと思わけます。例えば、現に区画事業が計画されようとしている地域や近未来その計画が想定されそうな地域への投資目的で、小面積購入して参入することも可能でしょう。本来は、就農者が増えることは本当にうれしいことです。しかし、粕屋町という立地条件の良い地区は、それらに対する規制を考える必要があるんじゃないかと思いますが、改正されたという法律では、そうした規制があるんでしょうか。どう考えてあるんでしょうか。担当課でいいですよ。町長答えにくいでしょうから。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど、課長のほうが申しあげましたように、それぞれの個別案件につきましては、農業委員会のほうで審査ということになります。私の所管ではございませんので、担当のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

すみません。もう一度お願いします。

（許可のない発言）

◎9番（川口 晃君）

要するに、金というハードルが低くなったということですね。だから、緩和されたということが言えると思いますが、就農日数の150日がありますから、それは容易でないと思います。簡単に農業に入れるとは思いませんが、例えば現に区画事業が計画されているような地域とか近未来その計画が想定されそうな地域への、ある意味投資目的な意味で小面積購入して参入することも可能になってきていると思うんです。その土地を買って、2、3年したらもう耕作しないと。そういうようなことが起こってはまずいのじゃないかというふうに思いますので、何かそういうようなことを、歯止めをかけるような規制というようなものはありますかということを質問しています。

◎議長（小池弘基君）

いいですか。稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

すみません。もう一度言っていただいてありがとうございます。規制としてはないんですけど、先ほど申しました言葉がどうしても厳しい言葉になっておりますので、そこの中から、かいつまんで言いますと、農業機械を所有してるかしてないか、例えば畑ですするのにトラクターないとか、1,000㎡を農業経営するのにトラクターも何もないですよ。小っちゃな耕運機でしますよというのは、もう物理的に不可能な形でもありますけど。それだと新規就農者が入れないので、それはそれで所有してないんだったら、例えば近くの知り合いの人から借りるとか、そういうのがちゃんとできてるかどうかと、一番やっぱ厳しい条件ですけど、常時農作業に従事するかという150日のくだりもでございます。

それからもう一つは、立地条件とかも踏まえて、例えば町内であれば問題ないですけど、例えば福岡県内でも前回ありましたが、糸島市から営農に行きますよって

いう方は認めております。ただ、極端な話、東京からとか北海道からとかそういう所はもう物理的にできないだろうと150日を達成できないから、そういう所は駄目ですよという形でしています。

それから地理的条件もありますし、あとは周辺の農業に影響を与えるか与えないかという形ですね。

だから、結局しますよっていう前提でして、耕作放棄地のような状態になるのも困る話ですので、そうならないような、先ほど申しました3点に基づいて、農業委員会で審査をしているところです。それでも怪しいところがあれば、本人さん呼んで、総会で審議するような形も採ることになっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、分かりました。次に移ります。

農業収入の劣悪さを補充していくための町独自の支援策です。この件についても、田代議員が質問されました。重複すると思いますけど、質問したいと思います。私は9月議会で、21年から23年の稲作農家の年間所得は1万円、時給10円となるなど、米の農家が離農するしかない状況っていうのを述べました。そもそもこのデータは、我が党の紙 智子参議院議員が3月25日の国会質問で取上げたもので、全国に大きな衝撃が走りました。農林水産省が発表した営農類型別経営統計では、主に稲作農家の農業所得の平均は、21年それから22年と2年連続で1万円となっているそうです。これを農業に費やした労働時間の平均1日6時間程度で考えると、4か月、3か月になりますから、1,000時間ぐらいに相当するそうです。時給換算すると10円となるという、こういう結果だと思います。稲作農家にも70町の稲作農家もあれば、零細な私のようなほんの小っぼけな農家とは言えないような農家も含めての統計でしょうが、今年是不作でした。来年以降も温暖化は厳しくなると思われます。不作が心配されています。

戦後は、米の供出制度が敷かれており、半ば強制的に農家の米を集められていました。政府が農家から買上げ、消費者には非常に安く配給されてきました。農家増産増産の栽培方法を探り、それで農家はまあまあまな生活を送ることができるといった状況でした。それから、洋食の普及とともに、多様な野菜や果樹の栽培も進んで、パンや Pasta あるいは和食でも、ラーメンやうどんが広がっていきました。また、政府の稲作に対する減反政策が執られて米価も下がり、5kg1,500円程度で市販の米が売られるようになりました。最近では、米の値段が上がって、2,500円から

3,000円ぐらいになったようです。

さて、こういう話もあります。西日本新聞の10月1日付けですが、中島浩二という方の記事があったんです。「この米不足の原因は、インバウンド需要の高まりと、昨年の作付の不良らしいですが、それがこんなに店頭から消えるって、日本の農政って大丈夫かなあ」とか、「ずっと減反政策を推し進めてるけど、今後が本当に心配になります」と、かなりやばいって東京大学の鈴木宜弘先生がおっしゃっていました」という記事です。この鈴木先生は、九大の農学部の教官でして、九州農業にもかなり識見の持ち主です。

さて、日本の多くの自治体が、独自に野菜や果樹などに、また稲作では有機栽培等に補助金を出しているようですが、これらを参考としたような農業振興制度を作るなどの補助制度を作られてはどうかと思うんです。田代議員の話では、古賀辺りは、何か独自の政策を持ってるみたいですので、それらが参考になるんじゃないかと思いますが、現在そのような町独自の補助制度があれば、それを述べてください。それから、その後新たな制度を考えてあるようでしたら、それを述べてください。過去にもいろいろこう、国の政策については述べられたと思いますけど、町独自に述べられたというようなことが頭に余りないので、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

町独自の支援といたしましては、転作推進事業補助、それから農区補助、農業振興特別対策事業補助、農業施設管理補助等を実施しております。転作推進事業補助につきましては、水田に水稻以外の作付をされている農家に、10a当たり1万円の助成を行っております。令和5年度は、約220万円になっております。農区補助につきましては、農区に対しまして、予算の範囲内で補助を行っております。令和5年度は、126万7,000円になっております。農業振興特別対策事業補助につきましては、機械利用組合などの組織が対象にはなりますが、コンバイン等の農業機械に関する補助を行っております。令和6年度は、1件300万円になっております。農業施設管理補助につきましては、農区で管理していただいておりますため池や遺跡などの農業施設に関しまして、管理農区に補助を行っております。令和5年度は、約270万円になっております。本人さんに、農家本人さんに行く分としては転作助成という形になりますが、ほかの農区に対して、これ以外にも補助はございますが、農区補助をすることによって、構成員である農家の方が多少なりとも、負担が減るってことを目的にしております。町といたしましては、以上のような町独自の支援を行っておりますが、これ以上の支援をとということになりますと、先ほども話

が出ましたが、国・県の支援が必要になるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今の答弁は、今までずっとやってこられたことを述べられたんですが、新たに何か考えてあるようなことはありますか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

田代議員の時も同じような形になりましたが、今これをしますという考えはできておりませんが、第6次の総合計画もございますし、町長も申しておりましたが、農業委員会の方が委員になってる部分もあって、そういったのを吸い上げながらしたいというのもございますので、考えたいとは思いますが、何せお金が掛かるものがございますので、町といたしましては国県の補助も頂きたいというのが現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、新たな施策についても、検討していただくことを希望しまして、次に移ります。

新規農業者を作っていくための支援です。日本の農業は高齢化が進んでおり、平均年齢は、68.7歳だそうです。私の柚須区では、作付している農家は、3軒。一人は他地区に作付しております。区内は私ともう一人。もう一人の方は、もう90歳になります。ほかの人は農業では食えないので、息子さんたちは、農地はあっても継承していません。しかし、面白い傾向もあるように思います。有名な俳優さんが地方の農地を買って農業を営まれるとか、小規模ですが、農業に興味を持つ青年が家族で地方に引っ越してきて、農業家族で始められるとか、テレビなどでよく報道されています。ここに面白い記事があったんですが、ここ数年、明るい兆しも出始めていると。農業の求人情報サイト「農業ジョブ」によると、「新卒向け就農説明会では、年々農学部以外の学生の比率が増加してきている。就職の選択肢として考える学生が増えているようだ。」という記事もあります。また最近は、SNS で積極的に農業の魅力を発信する若者が注目されているなどの記事もあります。私も時々、Facebook で見たりします。私の友人の息子さんも、インターネットを利用して、

産直や道の駅に並べたり活動されています。地域振興課では、こうした動きはつかんであるでしょう。粕屋町でこうした新たな動きがありましたら紹介してください。それから、また新しく就農される人の募集をするなりの独自の支援策が考慮されておれば、それも伺いたいと思います。先ほどの田代議員の質問では、二、三名ほどなんか就農希望してる、電話がかかったか通信があったか、何かおっしゃってましたので、それも紹介してください。

以上、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

数字はちょっと若干違うかもしれませんが、新規就農者につきましては、年に1回、1件程度相談があるかないかという状況でございます。新規就農の相談があった場合には、町・県の普及センター、それから粕屋農協と相談者で聞き取り及び助言を行うことになっております。今までの案件といたしましては、農業に対する熱い思いで就農を希望されるものの、営農計画とかを立てずに相談に来られるケースや就農しようとする圃場を確保できてないケースが多くなっております。

また、先ほども申しましたが、本町におきましては、福岡市、福岡空港などに近いことから、立地条件が良いため、特に新規就農者に関しましては、使用貸借や売買が進みづらい状況となっております。そのため町といたしましては、担い手不足解消の支援として、先ほども出ましたが、農業振興特別対策事業を実施しているところでございます。新規就農者の支援につきましては、今後ニーズを把握していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、分かりました。時間が少し迫ってきてますので、次に移ります。

それでは、子育て支援の充実について質問を移していきます。まず最初に、こども家庭センターの事業内容についてです。岸田前首相は、2023年4月1日のこども家庭庁の発足に向けて、異次元の少子化対策に挑戦する子ども子育て関連予算の倍増を主張されました。箱田町長も2022年9月議会で、第2こども館の建設。それから、2023年の3月議会では、こども家庭センターの設立を述べ、「子育て都市かすや、これを実現したいと思っている。妊娠時から子育て期までの期間、伴走型支援も含めて切れ目のない予算を計上している。」とも言われました。まずは今年度、

令和6年9月議会の子ども未来課の決算資料を見ますと、61ページに、令和5年度施政方針による重点施策の基本目標3「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」に説明があります。また、令和6年3月議会では、資料の12ページでは流れ図も付けて詳しく説明があります。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有すると位置づけられています。具体的な事業は、下段の一番下のほうに並べられています。

まずは、相談件数としては、妊産婦、子育て世帯、子どもからどれくらいの数の相談が寄せられているのか。また、各々特徴のある相談事項があれば説明をお願いしたいと思います。担当課で結構ですのでお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

相談件数といたしましては、先ほど議員、決算資料も見ていただいているということですので、決算資料のほうと、令和まだ6年度途中なものですから、令和5年度の数字になってしまうんですけども、児童福祉部門では、会議での対応も含めまして、5,209件。母子保健部門のほうに移りまして、1,403件の相談を受けております。いずれも、令和4年度と比較すると増加してきております。内容につきましては、児童福祉部門では、虐待通告それから養育相談など。母子保健部門では、マタニティ相談、赤ちゃん相談、運動発達相談、発達相談それに言語相談、そういったものがございしますが、最近では、経済不安、こちらのほうを訴えるような相談のほうも増えてきておる現状でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。さて、最下段に渡辺課長、これですね。さて、最下段には具体的な事業が並べられており、民間や地域につながっていくのでしょうか。私が、興味があるのはこども食堂の件です。全国的に多くの団体や地域などでこども食堂の取組がなされています。柚須文化センターの改修が来年3月には済みます。4月には使用できるようになると思いますので、できたらこども食堂でも始めてみようかなと、私自身も思っています。本こども家庭センターでは、これらに対する支援の蓄積があるんじゃないかというふうに思うんですが、参考になるような事項があったら教えていただきたい。答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

こども食堂ということでございますので、私今ちょっと手元に資料は用意してはないんですけども、こども食堂のほうと申し上げますと、町内に現在2団体ほどこども食堂として行なっている団体がございます。町内の実績といたしましては、2団体ありますので、そこからお話は聞けるのではないかと思います。それ以外は、県内、近隣市町村も含めて、こども食堂として開いてるところがございますので、そういったところとのマッチングとかそういったものは県を通じたりとか、ほかの市町村の担当者を通じて御紹介したりして、どういった運営ができていくのかっていうのを相談することは可能かと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

支援の対象が、次の質問ですが、一番下のランクですね。さっきこども食堂も入ってるんですが、支援の対象が下段には幾つも掲げられていますが、現在、支援数の多い項目、それはどんなものがありますか。現代を特徴できる支援項目あるいはこれから増えていくだろうと推測できる支援っていうのはどういうものでしょうか。課長の話では、何か経済問題の相談が増えてるとのことなんで、それと引っかけた事業が多分浮かんでくるんじゃないかと思えます。答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

実際には経済的なところに関しては、今すぐどうこう言う、お金を配るとかそういうことはできませんので、なかなか経済的なところに関しては難しいんですが、その中でも御相談を受けながら、結構あるのは家賃とかそういった問題を抱えてあったりとか、そういったところがあったりするので、そういったところをお話聞きながら、その方々の生活スタイルのあったところで御紹介しているところがございます。あとは、どういったものが多いかと言いますと、やはり相談と言いますとマタニティとかそういった子どもの発達とかそういったものに関わるものが増えてきてると思っております。あと、それ以外では、たまにというところではあるんですが、粕屋町まだショートステイとかの一時預かりを行なってないんですけども、そういった御相談も増えてきているところではございますので、そういったところも含めて今後検討していきたいとは考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。この件で最後になりますが、最後の質問ですが、健康な子どもの成長支援が目的だろうと思います。まだ発足したばかりでデータの蓄積とか事業での蓄積も少ないでしょうけど、多い相談事項の中から、特に、どう言ったらいいのかな。効果的な事業とか、表現がちょっと難しいんですけど、そういう事業があるとするば、どういう事業なのか。これは、子どもの成長支援又は家庭の支援で落としてはならない事業だと思われる事業に匹敵すると思いますが、そういう評価は、どういう事業に、今特に大事な事業と思われるのはどういう事業でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

こども家庭センター、今年4月から設置しておるところでございます。今現在は、母子保健とこども相談係が物理的に同じフロアに配置されたことによって、母子保健と児童福祉の双方が情報の共有、こういったものがしやすくなっておりまして、連携や協働、そういったものがスムーズになっておるところでございます。特に統括支援、廃止されたことで、両機能の専門性というところも引き出したところができるかなというところで考えております。よくあるのは、最近当然母子のほうの子育てのところから、そのまま児童福祉の支援のほうにつながるということもあるんですけども、保健師さんの知識というところでもありますか、経験というところもあって、昔、子どもの時に支援してた子が、今大人になって、今度は妊産婦となって支援を受けるというときに、あの子こういったようなことがあったよねとかいう話とかも、その中で共有して、細やかなこういったその人に応じた対応というのできるようなところであります。

サービスについては、現在、当然子育て関係、訪問支援事業とかも行なっているところでございますが、産後ケアの事業とかそういったものを拡充しながら、子育て世代、妊産婦から子どもさん成長するまで、これが子どもは18歳という定義ですが、こども家庭庁の中では、それを越えた30歳とかそういった話も出ております。そういったところまで、出産から成長して、その子どもが出産するまでというところになってくるかとは思いますが、そういったところを見据えながら、継続的な支援ができるような形を今、職員の中で考えていっているところでございます。

以上になります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、ありがとうございました。ちょっとお伺いしたいんですが、最初から健康センターの中に設置するということが書かれてたんですが、それから子ども未来課へ移った事情が何かあるんですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

当初から子ども未来課には属しております、こども家庭センターが場所的な問題もありまして、健康センターの中にあるというところになっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。それでは2番目、第2こども館の問題に質問を移ります。かすやこども館が対応している年齢は、0歳から18歳までの子どもたちですので、粕屋町の0歳から18歳までの子どもの人口動態を出していただきました。これは、子ども未来課から出していただいたと思います。令和4年3月末が、1万445人。令和5年が、1万365人。それから令和6年が、1万146人。令和4年度から令和5年度の減少数が、80人。それから令和5年度から令和6年度の減少数が、219人と、減少数が大きくなってきています。この傾向は、西小学校区についても、ちょっと言えます。ただ、仲原小学校区のみが、若干58人増えております。他の全ての校区は減少傾向です。

もう一つ奇妙な現象がこの表から読み取れます。渡辺課長はこれ持ってる？資料、はい。もう一つ奇妙な現象というのは、それは、令和4年時に0歳から8歳までの子どもたちが、段階的に捉えていけば、例えば令和4年で8歳の子どもたちは、593人。令和5年度の9歳になりますが、この数は578人。令和6年度は、10歳で573人です。令和4年度に0歳から8歳までの子どもで、減少した子どもたちは、町外に転出していったのかなあというふうに思います。この表から見ますと、0歳から8歳まで全て、横に見ますと、全て減少しています。傾向です、これは傾向です。2024年度以降のシミュレーションが無いので何とも言えないんですけど、減少傾向がこの粕屋町でも始まっていることは確かでしょう。その傾向がなだらかなのか、それとも急なのか、これが心配事です。

さて、現在の粕屋町は、全国でも珍しく人口が増えていく自治体として記憶されています。子どもたちも多く、サンレイクの隣のこども館、利用も非常に多いと聞

いています。ちなみに、今年9月の決算資料によると、令和5年度の総利用者数が、4万1,105人。子どもの利用者が、2万8,506人です。1日平均の利用者が、147人。子どもの利用者が、102人となっています。残念ですが、西小学校区の子どもたちは、夏休み期間は親御さんと来館されるそうですが、それ以外は来館者が少ないと、もう現実的に行けないということです。9月の決算報告の22ページでは、定例イベントの実績が報告されており、21の事業が実施されています。不定期の事業もほかにありますので、子どもが飽和状態じゃないかと推察できます。

一昨年度、第2こども館の構想が打ち出されました。西小学校校区は、子どもの数も多く、また現在のこども館からも遠い、なかなか行けません。また、ほかの校区に行く場合の規制もあるようです。第2こども館は、西小学校校区にと期待を持っていました。西小学校校区の子どもたちにとっては、待望の施設になると期待しているんですけど、現在どのような取組になっているのでしょうか。箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員御指摘のとおり、私も西小学校校区、粕屋町の西地区に第2こども館が欲しいということで、これ公言もしてまいりました。そういったことで、適地の選択と言いましょか、選定を行なっております。子どもたちが、やっぱり小中学生の利用を考えた場合に、安全性ですね。安全性が、非常に重要だと。そしてまた、利用しやすい立地条件が必要だということをなんですけども、この環境的に、非常にちょっと条件的には、私が考えていた所は悪いっていう評価を、いろんな協議、調査をしていく中で、それが判明したために、最初に考えていました選定地については、ちょっと断念せざるを得ないなということなんですけども、私自身の中では、粕屋西小学校校区に是非とも設置はしたいなとは思っております。

ただ、今議員も御紹介いただきましたけれども、現在のこども館、これは非常に立地条件もよし、回遊と言いましょか、バスの関係そしてまた駅からも近いということもありまして、利用者が多いと。コロナの関係で一時期減りはしましたが、だんだん、例えば平成30年度、6年前の状態には回復しつつあるということでございます。したがいまして、まだまだ余裕がありますので、この間は、今のこども館の利用を促進させていただきたいと思っております。第2こども館につきましても、継続して検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、分かりました。何ら情報が無かったんで今回質問することにしました。それでは次に移ります。

給食費の無償化及び費用の軽減措置の問題です。そもそも給食費の無償化の問題は、数十年前に遡ります。1951年、昭和26年に給食が実施されました。その4年後、我が党の岩間 正男議員が、参議院の文部委員会で、憲法で定められた義務教育の範囲について質問をされました。当時の政府側の答弁者であります辻田 力という方ですが、その方は、次のように答弁しています。「現在は授業料だが、そのほかに教科書と学用品、学校給食費、できれば交通費も考えている。」と。「まず、教科書の一部無償化を実施し、その結果によって次の飛躍を期する。」と答弁しています。あれから73年が経過しました。経済力の発展から考えますと、正に給食費の無償化問題は、政府の怠慢そのものじゃないかと私は思います。一部には、「学校給食法」の負担についての条項を持ち出して、保護者負担を唱える行政もありますけども、2022年の国会における我が党の小池書記局長の代表質問に対して、岸田前首相は、「学校給食法は自治体判断の全額補助を否定していない。」というふうに回答しています。だから、無償化を阻む唯一の理由がもう無くなりました。粕屋町の給食費問題については、粕屋町の判断で実施できます。

さて、給食費の無償化の動きは全国的にも驚くほど急速に早まっています。現在実施しているのは、青森県と群馬県は、県として無償化しました。東京都は、23区全て、市町村も39市町村のうち27市町村が完全無償化に踏み切りました。農村から都市へ急転換しています。

また、ビッグなニュースが入ってきたんですが、文部科学省は今年の6月12日、小中学校等の学校給食に関する全国調査を公表しました。それ教育長御存じでしょうね。公表しました。調査は、政府のこども未来戦略に基づき、自治体による無償化の対象や要件を含めて調べたということになっています。2023年度時点の調査ですが、予定を含め、2023年度中に全国775自治体、これは自治体の全体の43%に当たります。それが何らかの形で給食費の無償化しています。粕屋町もこれには入ってるんじゃないかと思いますが、詳しくは、23年の9月時点で無償化を実施している自治体は、722自治体で、そのうち547自治体は、小中学生を対象にしています。145自治体は多子世帯に限定するなど、一定の要件を課しています。財源は自己財源が多く、国の地方創生臨時交付金も利用しています。

これらに関し、文科省は、費用は全国全体で年間約5,100億円になると試算まで示しました。先ほど申しましたように、文部科学省が調査をするなど、無償化の関心が強くなっていることだと思います。無償化するには、町の予算の0.5から1%

ぐらいで実施できるそうです。2022年12月議会での私の質問に対して、箱田町長は、「大体、町としては2億5,000万円程度費用が掛かる。」と答弁されました。粕屋町の予算の1%ぐらいですね。就学援助を受けている子どもさんとか、既に国や町が負担している子どもさんもいますんで、持ち出しの追加分はもう少し減額になるんじゃないかと推察できます。石破首相が、地方を活気付かせる、そういう意味で、地方創生交付金を増強することを政治目標に掲げています。通常以上の予算が地方へ交付金として下りてくるんじゃないかと思いますが、これらを活用して、小中学校の給食費の無償化を実施されてはどうかと思うんですが、これは箱田町長の答弁をお願いしたい。教育長ですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、近年の町の動きのほうからちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。令和4年度、4年の12月から5年の2月までの期間限定になりますけれども、国の交付金を活用しまして無償化をしております。令和5年度につきましては、食材費の物価高騰に伴いまして、1食大体20円程度値上げが必要ということの状況になっておりましたけれども、ふるさとづくり基金のほう活用させていただきまして、値上げをせずに据置きということで行っております。先ほど議員が申されました775件、これ5年度中の無償化ですので、粕屋町は4年度になるのでこの中には入っていないかなと思います。また6年度、更なる物価高騰によりまして、どうしても給食の質・量を維持するためにはやむを得ないということで、40円、1食当たり値上げをさせていただいております。ただこちらも地方創生臨時交付金のほうが活用できましたので、保護者の値上げ分40円につきましては、町から補助をさせていただきまして、実質の支払い額は据置きという対応を執らせていただいたところでございます。

町の財政力指数のほうが、令和5年度現在0.85と、県内で余裕がある自治体というふうにはされておりますけれども、社会的な世情を反映しまして、子育て支援の施策ですとか、学校校舎の増改築、それから老朽化の進んでおります町営住宅の建て替え、また自治体のDX・GX推進など、重点的な施策が目白押しとなっております。財政的には厳しい状況ということでございまして、町単費で完全無償化をしようとするすると、先ほど議員が言われました2億5,000万という数字が言われましたが、やはり物価高騰等もありまして、今現状で、これ試算しますと、2億8,000万円以上、毎年恒常的に負担が発生するということになります。なかなか難しいと言わざるを得ない状況でございます。町といたしましては、財政力に関係なく、自治

体間の格差が生じないように、国の負担で全国一律での無償化が望ましいと考えておりますので、国のほうの動きを注視しておるといところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

どこの町でも実施してない自治体の回答と大体似た回答でございました。私は、いろいろ思うんですけど、財源問題としては、現在のふるさと納税の金額が億の単位にありますので、それを一部流用するとか、それとか田代議員もおっしゃったんですが、クラウドファンディングを計画するとか、何か財源的な工夫も必要じゃないかなあと思っています。仲原川の改築の時に、あそこは町単独だから、なかなか補助金が出ないということですけど、国にいろいろ働きかけられたんでしょう、補助金が出るようになりました。いろいろな工夫が生み出されてくれば、補助金を使ったりできる可能性もあると思います。何分、石破首相の地方創生の交付金を増額するということがどこも待たれているようですけども、あれだけ待たってなかなかうまくいかないと思います。11月23日ですか、全国知事会も給食費の無償化を含む子ども支援の予算増額をされました。町長も最初に申されましたが、町村長会も同様な要求を恐らく出されたのであろうというふうに思います。無償化が無理だとすれば、費用の一部補助での検討でもよろしいのじゃないか。また、一部の自治体で実施されている多子世帯を対象にしても結構じゃないか。私は少しでも前進してほしいと思うんですが、西村教育長の答弁を簡単で結構ですのでお願いします。

◎議長（小池弘基君）

どうされます？どなたが？

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

給食費の無償化については、本当にいろんな議員さんたちから提案を頂いてるんですが、給食法、食管法、給食法でしたか、あるいはやっぱり保護者負担だというのが、やっぱりいまだに明記されてるわけですよ。だから、別に国の私たちはあれに乗っかってないわけじゃないし、また、今次長が言いましたけど、2億やっぱ8,000万というのは、やっぱ大きいですよ。これやっぱ別の何かをやっぱ削るしかないのかなって、今やってるいろんな事業をですね。なので、やっぱこのままかな、しばらくは、はい。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

いや、私が言ってるのは、一部負担でも、一部でもいいから援助できないかということ言ってるのであって、なかなか町財政が厳しいということは分かります。それは分かっています。だから、一部の援助で結構ですからということなので、そのことをよく考えていただきたいということを希望して、次に、時間が無いので移ります。

河川及び道路工事の問題で、仲原川の浚渫それから土地区画事業の。最初、仲原川の問題です。今後予定されている計画ですが、あそこの地盤が軟弱地盤ですから、難しい工事であります。今後どのような計画があるのか、計画についての報告をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

仲原川の流下能力を確保するために、堆積土砂の現状把握を行うとともに、河川浚渫工事における施工計画及び仮設計画を今年度に策定し、次年度以降に工事を実施する予定としています。なお、護岸の補強工事が必要な箇所の改修工事は完了しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今、工事の予定というのは、どの地域になるんでしょうか。

どの地域でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

はい、ちょっと待ってください。

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

今、仲原側の全体の堆積の土砂の状況とかの把握をしておる状況に。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。それでは運営、今までの工事は一応完了したということですね、あそこはね。次に移ります。

工事は、町内業者が入札できる金額での工事区画にできるだけ絞らないかという

ことです。今までの工事のうち、長い距離の金額では1億円以上の工事がありました。こうした大きな工事は、大きな業者でないと工事に入札ができません。特別な資格を持った技術者が複数いたり、現地で監督を従事しておかなくてはいけないというような規制もあります。工事の完璧性を目指すことは、これは当然のこと、もちろんです。粕屋町の業者は中小業者が多いと聞いています。粕屋町の仕事はなるべく粕屋町の業者で行うことは、雇用の安定化を図る上でも、粕屋町の消費の増強を図る上でも必要なことだと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今御質問は、要するに工事の種類になろうと思います。先ほど言われたのは、大型の特殊な技術を要するような、例えば護岸の補強をしながらするという、これは確かに特殊工事なんです。町内の業者ではなかなかできるものではございません。ですから、昨年までの分は非常にちょっとランクが上がった業者がありますけれども、複数年かけて実施するように、この浚渫工事を、特に浚渫工事辺りは複数年かけて実施することになります。議員御指摘のように地場業者育成そして町内の需要喚起ということを考えますと、施工規模を考えながら、町内業者が施工できるようなランキングをランクの工種、工事にしていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

よろしく申し上げます。

それでは、都市計画道路、粕屋久山線それから箱崎阿恵線についての質問をします。時間がないので、二つ一緒に質問したいと思います。粕屋久山線は、この工事はいつ頃から始まったのか。結構前から始まったと思います。先日友人の話があったので、私は日曜日に現地を見に行きました。全体は見えませんでしたけども、橋脚の上に梁を今乗つける工事が行われております。はっきりとは見えないんですが、これが終わると、工事が一挙に進んでいくんじゃないかというふうに思っています。毎年3,800万円程度の、確か分担金を納入しておられたと思うんですが、これは県主体の事業でしょうし、これ広田信号の北側には、今空き地があるんですが、これが道路になっていくんじゃないかと思います。完成することを私は非常に期待してるんですが、交通事情がどのように緩和されているのかも含めて、それから、工事の見通しと完成予定がいつなのかということも答弁していただきたい。

それから、二つ目の箱崎阿恵線ですけど、これは、かれこれ20年前ぐらいに決ま

ったんじゃないかというふうに思います。柚須の農家の人たちも大勢関係していました。今までに工場やマンションなどの住宅も進出し、この道路の行く末はどうなっているんだろうかと疑ってしまいます。柚須区の北側部分、数十戸がこの道路によって切り離されます。工事が近くなると、家の引っ越しをしなくちゃならないので心配されている方もいます。本当にどのような事情があって進まないのか。金が無いという県の答えでしょうが、工事計画が一体どうなっているのか、この二つの件について答弁をお願いしたいと思います。部長のほうからでも結構です。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

まず、粕屋久山線ですが、国道201号広田交差点から多々良川に橋梁を架け、福岡市土井方面を結ぶ都市計画道路として整備中です。現在、橋梁の上部のほうを工事しておりまして、来年度は、橋梁上部の舗装・高欄設置工事を行うとともに、全線の舗装を行い、令和7年度末に完成の予定になってます。供用開始の時期については、粕屋側の広田交差点や福岡市側の取付け工事の進捗状況もございますので、そういったところで決定する予定となっております。

次に、箱崎阿恵線ですが、これはおっしゃるとおり国道3号線の箱崎付近と、現在整備中の福岡東環状線の内橋付近を結ぶ都市計画道路です。現在のところ、箱崎阿恵線の町内の事業着手の動きはありませんが、まずは、さっき言いました粕屋久山線。それと現在工事中の福岡東環状線の早期の完了を目指しまして、事業主体の福岡県のほうと協力して事業を進めていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

粕屋久山線は、少し完成の見通しができているということなので、これは進むことを応援し期待しています。しかし、箱崎阿恵線については、東環状線が完成しないとできないとすれば、東環状線は何かまだ10年先だとかいう回答もされたんですが、全然進まないということになりますけども、県の意向というのはつかんであるんですか。課長のほうから答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

今現在、県の意向というのは、特に何もないところでございます。こちらの箱崎阿恵線につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、国道3号線から、

そして現在事業中の福岡東環状線。こちらを結ぶ総延長としては、3,540mほどございます。そのうち、福岡市の国道3号線から国道3号線のバイパスまでが供用開始をされていると。残る区間が、福岡市側工区と粕屋町工区が残っているような状況でございます。やはり、今後のこの箱崎阿恵線も含めまして、今後の都市計画道路の将来性について、今回、町のほうで進めている将来交通量推計も一つの基礎資料といたしまして、本町の都市計画道路、こちら結構近隣市町を結ぶ広域道路網でもありますので、都市基盤の強化とかアクセス性などの役割も考えながら、またどうしても関係市町との協議調整もございますので、そういうところを踏まえて総合的に検証してまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、私の一般質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて本日の「一般質問」を終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後1時59分）

令和6年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年12月4日（水）

令和6年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月4日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 14番 山 脇 秀 隆 議員
10番 議席番号 13番 本 田 芳 枝 議員
11番 議席番号 1番 古 家 昌 和 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎 議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 新 宅 信 久
住民福祉部長 神 近 秀 敏	都市政策部長 田 代 久 嗣
教育委員会事務局次長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
経営政策課長 吉 田 勉	協働のまちづくり課長 高 榎 元
子ども未来課長 渡 辺 剛	健康づくり課長 渡 辺 理 恵

都市計画課長 井手正治
社会教育課長 石川弘一

地域振興課長 稲永剛

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日一般質問3日目でございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第でございます。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇 秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

おはようございます。

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従いまして、質問をしていきたいと思っております。

まず、農業振興策についてであります。昨日、農家の議員が専門的知見をいかしまして、しっかり質問していただきましたので、私がここで質問するのはおこがましいと思えました。農業やったことないんで、全く素人でございますので、ちょっと的外れな質問なるかもしれませんが、昨日、私が聞きたいことは、大体町長の答弁で分かりましたので、質問することは、本当はないんですけれども、ただ、別の視点で、ブロッコリーという野菜に関しまして、そこに焦点を当てて、ブロッコリーがどういった経緯で粕屋町の特産品になってるのかとか。そういった流れで、今現状がどうなのか。そしてこれを、昨日も町長答弁で、ブロッコリーをしっかり特産品として訴えていきたいという思いも訴えられましたんで、そこに尽きると思っておりますけれども。そういう形での方向性でブロッコリーを持っていきたいみたいな、そういった質問をしていきたいと思っておりますので、ちょっと通告書どおりにいきたいと思っておりますが、ダブる点があるのでそこは割愛していただいて構いませんので、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質問に入っていきます。町の農業特産物として、ブロッコリーが最初に挙げられますが、2026年度に特定野菜から指定野菜に変更されます。この指定野菜とは、消費量が多い野菜や多くなることが見込まれる野菜であります。野菜の値段を安定させて、みんながいつでも野菜を食べられるように指定しております。指定野菜は、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ジャガイモ、ほうれんそうの14品目ということであります。農林水産省では、政令の改正など必要な手続を進めるとともに、生産者に指定野菜の仕組みを周知するなど、準備を急ぐこととしております。この特定野菜から指定野菜に移ったということで、特定野菜とは何ぞや。指定野菜とは何ぞやという、指定野菜は今言いましたんで。特定野菜、そして、この生産者に指定野菜の仕組みっていうのを周知するというふうになってますんで、どういったことを周知するのか。これは通告書にちょっと無かったんですけども、調べてあるだろうと思いますんで、これを是非稲永課長にお答えしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

確かに通告書に無かった内容でございますが、特定野菜につきましては、指定野菜に準ずる野菜という定義になっておりまして、指定野菜自体が、「野菜生産出荷安定法」に基づきまして指定されてる、今は14品目でございます。この「野菜生産出荷安定法」の目的自体は、集団産地を形成することによって、必要な生産地域を確保して生産出荷を計画的に確保する。それから、著しい価格下落時に、生産者に対して補填を行うような形、それをもって、生産、出荷の安定と消費者への安定供給を目的にされております。

周知につきましては、議員もおっしゃってございましたように、2026年度の指定、それから周知も国のほうが進めていくということになりますので、今すぐちょっとこういうふうにしますっていうのは、言いづらいところですけども、国が進めていくのと同時に、粕屋町でも当然ブロッコリー、特産品になっておりますので、そのタイミングで同時にホームページそれから広報等で周知させていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

野菜指定産地制度っていうのがあつらしくて、価格が著しく低下した場合、補給

交付金が支給されるというそういった仕組みがあるという。特定野菜の場合は、都道府県が中心にやってくるみたい。今度指定野菜になると、国が補給をしていくって流れになるということ、ネット上では書いてありました。

粕屋町では、代表的な農産物として、ブロッコリーが挙げられてるっていうのは、昨日も町長の答弁でも分かりましたけども。このブロッコリーのイメージキャラクターまで作られているっていうのが以前ありました。しかし、現在では多分、「ブロッコリーのキャラクターって分かりますか。」って聞いても誰も分からないんですよ。以前作られてあったの私は見たことがあります。この辺の、どうしてこの粕屋町で代表される作物になったのか。この辺の1番目の質問に移っていきたいと思いますけども、その代表される作物になった、ブロッコリーが特産物になったその背景をお伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

お答えいたします。粕屋町誌に記載がございますが、駕与丁池周辺は、元々丘陵地であったところを、戦後に10年で30haの山林を開墾されております。それから土壌の肥沃化に努められた結果、野菜の栽培に適する畑に改良されて、昭和33年頃が本町のブロッコリーの生産の発祥となっております。その後、昭和61年に県から野菜集団産地の指定を受けております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

というわけで、町全体としてブロッコリーの生産量が多かったということでの、要はアピール。あれですよ、いろんな野菜を作ってるわけですよ。トマトからきゅうりからいろんな野菜が多分あったと思うんですけど、それがブロッコリー。なんでブロッコリーになってたかとかいう、そういう背景は分からないってことですよ。分かる？はい、農家出身、町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

農家出身でございます。今もしておりますが、野菜農家の方々に、私も若い時からいろいろお話をする機会があるんですが、当時はキャベツ、はくさいが非常に多かったです。これはよく野菜の種類で言うと、重量野菜。露地栽培の重量野菜。

当然天候にも左右されますし、その収穫については、もう特に高齢者の方が非常に苦勞してありました。もう重たいんですよ。例えば、籠いっぱい収穫するとして、それを運び出して市場に持って行ってというような作業の中で、もう非常に疲労感があるし、肉体的にも困った点があるということで、やはりその当時、この駕与丁池周辺でブロッコリーの栽培がされたのは、軽い、収穫もしやすい。そして、育てたりするのも非常にキャベツ辺りに比べると楽だということもあるし、価格的にも、キャベツなんていうのは、もう本当に年によっては、一反10万円ぐらい。年によっては、次の年は100万になったりとか、そういった価格変動が非常に大きい。ですけども、ブロッコリーはやっぱり希少野菜でもあるし、珍しいという点もあるし、栄養価も高い、調理もしやすい。そういったいろんな面での特色をいかしたところで、段々増えてきておると思います。実際、発足時は、農家数17名で面積が20ha、生産量が150 tということなんですが、粕屋町誌では、昭和60年は収穫量228 tまで増えたというようなことも記載をしてあります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

次の質問まで答えていただきましてありがとうございます。次の収穫量と面積と今お聞きしようかなと思いますけども、20haで150 tの生産量があるということで、非常に粕屋町にとっては、重要な農業の生産物だっているふうに思ってますし、また、野菜においては、一番生産量が多いということも今分かりました。次の作付面積とか就農されてる人を聞こうと思ったんですけど、今町長がもういみじくも言っていただきましたんで、ダブって時間ももったいないんで、割愛させていただきたいなというふうに思ってますし、また、ブロッコリーの身近な野菜なんだということで需要の高まりが見込まれるということもあります、指定野菜になることによつてですね。当然、今農家の収入減として非常に有効な選択肢であるということも、町長の答弁で分かったと思いますので、あえてここではブロッコリーの何ていうか、ブロッコリーを育てることに対して、農家を取り扱うことに対してのメリットというか、言われましたんで、あえてここではもうそこは言う必要がないのかなと思いましたが、次の町としての農業振興として外せない農作物っていうふうに分かりましたんで。

そこで、ブロッコリーを栽培するに当たって、何かもっと支援策があれば、昨日からも、議員の、農業議員の、農業議員じゃないや、農業に携わる議員の質問の中でも、ブロッコリーは、今横ばい状態っていうふうなお話があつて、そんなに増え

てないという話もございましたし。そうであるならば、もっとこの支援策、支援策昨日も質問されてましたんで、いろんな支援策のことを言って答弁されてましたけども、このブロッコリーに対するこの支援策というのが、もし何かあれば、どういったものがあるかっていうこと。国とか県とかいう支援策は補給、何かあったときフォローする形の補給の支援策があるというふうには分かりましたけど、粕屋町としての何か支援策っていうものがあるかどうかちょっとお聞きしたいと。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

田代議員の中でもちょっと出てたんですけども、ブロッコリーを指定してというわけじゃありませんが、町といたしましては、転作等推進事業として、水田に水稲以外の作物を作付けされる農家の皆さまに対しまして、10a 当たり1万円の助成を行っているところでございます。国の分はいいということでしたけれども、国のほうでは経営所得安定対策事業の水田活用の直接支払交付金というのがあります。いわゆる産地交付金というものですが、そちらのほうは販売農家限定にはなりますが、通常の野菜だと10a 当たり7,000円のところをブロッコリーのほうは1万1,000円。これはちょっと面積次第で増減するんですが、そういうふうにはちょっと差別化は図らせていただいているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

お金の支援という形になるんでしょうけど、基本的には生産、収穫によって収入が大きく変わってるってことがあって、このネット上では、商業生産を目指すためには、数百㎡以上の面積が必要というふうに書いてありました。一般的には商業生産を目指す場合は、1,000㎡、約300坪の面積があると一定の収入が見込めるってことでありましたんで、ハウス栽培や露地栽培など、栽培方法によっては必要な面積が異なりますが、ハウス栽培では、限られた面積でも高い収量が期待できる場合もあるというふう聞いております。ハウスを設置する場合の補助金なども考えてもいいかなあとちょっと思ったんですけど、その辺の考えとかはありませんか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

粕屋町におきましては、ブロッコリーは露地野菜としてされておりまして、大体8月頃に苗を植えられて、10月ぐらいから収穫ができて、大体6月ぐらいまで収穫ができるという形になっておりますので、寒い地域とか暑い地域になるとちょっと変わってくるかもしれませんが、粕屋におきましては、わざわざハウスをして差別化を図らなくても、ある程度の供給量が見込めると思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

農家の収益ですよ。一応要はそんなに土地が、今回、何かいろんな昨日の話聞いたら農家って、大変ないろんな改正があって、緩和されるけれども、何か農業計画で、振興計画作って、それを決めてしまったら、もうそれから変更できなくなるから、今、農家の意見をいろいろ聞きながら、計画立てていきたいみたいな昨日のお話でしたよね。やっぱり狭い所である一定の狭さでも、ブロッコリーが収益性を高めることができるということもあるので、広い土地がある所はいいと思うんですよ、今言われたように。だけど、狭いとこしかない方が、ブロッコリーをハウスで作って、いろんな品種を。ブロッコリーにもいろんな品種があるらしいですね。だから、それによって価格も変わってくると。だから、そういったものをその中で作って、生産性を高めるってこともできると思うんですね。ハウスだと生産性を高めることができるというふうにも言われているので、そういった、もしそのハウス、昨日も成り手不足とか、新規の農業者の参入とか、そういうことを考えた場合に、どうしても考えるのはみんな露地じゃなくて、やっぱハウスっていうイメージが多いと思うんですよ。だから、そういった意味で、ハウス栽培でもやれば、逆にそこにまた少しの補助金を出すとか、そういうことも考えてもいいのかなと思うので、まず農業振興の一環として、そういうことも今後考えていってほしいなというふうに思っております。

それで、様々な支援策を考えてブロッコリー栽培の推進を図っていくことも、農業振興の一助となることだというふうに思ってます。具体的な支援策として、考えられることが一つちょっとあると思うんですよ。昨日も町長の答弁では、農協のブロッコリー生産部会と話をしながら、ブロッコリーを推進に向けてやっていくみたいな答弁もございましたんで、このブロッコリーを町の特産物としての地位を上げる、ブランド化が考えられるのではないかなと。農業支援の一環としてですね。これはパッケージやロゴをデザインして、消費者に周知されるようにするとか、ご当地マスコットキャラクターも改めて作ってもいいかなというふうに思ってます

し。学校教育の現場では給食のブロッコリーちゃんというのが、何かキャラクターであるようなことを教育長が申しておりましたので、そういったキャラクターを、ゆるキャラとして作ってアピールしていてもいいのかなっていうふうに思ってますし、また地域イベントのブロッコリーをテーマした食の祭り、マルシェなどを開催してというふうに思ってますけど。昨日、ブロッコリー生産者部会がいろんなそういった地域とかそういった形の中でブロッコリーを生産者としてアピールしてるというようなお話もございましたので、その辺も含めて、地元農家、料理人、またそういう方と連携をして、商工会の連携もあるでしょう、こういう流れの中で。ブロッコリーを使った料理や商品の試食提供することや農業体験プログラム。昨日、観光農家っていうか、観光農家って何か言ってたんで、観光農家のことですよ。多分、要は収穫体験プログラムとかいうのを作って、そういった実施観光客や地域住民に参加してもらうことが考えられるっていうふうなこともありましたので。あとは、SNSやメディアの活用として、ブロッコリーの栄養価や料理法、地元の生産者のストーリーを発信して、関心を引き出してっていうことも考えられると思いませんし。あと、直売所。なのみの里の昨日話も出ましたし、ああいうのを逆に使って、あえてブロッコリー祭りとかそういうのをあそこの場所でやってやるとか、そういった考え、アイデアがいっぱい出てくると思うんですけども、こういうのをもう指定野菜に組み込まれることを契機に、こういうのを合わせて、町のイメージである、野菜であるブロッコリーを内外へのアピールというふうに機会を捉えて、今まで以上の推進を図っていくということが求められていると思いますので。改めて、町長がこのブロッコリーを、粕屋町の代表的な特産物ブロッコリーを、今後どういうふうにアピールするのか、もう一回、力強いアピールをしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

貴重な御意見ありがとうございます。今後も、様々なアクションはさせていただきますが、ただ、今現在までしてること、若干御披露させてください。先ほど商工会と出ましたが、ブロッコリーを使った商工会とのコラボレーションの動きが、実はもう数年前からあります。それはお菓子の中にブロッコリーを練り混ぜて、ブロッコリーのお菓子をアピールしていると。これは商工まつりでもあってますし、様々なイベントで商工会の青年部辺りが、非常に売出しをしています。非常においしいです。

それとあと、これは町の職員が非常に頑張ってもらったんですが、最近7月なん

ですけれども、NHKの番組ロクイチというのが夕方あります。それ2、30分、割と長い時間の枠を取っていただいて、ブロッコリーそしてまた学校給食にそれを取り入れた形のアピールをさせていただいております。その時に、ブロッコリンっていう町のキャラクターがあるんですけども、そのアピールもさせていただいたところです。様々な機会を捉えまして、粕屋町の特産物であるブロッコリーを今後も広めていきたい。そしてまた、昨日も申し上げましたが、農協とのタイアップによりまして、ブロッコリーを内外にPRしていくというのも大事でしょうし、やはり消費者、生産農家のやっぱりリンクと言いましょか、そういった直接的な関わり方も非常に大事だと思います。そういったことも我々も支援してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

是非多分まだ認識が皆さん、町民の認識はブロッコリーっていう認識が薄いと思うんで、今言ったような流れの中でももう少し粕屋町にいつもイメージがブロッコリーというふうに出るように、やっぱりこうして行ってほしいなと思っております。かぶりもんか何かで町長かぶって、どっかでアピールしていただければ最高かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。あと、機構改革も進めておりますので、人的配置が今、公務員の人手が足りないから、そういうのが、なかなか進んでいかないということも考えられるでしょうから、人的配置も含めて、今後、ブロッコリーをアピールして行ってほしいなというふうに思っておりますので、その辺は期待するところがございますので、よろしく願いいたします。それではブロッコリーに関しては、これで終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、九大農場跡地について聞いてまいりたいと思います。2020年の都市計画マスタープランでは、九州大学農場跡地につきましては、「公共公益施設・商業・業務・住宅・公園緑地など複合的な要素を併せ持つ魅力ある新たな市街地を形成する」というふうにしております。約22.8ha（6万9,090坪）のうち、阿恵官衙遺跡の約4.1ha（1万2,424坪）の残り約18.7ha（5万6,666坪）を町が購入しますよ。町は買いますということで宣言されたというふうに思っています。新たな遺跡も追加で、国の史跡指定を受けたというふうに聞いておりますので、この辺の面積も減るのではないかなというふうに思いますが、若干の購入面積の違いがあると思いますが、令和7年度には土地の不動産鑑定を行い、令和8年度には購入して、令和12年度に市街化に編入して、まちづくり事業者がこの土地を売却して、都市計画で描いたまちづくりを実行していくというふうになってます。町長が農場跡地を購入するに当たって、この土地の評価を外部業者に依頼して決められたと思うんですね。

農業跡地を全部購入しても、元が取れるというふうに判断されたから、全部買いますというふうに言われたと思うんですが、この購入時にまた、不動産鑑定を行うというふうにロードマップではなってますけど、どのぐらいのお金でこれを買おうというふうに想定してるのか。この辺、もし言いづらかったら言いづらいというふうに言ってもらっても構わないですけど、今後のこともありますんで、大まかな金額でいいので、大体これぐらいですというような形で分かればお聞きしたいと思います。想定している金額をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

議員おっしゃるように、九州大学農場跡地につきましては、昨年度、九州大学へ町のほうより、土地の購入を視野に入れた協議を行いたいという申入れを行いました。九州大学より協議には同意する旨の回答を頂いております。想定される購入金額ということでございますけども、今後、交渉課題の一つとなってまいりますので、現段階では、公表、発言は控えさせていただきたいと思っております。今後、購入につきましては、町として正式に鑑定を行い、九大と協議を行っていくこととなりますが、購入につきましては、購入金額はもとよりその内容につきましても、議会、町民の皆さまが納得でき、そして粕屋町の今後の発展につながるものでなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そうしますと、市街化調整区域価格と市街化区域では、大幅な金額の差があると思うんですけど、九州大学と今、接点、去年から話し合いをしてるってことは、大まかに調整区域としての土地の価格というふうに想定はするんですけども、そうしないと大変な金額になると思うんで、ちょっとその辺は、調整区域価格なのか、市街化区域価格なのか。その辺はどうなんですかね。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

九州大学との協議は、今年度テーブルに着いたというまだ状況でございまして、金額について、まだ具体的な交渉協議を行っているものではございません。ですから、金額については、今現在ではお答えかねるという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

市街化区域として交渉する場合と、調整区域として交渉する場合と、金額の提示は違ってくると思うんですね。相手の印象も大分変わってくると思います。相手もやはりたくさんのを金額で売りたいわけですから、大学側も。だからそういう意味では、町がどういう方向性でこの土地を買って、それを今度活用していこうというふうに考えてるか。多分、調査があったんですね。調査があったから、町長は決断をしたんですね。買いますって。それは、元が取れるという判断だったと思うんですよ。横から、左から右に流すような話、金額じゃないですよ。必ずそこには利益が出るから、利になるから町は買おうとしてるわけでしょ。だから、全部買いますという提案をしてると思うんですよ。だから、それが市街化区域だと厳しいですよ、その金額だと。だから、市街化調整区域の金額査定でやるのか。

それで、今度ロードマップ作ってますよね、令和7年度までに購入するという。ロードマップ作ってますから、買う、買いますという声を上げてるわけでしょ。令和8年度までに買いますって。それは、想定では自分たちは、これは実勢価格で買ったら損するよね。何もできないよねって思うわけですよ、単純に考えても。だから、調整区域価格で買うのかどうかというのをまず聞きたかった。それが話せないってところがちょっといまいち分からない。もし、これ実勢価格で買いますって言った瞬間から、私たちみんな反対すると思うんですよ、議会は。だから、ここは明確に、調整価格で交渉していきます。交渉ですよ、交渉。これから、その交渉の幅っていうのは変わってくるわけですから。だから、交渉する場合に、そこをどういった方向で交渉していくのかっていうのを聞きたいので、もう一回お願いします。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

九大用地につきましては、今から購入の協議を始めることとなります。そして、議員おっしゃった事業採算性ですけども、昨年度、大まかな事業採算性については、町のほうから御報告を議会に申し上げたというふうに聞いておりますけども、今後、購入に向けては、更に詳細な事業計画、そういうふうなものをお示しした上で、購入をしていかなければならないというふうに考えております。ですから、決してその購入が決まったわけではございません。今からしっかり計画を立て、そして九大と協議をし、金額も固め、そして事業採算性も確保し、そして九大跡地の活

用方法がどういふふうな活用方法になるのかと、そういうふうなものをお示ししながら、我々としても想定しながら、しっかりとこの今の九大の農場跡地をこの粕屋町の発展につながるようなものにしていかななくちゃいけないということで、私ども今一生懸命考えを巡らしておるところでございます。

それと、議員がおっしゃいました、購入について前提が調整区域か市街化区域かということでございますけども、現状今調整区域でございますので、調整区域の中でどういふふうな評価の方法があるのかということになるかと考えてはおります。ただ、金額については、やはり将来、市街化区域になる可能性が高い土地であるということから、どういふふうな今後鑑定になるのかっていうのは、我々、今後しっかり鑑定を取る中で、どの程度の金額かというのは、再度検証してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ロードマップでは、令和7年度から不動産鑑定をするわけですから、不動産鑑定の予算取りっていうのは多分するんでしょう。ですよね。それで協議していくわけですよ。だから、要は青天井じゃ困るんですよ、取引価格は。当然、だから想定っていうか、ある程度ここで抑えますよっていうことは、ある程度やっぱり考えていかなきゃいけない。今、その買取りの平米数も分かるし、どんだけ今町が買おうとしてるか大体の分かるし、これは不動産関係の人だったら、もう即座に幾らぐらいの価値があるっていうふうに見るわけですよ。今、一物五価っていう土地の評価の仕方があるというふうに聞いてますんで、それから見たら、公示価格っていうのがあるんですよ、地価公示価格。これ、国土交通省が公示する標準地の価格。一般的な土地取引の指標で、公共事業用地の取得価格算定の基準となります。もう2024年のあの近辺の公示価格って出てるんですよ。それから計算していったら、大体金額出てくるんですよ、実勢価格は。取引価格ですよ。この金額で交渉していかなきゃいけないっていうことを、私たちは知らなきゃいけないんですよ。だから、それはある程度、これからの交渉なので、ある程度の想定はしていただかないと、何もお任せじゃいけないんです。

一番困ったのは、前回若宮の庁舎跡地。これ、月160万ぐらいですか、家賃。これ実勢価格からしたら、どういう計算するかって言ったら、足りないんですよ。たった300万ちょっとなんです、月平均したら。なぜかっていったら、実勢価格から10年間、10年終わって、その1年分が大体年間の家賃収入ですよっていうのは、これ当たり前の不動産関係の、私不動産関係じゃないですよ。だけど、一応そ

ういうふうに聞いてます。だから安いんですよ。

だから、何を基に交渉していくのかというのが、やっぱり考えなきゃ。だって、それは起債になるわけでしょ、借金でしょ。借金して買って、それがうまくいくかどうかとも分からないけど、取りあえず町が借金をして、お金返ってきますよって言われるけど、それを幾らで売るんだってことも考えなきゃいけない。その利幅によっては、何が造れる、土地を確保できるとか、いろんなことがあるわけでしょう。インフラ整備をしなきゃいけない。だから、そういうことも含めていったときには、ある程度やっぱり利益っていうのを考えていかなきゃいけない。ここでいいですよってことを、これ青天井だったら困るって話をしてるんですよ。だから、そこら辺はやっぱりある程度ラインを引いていただいて、やっぱり交渉に持って行ってもらいたい。そういう思いがあるんで、話をしてます。

大体、利便性が良くて、あの辺の中心地ですよ。この土地の利用価値から最もあの辺は多分すばらしい、もう高いものになると思われてます。私も若干、この公示地価で2024年に発表されている国土交通省の算定基準に基づいて計算してみると、実勢価格で大体、商業地とした場合、29億円。あの土地が、29億円。18.7haの価値は29億円あるんですよ、実勢価格として。住宅地とした場合は、17億円あるわけですよ。これは、簡易的な計算で計算してますよ。だから、それが正解とは言えないんですけども、大体大まかにこれぐらいの価値はありますよねっていうのは、この公示価格から見る実勢価格なんですよ、計算してですよ。あの近隣の商業地、そして近隣の原町の住宅地の今価格、これから見た実勢価格で計算してます。そうすると、結構な金額になるわけですね。だから、この実勢価格の約30億円を上限に、このまちづくり協力事業者に売却を行うことになるんですよ。だから、これを町が一時的に買取りする場合は、これ以下ということになるかと思うんですよ。だから、当然、これの3分の1ぐらいが農地とか、調整区域の辺りの金額になるのかなと思ってますんで。10億を上限にするのか。その辺の価値、流れになってくると思います。だから、これを町が負担しなきゃいけない。町が一回借金するわけですよ。だから、この金額に対して、起債する上限、町の起債する上限。買うことに反対じゃないですよ。買ってあそこを進めて早く進めていきたいっていうのがあって。

ただ、交渉の流れとして、想定金額を幾らに想定して、どういった交渉でこれから買っていかうとしてるかっていうのがあって、当然向こうも言うてるから、当然値の動きはあると思うんですよ。想定金額より上がるかもしれない。その辺はあると思うんで、その辺は大まかに一応考えを聞いたかったということがあります。これは、町で、一括で買おうとしているのか。これを例えば土地開発公社があ

りますから、土地開発公社で買おうとしてるのか。買おうとしてる場合、その上限、金額の借入れの限度はあるのかどうか。この辺のこともちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

今、山脇議員おっしゃったように、いろいろしっかり交渉をしるよというふうな激励の意味というふうに捉えております。ただ、一点ちょっと申し上げますと、九大用地約20ha近くございまして、平米1万円としますと、約20億ぐらいになります。ですから、平米1万というのはなかなか実勢では、はい。なかなかちょっと想定しがたいような金額。ですから、ちょっと金額については議員想定よりも相当高い金額になってこようかなとは思っております。

ただ、先ほど来、当初から申し上げますとおり、金額の交渉、金額については、今後交渉内容になってまいりますので、この場で発言は控えさせていただきたいと思っておりますし、これも繰り返しになりますが、金額、内容共に、まず議員の皆さまにしっかり、そして町民の皆さまに納得できるもの。そして、その活用についても納得できるものである必要があるというふうには、私どもしっかり認識をしております。ただ高く買うとか、ただ転売してもうければいいとか、そういうふうな考えは持っておりません。しっかり適正な値段で買って、そしてこの跡地が、しっかり粕屋町の将来の発展に資するというをお示しした上で、そして購入していきたいと。そうでなければ、購入できないというふうには考えておりますので、是非今後検討をしながら、そういうふうな計画づくりを行ってまいりたいというふうには考えてございます。

それと、先ほどのお尋ねの土地公社で購入する場合の限度額でございますけども、今、土地開発公社、町から債務保証と言いましょか、ここまで借りていいよというふうな限度額を頂いております、これが25億円の限度額を頂いております。土地開発公社で購入する場合、ちょっとこの25億円では、ちょっと足りないなというふうなことになってまいろうかと思っておりますので、その場合には、この限度額を上げさせていただく必要がございます。もう一つの場合、想定される町で直接起債をして買う、直接購入するというのもございます。これにつきましては、起債を今想定しております、公共用地先行取得等事業債という起債になりますけども、これについても特に上限はございませんので、必要な額を計上してまいるというふうになるかと思っております。土地開発公社で購入するのか、それか町で購入するのか、これも今から、どちらにメリットがあるのか。利息、そして今後の事業の展

開。両方を見据えて、どちらに利があるのか。これもしっかりお示した上で、買える状況になれば、是非そのときは、また議会のほうにも、どちらで買う、幾らでという御報告、御承認は頂くようになるかと思えます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、想定より高いっていうふうなイメージをちょっとしたので、1㎡当たり1万円という、20億というのが出ましたんで、これが大体、基準になってくるのかなとちょっと思ってますけど。今想定が違うということで。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

独り歩きするとまずいですので、私のほうから、過去の、九大のほうから官衙遺跡の用地を取得しております。これは令和3年、4年なんですけど、その時の購入価格を㎡単価にすると、1万7,000を超えています。1万8,000円/㎡ですね。約1万7、8,000円ということですが、1万円はちょっとあり得ないとは思ってます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

20億以下ということになるかと思えますんで、基本的には、ある程度の話は高くなるって話ですか？高くなるって話ですか？もっと高くなる。これは上限じゃなくて、逆に言うと最低という考えでいいんですか？いろんな金額はこれからの話だと思うんです。不動産鑑定があつて、それからの話だと分かりますけれども、ある程度は想定をして交渉していくのかなということが前提だろうということで、想定をしますかっていうことなんで、ある程度想定してますという答えでよかったですけど。金額を幾らぐらいずつある程度予想してるけど、今状況的にこういう状況なので、話せませんって話だったら分かるけど。想定してるかしてないかがちょっと分からなかったんで、当然交渉する場合は想定してますよって話ですよ。はい、分かりました。一応買う予定にしています。

私たちが考えるのは、まちづくり事業者と一緒にあって、そこをお願いをして、そこが売却をしてまちづくりしていきますよっていう、都市計画に沿ってやっていきますよっていうことだろうと思えます。それはそれでいいと思うんですけど。ただ、公共用地として、幾らかはやっぱ町として確保していく必要があるんではな

いかなというふうにちょっと思ってます、その辺の考え。ある程度はやっぱり、買って置いときたいっていうような、そういう考えはあるんですね。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

先ほど申しましたように、この九大用地の活用については、いろいろな活用方法があろうかと思えます。そのため、公共用地も含め、いろいろな今後検討して、ある程度の土地利用、想定される土地利用を示した上で購入、それから先ほどから言っているその内容と言いましょか、こういうふうなまちづくりになるんだということ。

それと、金額はこの程度だということをしっかり、そして事業採算性はこの程度だということを踏まえて、皆さんの御了解をいただいて、購入事業を進めてまいりたいと思っております。相当この町にとって、今後、大変大きな事業になってまいりますので、議会の皆さま、そして町民の皆さま、しっかり御理解をいただきながら、事業のほうは進めてまいる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

（許可のない発言）

◎14番（山脇秀隆君）

もうスピード感持ってやっていく上では、もうある程度今ロードマップさえもう作っていただいて、まちづくり事業者に土地を売却して、まちづくり事業者がそれを作っていくっていうふうなロードマップさえできてるんですよ。このまちづくり事業者は大手ゼネコンですよ、大手ですよっていうことまで書いてあるわけですよ。だから、僕らにはもう報告あってますよ。だから、今話してる話っていうのは、僕から聞くと、何でみたいなことも、今池見副町長が言われてるのは、何か皆さんの意見を聞きながら、そして町民の意見を聞きながら進めていくっていう話ではないと思うんですよ、もう。既にもうロードマップができて、令和8年度までのロードマップができてますよ。だから、もうそれには購入まで入ってる、公募まで入ってる。決定まで入ってますよ。だから、こういうのを私たちも示されてるわけですよ。だからそれに対して、いやこれからですこれからですって言ったって、私たちはもうこれ見てるから、進んでるじゃんって、ある程度進めていただいているじゃん。だから話し合いも進んでるでしょ。想定してるでしょ。どこでどうやっていくんですか。それぐらいの考えを持ってるでしょっていうふうな話になってくるわけですよ。だから、それを今、いやこれからですこれからです、いやそれはっていう話ではもうない時期に来てるといふふうに思ってますんで。だから、こういう質問を今回さ

せていただいております。

これから、そういった公共用地も含めて検討していくっていうお話でしたんで、その辺の面積もこれからの流れの中で決めていくっていうお話だったんで。是非、公共用地はある程度確保していただきたいなというふうに思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

都市計画には JR の駅が表示されてますよね。JR の駅が九大農場跡地のあそこら辺にできるといいなみたいな。これは決定ではありませんってこと分かりますけれども、一応表示されてますんで。昨年、今年ですか、去年、JR との包括協定やっただきました。このまちづくり協力事業者っていうのは、先ほども言いました、大手というふうに言われてましたんで、この JR を考えてあるのかどうか。この辺も、駅ができる所を考えていけば、この JR とのまちづくり事業者としての中にも入れて、候補に入れていいんじゃないかなって思ったりするわけですが、その辺はどうなんでしょう。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

すみません。先ほど議員おっしゃいましたように、今後のロードマップ的なもの、私ども、この跡地については、お示しはしておりますけども、例えばゼネコンが決まってるとか、もう土地利用の方向が決まってるとか、そういうようなことは全くございません。一応、スケジュール感だけをお示しただけで、早ければ令和10年度に市街化区域、まず調整区域ですから市街化区域に編入しなくちゃいけませんし、その後、都市計画の決定を様々として、令和12年にやっと市街化区域に編入ができると。やはり、ちょっと調整区域から市街化区域になるのは、ちょっと時間が掛かるんですね。そういうふうなロードマップはお示ししてますけども、土地利用の方向性だとか、事業者とか施工業者とかいうのは、全くまだ決まってない状況でございます。

そして、今お尋ねのJRさんの駅の関係でございますけども、議員おっしゃるように、私どもJRさんと今年包括連携協定を結びまして、駅の、駅周辺、粕屋町6個ありますけども、この6個の駅の周辺のまちづくりと言いましょか、について今協議を行っているところでございます。それと併せまして、この九大農場跡地の新駅についても、是非JRさんのほうには検討をお願いしております。ただ、JRさん、この駅自体が橋上駅、道路の上に行くもんですから、ちょっと三階建てぐらいの駅がどうしても造らなくちゃいかんというふうな状況で、費用が相当、駅を建設には掛かるというのが大きなネックになっております。そういう部分含めて、まだまだ今

からどうなるのか、私どもとしては、是非駅ができれば、またまちづくりに一つ弾みが付くなっていうのもありますけども。どうしてもコストとの兼ね合い、それと駅と駅間がちょっと近過ぎるっていうのもJRさんとしては、少しネックがあるということでございます。

ただ、今後協議を進めてまいりたいと思いますし、今後開発につきましては、いろんな開発事業者、私どもと一緒に事業を進めていただけるパートナーと言いましょか、民間のパートナーの事業者を、我々今後、公募でいろいろ御提案を頂いた上で、決めてまいりたいなと思っております。そのときに、JRさんも大きな一つの候補、事業者の候補になるんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員、予定時間超えていますんで、まとめてください。

◎14番（山脇秀隆君）

60分権利がありますんで。ちょっと中身が濃いで、ちょっともうちょっと予定をしますけどね。

もうちょっといいですか、話をして。

◎議長（小池弘基君）

60分使ってもらって8分ですから。

◎14番（山脇秀隆君）

はい。すいません。ちょっと、まだまだ疑問点が残るし、もう一問、最終質問が残っていますんで。

◎議長（小池弘基君）

午前中3人の予定です。

◎14番（山脇秀隆君）

それは分かっております。

◎議長（小池弘基君）

はい。山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ロードマップを示されてるわけですよ。今副町長は、ただ示してるだけです、みたいなことに聞こえるんですよ。これ絵に描いた餅ですみたいなことに、下手したら聞こえるんですよ。違うでしょ。ロードマップを書くってことは、やっぱりやっていきますという思いじゃないですか。だから、ここが今言ったように、いやこれはただロードマップを示してるだけですよっていう言い方だと違うんじゃないかな。決意が足りないんじゃないんですか。いつまでたってもこれじゃできないじゃ

ないですか。だから、ここに書いてあることをやっぱり進めていってほしい。そのために示されたというふうに、私たちは感じてますよ。ようやく動き出したねって。後が、終わりが見えてきたねって、みんな思ってますよ。これは、今副町長が言われたような言い方だと、いつじゃあ終わるのって。決まってないのって。決まらないの？これやっぱり、絵に描いた餅？みたいなことになりかねないんです。だからそうじゃなくて、やっぱりやるんだったらやる。そういうふうに進めていっていただかないと、なかなか私たちも、はいそうですかというふうに今度はならないと思ってますんで。その辺はやっぱり、しっかり議会に書いて出した以上は、これをしていくという強い思いを持って進めていっていただきたいなというふうに思ってます。

不動産業界では、JRとの連携協定というのは町にとっても有利だと。あそこに駅ができれば当然価値も上がってくるし、土地の値段も上がってくるし、都市も空間も非常に良いものができてくるっていうふうに言われてるんで、不動産業界では、JRとの連携協定が有利だというふうに判断されているとだけ言っておきます。

一番ここで最後言いたかったのは、私たちはそういう動き、お金の動きっていうのはなかなか見れない。これ起債をして返済をして、土地開発公社がありますから、そっちで例えば土地開発が買うとなれば、土地開発公社にその辺を見てみれば、お金の動きっていうのは分かってくるんですけど。売って買って売却して、そのお金の流れっていうのは分かってくると思いますし、利息幾ら払って、幾らお金返してますよっていうのは分かると思うんです。ただ、やっぱりこれは、誰の目にも見えるように、予算書で見れるように、やっぱり何か公債費だけでは分からないので、公債の名目を付けていただいて。例えば仮称をこう書いてますけど、仮称九州大学跡地積立金、基金ですよ。にしておくことで、土地の動きを見やすくしておく必要があるのかなと思いますんで、そういった考えはないかどうか、ちょっと最後聞きます。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

先ほど、決意が足りないというお叱りでございますけども、私どもそのスケジュールをしっかりお示しして、このスケジュールでやっていくということを、前回議会で、令和12年には定期線引き、市街化地域の編入に向けてやっていくということをお示ししております。ただ、何度も申しますけども、その内容、土地利用の方向性とか、そういうふうなものについては、まだまだ今から来年以降、今も本当はやっておるんですけども、しっかり検討しながら、議会にお諮りしながら、それぞれ

協議しながら、土地利用の方向性を定め、そして事業者を公募して、そしてこの事業を進めてまいりたいと思っております。一応、私ども目標としてるのは、令和12年の定期線引きに市街化区域を編入するということを前回の委員会で御報告しておりますけれども、内容については、まだこれからしっかり、また議員にも御相談、議会にも御相談していくというふうに考えております。

それと、この資金の流れが見れるように、しっかりしてほしいという御要望でございます。積立基金一つで、積立基金ですけども、これは基金を積み立てて、何かのときにお金を使いましょうというふうなことで、今のところ、基金を積み立てる積立金を今から積み立てるということは、今のところ考えておりません。起債なり、土地開発公社の民間資金を活用した資金、資金繰り、資金をそこでしっかり確保した上で事業ができるというふうに考えておりますので。ただ、もう一つ、その事業を見える、その事業の内容が見えるようにする。事業の収支が見えるようにするってのは、もう議員おっしゃるとおりだと思います。それはなるべくそういうふうにしたいと思っておりますし、もしも、一つ今想定されているのが、開発許可という手法と区画整理という手法、二つの手法を私ども考えておりますけれども、もしも、区画整理という手法を採りましたら、これは特別会計を町の中で作って、区画整理特別会計というものの中で処理してまいります。ですから、もう全くころっとした九大の区画整理特別会計という中で処理することになると。ですから、はっきり収支は見えていくような状況になるのかなと思います。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

時間ありませんので、これで終わります。

ありがとうございました。

（14番 山脇 秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を10時40分といたします。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時40分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

◎ 13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問をいたします。

今回質問を四つ用意しておりますので、かなり時間的に無理があるかなと思いますが、やはり今どうしてもこれを質問したいという思いでしておりますので、よろしくお願いたします。最初は、男女共同参画推進事業について。2番目は、まちづくり活動支援事業について。3番目は、大川小学校学童保育所増設に対する町の対応について。それから4番目は、校内適応指導教室についてというふうにしております。

1番目を行います。男女共同参画推進事業について、本年は第2次粕屋町男女共同参画推進計画の策定の年に当たり、昨年から予算を付けて策定中です。1期の後期計画、令和2年度から6年度の事業を振り返りながら、2期の計画にいかす取組をされていることと思います。前はそのような内容で質問し、できなかった部分を今回させていただきます。

それでは、その内容について、いつも質問するわけですが、質問の前に、私ができなかった部分っていうのは、女性の地域社会における女性の参画に関してあるいは政治的なまちづくりに関して、女性の参画登用に関して特に注目をいたしておりますが、その三つは、男女共同参画計画、推進計画の中に項目がありまして、一つは、各審議会等への女性の積極的登用。それから、各審議会等への女性委員のエンパワーメント支援。3番目は、女性リーダーの育成ということでございます。主に政策方針の場へ、女性の参画推進について、地域活動における男女共同参画の推進に関する項目でございますが、残念なことに、この三つの評価は、令和2年度から6年度現在まで、評価がCあるいはDになっております。特に、各審議会等の女性委員のエンパワーメント支援に関しては、ずっとDという評価がございます。

10年前に粕屋町男女共同参画計画っていうのを町が策定しております。そのキャッチフレーズは、「女性も男性も共に生き生きと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」というテーマで、10年間。そして10年間の中に、前期計画と後期計画がございますが、今のこの後期計画について評価をしました。その評価が、先ほど申し上げた三つの評価がずっとAでいく部分もありますけど、特にまちづくりに関して、女性の参画ということに関しては、CあるいはDという評価になっております。

行政の皆さんは、このことをどう分析しておられるのかをお尋ねしたいと思って、今回の質問を用意しました。町は、政治分野における男女共同参画の推進において、必要な施策を取り組む責務があると、令和3年の法律で決まっております。なのに、現在の状況ではC及びDの評価でございます。それで実際この質問に申し上げます

と、令和3年6月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正を、どのように町が受け止めているのか。地方自治体として、今後どのように考えているのかをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

男女共同参画推進事業を所管しております協働のまちづくり課から答弁をさせていただきます。1点お断りをさせていただきますけれども、9月定例会の一般質問に引き続きということで、ちょっと今から私が行う答弁が一部重複するところがございますけれども、御理解いただきたいと思います。

まず、法律の内容についてちょっと振り返りをさせていただきますと思います。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正の概要は、「政党その他の政治団体の取組の促進」「国・地方公共団体の施策の強化」「関係機関の明示」「国・地方公共団体施策の責務等の強化」となっております。そのうち、

「国・地方公共団体の施策の強化」の概要としましては、まず1番目に、環境整備として、この施策の例示としまして、家庭生活との両立支援のための体制整備。例えば、議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大などを明記すること。次に、2番目としまして、セクハラ・マタハラ等への対応。防止に資する研修の実施、相談体制の整備などの施策を講じるものとするということになっております。3番目が、実態調査。調査対象として、社会的障壁の状況を明記することとなっています。最後に、4番目の人材の育成等となっております、この施策の例示としまして、模擬議会・講演会の開催の推進を明記というふうになっております。

既にもう御承知おきのことだと思いますが、この法律の改正を受けまして、令和4年7月に福岡県では、議員の提案によりまして、「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」が制定をされております。この条例の趣旨は、

「福岡県内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員となろうとする者に対するハラスメントを根絶するため」というふうに記載をされています。

現在、先ほど本田議員言われましたように、第2次の男女共同参画計画を今策定しております、ちょっと中身についてはここで申し上げることはできないんですけれども、一応この施策の内容も検討はしているところなんですけれども、先ほど言われたこの三つの項目について、まだまだ改善の余地があるということになりますので、引き続きこの内容については、施策を行っていきたいと思います。

以上になります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

粕屋町の女性議員のパーセンテージは、16人中2名で、12.5%です。先ほどの法律は、別名候補者男女均等法と言われ、議員を目指す候補者が男女均等になるのを目的に制定された法でもあります。来年の4月に粕屋町議会議員の選挙がありますが、それに向けての必要な施策の取組を考えて、町も議会も考えていく必要があります、そのことが、投票率が向上するということになっているのではないかと思います。

それで、先ほどの答弁とはちょっと違った視点で私申し上げますが、私は一人の女性議員として、自分のことを考えた場合、もっと糟屋郡に女性議員を増やしたい。粕屋町でも今二人ですけど、3人でも4人でも5人でもいてくだされば、どんなに議会の中でいろんな考えを広げることができるのではないかと。自分自身が余りそのことについて、いろんな動きをしてないという反省から、一つのプロジェクトチームを立ち上げて、今3回シリーズで研修を重ねております。そういった中で痛感するのは、例えば誰かが手を挙げて候補者になりたいって言っても、それを支援する側、応援する人たちがいないと、その方は幾ら自分一人でもできないんですよ。だから、前もって組織の中で活動するとか地域の中で活動するとか、そういう状況が既ないと、非常に難しいし、今7町で取り組んでおりますけれども、実際粕屋町はまだ手を挙げる人がいません。志免町、それから久山町、それからもう一つ町があるんですけども、そういうところはやってみようという方が、今おられます。

それで私は、直近の粕屋町でそれが無いっていうのは、私たち議会のいろんなこともあるかもしれないけど、町がもうちょっと施策を取り組んでくれたなという気持ちはございましたし、過去、一般質問でそのことを強く申し上げてなかったというこちらの反省もございます。ただ、こういうふうに、事業をずっと展開してその年その年で評価をしておられる。その評価の中に、女性の人材育成、地域での女性の在り様、特に2番目の各審議会等への女性委員のエンパワーメント支援っていうのは、実際これをやろうと思えばできるはずなんです。

私は以前、「あすばる」でこの審議会のメンバーの方の研修会がありますから、是非そこにも行かれるように、町のほうから言ってくださいというふうに申し上げたことがございます。でも結局それはなかったのかな。Dという評価ですから、分からないんですけども、そういうことも含めて、町の今までの在り様っていうの

をちょっとお尋ねしたわけです。そのことに関しては、どういうふうに分析をしておられますか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

この第2次の粕屋町男女共同参画計画を策定するに当たりまして、令和5年に意識調査というのを実施しておりまして、もう既にホームページのほうに公表してるんですけども、こちらで設問の中に、これも前回、平成31年に行いました調査の内容と併せて記載をしてるんですけども、「市町村長や地方自治体議員への就任や立候補を依頼された場合の対応」についてということで、設問がございます。平成31年前回の調査で、女性「引き受ける」という回答が、7.2%。「断る」という回答が、85.3%だったものが、今回令和5年度の調査では、「引き受ける」という方が、5.3%に減ってしましまして、あわせて、「断る」という方は、90.2%。9割近くの方がもう「断る」ということで、役職に就くことを望んでいない人が、この5年で増えているんだらうなということは分析をしております。もう少しその設問がございまして、その役職を断る理由として、「どういう理由で断られるんですか」とお尋ねしてる設問があるんですけども、その女性につきましては「時間的な余裕がないから」という方が、前回平成31年の調査47.3%であったものが、今回調査で、55%と8ポイントほど高くなっています。恐らくこちらについては、個人の時間の使い方に対する認識が、子育て、介護、労働時間、いろんなものに起因をしてくるのではないかというふうに推測をしております。そうすると、なかなか粕屋町単独では難しい課題になるのかな、恐らくこれについては、社会全体で取り組むべき課題になるのかなというふうには考えております。なかなか私ども今までもいい評価ができてなくて、できて啓発ってところまでしか進めてはなかったんですけども、これからも啓発は、なかなか実は結ばないかもしれないですけど、地道にそこについては続けていきたいというふうには考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ここまで分析をしていただいて、そして今、平成27年にできた10年後の新しい2期の粕屋町男女共同参画計画ができる今策定の段階で、今回議会でその内容を少し報告されるようなんですけど、その中に多分今おっしゃったことが盛り込まれて、具体的な施策も考えておられるのかなというふうに思います。

私自身のことを言いますと、私は、実は町政モニター、私が議員になる前に、町政モニターに応募して、そこでちょうど町が図書館を建てよう、だから皆さんも学んでくださいということで、伊万里市の図書館に行って、そのすばらしさに本当に感銘を受けて、粕屋町でもこういう図書館を造るにはどうしたらいいかということから出発して、今の議員としての活動がございまして。だから、審議会のメンバーの方たちに、せっかく審議会でお見えになってるんですから、そういう方たちにいろいろ研修を受けてもらうということは、とても大切なことであり、実際今の女性も男性もそうでしょうけど、本当に忙しくしていますが、自分の忙しさを分析して、私たちの町は私たちで変えようという、そういう視点で物事に取り組んでいただけるような内容になればいいなと思っております。

それでは、1問目の質問は終わります。

次に2番目、まちづくり活動支援事業について質問いたします。子ども食堂、フードパントリーなどの活動をしている団体への町の支援が、令和6年度で終わることになっていて、来年度の活動が見通せないで困っておられる団体がございまして。まちづくり活動支援助成申請交付金の申請では、その団体は5年前に自由提案型として申請しておられました。申請の事業の職種は、ほかに行政提案型があり、そこらは5年という期間限定ではないようです。自由提案型として申請し、子ども食堂などの活動、フードパントリーとして必要な家庭への食料品などの配布をされており、支援の必要な方へのボランティア活動が多くの方に喜ばれています。今後、この活動を継続するための方法はないものかと案じております。募集要項にはその年度の行政提案事業の募集テーマが掲載されており、それに当てはまればいいのかと思います。現在、団体が支援している内容の該当するテーマがありません。そのようなことを踏まえて、(1)補助金の仕組みと行政提案の条件はどのようなものか。それから(2)子ども食堂、フードパントリーなどについての町の施策は、この2点を併せてお答えください。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

当該補助金につきまして、「粕屋町まちづくり活動団体助成金」というのが正式名称になりますが、こちら所管しております協働のまちづくり課から、この1番目の補助金の仕組みと行政提案の条件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この助成金は、「粕屋町において協働のまちづくりを推進するため、住民等が営利を目的とせず、自主的に実施する公益性のある活動に対し、粕屋町まちづくり活

動団体助成金を交付すること」を目的としております。交付対象は個人ではなくて、「まちづくりを主たる目的とし、自主的かつ公益的な活動を行う団体」など、幾つかの要件があります。先ほど言われましたように、助成金交付対象事業は2事業ありまして、一つ目は、「団体の発意による自由提案事業」で、「同一団体による同一事業については、最大5回までを交付対象とする。」というふうに定めております。もう一つは、「町が提案するテーマに基づく行政提案事業」で、その名のとおり、町が団体の皆さまに行っていただきたい事業を決めて募集を行うもので、こちらについては、回数の制限はございません。なお、このテーマにつきましても、毎年度募集を行う前に、全庁的な意向調査を実施しており、それに基づきこの提案事業という形で募集を行っております。当該補助金の要綱は、令和元年に策定をしており、令和2年度から実施ということにしておりますので、今言われましたように令和6年度で最大回数の5回に達しますので、今回、御質問いただいたこの自由提案事業に関する団体に関するものだというふうに認識をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、子ども食堂、フードパントリーということですので、子ども未来課としても回答させていただきたいと思っております。子ども未来課といたしましては、その事業内容とまた継続性、こういったものを重視して、事業の継続というのが必要であれば、行政提案として継続のほうは図りたいと考えております。

子ども食堂、フードパントリーなどの活動については、現在子どもの居場所づくりとしても社会的にも認知されておまして、継続した支援というのは必要だとは考えておりますので、行政提案について検討をしていくということを考えております。なお、つい先日、12月2日に協働のまちづくり課のほうから、令和7年度の粕屋町まちづくり活動団体助成金における行政提案事業のテーマ募集がありましたので、こちらについて提案をしていこうかと考えております。

町の施策はということですが、先ほども言いましたが、社会的にも認知されて継続した支援が必要であるとは考えております。しかし、その事業内容とか実施方法というのが、子ども食堂にしてもフードパントリーにしても、どこでするかとかそういったものを含めて、かなり様々な取組をされてるところがございます。行政としてどこまで関わっていいのかっていうのは、なかなか難しいところがあるんじゃないかなとは考えておりますが、実際に子ども食堂等の活動を行っている方から困り事とか要望を聞きながら、行政として支援のできる範囲、こちらの中で

共に考えていきたいとは考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今のお答えは、行政側のお答えなんですね。私が心配しているのは、例えば私が団体を持って活動しているときに、もう今から来年度の事業について考えないといけないし、予算化も何をどのくらいする、あるいは子ども食堂だったら場所をどうするとか、人材をどうするかというのを、今から考えて計画書を出さないといけないような状況なんですね。だから、5年で自由提案型が終わるんだったら、その事業をもう少し御自分たちが、1年でやめておられるケースもありますよね。だけど続けたいと思っておられて、実際それを喜んでおられる方があるんやったら、最後の1年、4年終わったぐらいから、何かそういう事業提案のこととかをまちづくり支援室のほうでいろいろアドバイスをしていただけたら、今のような御相談というか、不安を持って活動しておられることはないのかなと思います。

それで今、1問と2問できちんと答えていただいたので、しかも12月2日にそういう提案をされて、それを受けられるというお話を聞いていますので、良いように解決できるのかなとちょっと安心しておりますが。それが、もう少し早くボランティアの皆さんに手元に届くとよかったのかなと今思っていますので、今後そういうことも踏まえて、相談体制それから今後の流れ、こういうやり方がありますよと。あるいは、原課とこういうお話をされたらどうですかとかいう話をしていただけるようお願いして、2番目の質問は終わります。

それでは、3番目。大川小学校学童保育所増設に対する町の対応について質問をいたします。大川小学校学童保育所の増設したクラスの運営がなされていないという報告を、9月議会の決算委員会で受け取りました。当初の予定では、今年4月からの開設であり、施設の体制は整っているが、支援員2名の補充ができてないので、運営がされていないという報告を学校教育課は受けておられるようです。

それで、議会の決算委員会の総括として、これは広報にも載っておりますが、建物の増設に対し補助金を支給したが、いまだに開設できていない学童保育所の問題について、当初の開設時期がずれ込んでいることは事実であるため、早期開設を喫緊の課題として捉え、積極的に取り組むべきだと行政のほうに意見を出しております。

国や県や町からの補助金を受けての増築工事でございます。基準額に対する補助は、2,347万円となっています。今年度の運営費、例えば人件費などの増額補助

も多分申請をしておられると思うし、予算化していることと思います。実際、大川小学校学童保育所は、4月には19人の待機。それから、夏休み前には4年生の9人の待機が出ています。今後どのように対処されるのか、町の姿勢を問います。

1番として、1年間運営されなかった場合、国や県に対する申し開きは、どこがどのようにするのか。増設のためには事業計画があったと思いますが、どのような経過で増設申請をしたのか。その計画どおりに進まなかった場合の罰則規定やペナルティはあるのでしょうか。質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

11月11日の日に開催をされました文教厚生常任委員会、こちらのほうでも同様の御質問頂きましたので回答のほうについてはちょっと重複をいたしますが、再度御質問でございますのでお答えをさせていただきます。御質問頂きましたこの国・県の補助でございますけども、学童の増設工事に対して受けまして、町の補助も載せて法人のほうにお支払いをしているというものでございます。議員の言われます計画ですけども、この補助に対する計画でございますので、当然その増築工事の計画ということでございまして、運営までは入っていないようなものになります。募集をかけても、言われますように支援がそろわれないということで、やむを得ず今運営の開始が遅れているような状況でございます。

ここから仮のお話になりますけれども、今後、国等の会計検査といった補助金に対する調査が、もし入った場合に、実際にはこの学童の施設が増築されていないですとかあるいは学童と別の用途に使用されているといったこと。あるいは、何年間もこの開設の見込みがないまま放置をされているとか、そういったようなことがもしありますれば、補助金の返還等のペナルティが発生するということになるかとは思っております。しかしながら、実際にはこの学童施設増築工事竣工しております。これ私たち、私も含めて学校教育課の職員行って、現地で確認もしております。

また、運営法人からの報告によりますと、支援員のほうも必要な二人のうち一人は既にめどが付いていると。実際には、今もう待機がない状況になっておりますので、今から開設する必要は、特にはないと言えないんですけれども、法人のほうにお話を聞きますと、めどが付けば、実際にもう雇用もしてしまっ、人員確保しておこうかということも言われているような状況でございまして、遅くともまた新規の申込みがございまして、遅くとも来年4月からは運営開始をしたいと、そういう見込みであるということで御報告を受けているところでございます。そうい

う状況でございますので、ペナルティ等が発生するような状況ではないというふう
に認識をしております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

先ほど、文教厚生常任委員会で報告をしたというふうにおっしゃいましたが、その時は、もう口頭で金額を話されるだけで、事前にうちの委員長に文書でしまし
ょうかって相談をされたみたいですけど、補助金の内容はよく分かりませんでしたの
で、後日、文書で回答していただきましたし、私は議員として、決算委員会でそう
いう意見書を出したんだから、今後うちの常任委員会でそれをするべきで、私は一
般質問するつもりはございませんでした。だけれども、そのうちの運営上の関係で
よく審議ができなかったのも、私は調査権があるから大丈夫だと思っていたんです
けど、そうはならなかった。これは議会の問題として、今後課題として上げたいと
思いますが、そういう状況なので、あえてここで一般質問をさせていただきました。

それで、2年も3年も放置あるいは別の用途に使ってなかったら、会計検査のそ
ういうことではいろいろ対応しないといけないっていうお話ですが、私に言わせ
たら、一応増設の申請は学校教育課からされていると思うんですね。そこを確認し
たいんですけど、その計画をして補助金をこういうふうに頂いて、それが1年間稼
働していない。特に私が申し上げるのは、夏休みに4年生が9人、待機児童がある
んですね。普通3年生までの方が多いいんですけど、私は、4年生はかなり御事情の
ある御家庭ではないか。それでもう既にないと、学童保育行けないって分かっ
たら、やっぱり各御家庭はそれなりの方法を取られるんですね。だから、夏休み以
降も今も待機はないように見えますが、実際、潜在的な保護者の思い、子どもたち
の思いは数字では表れない。そこはやっぱり学校教育課としてあるいは教育委員会
として留守家庭の子どもさんがどのように思って過ごしておられるかを、もうちょ
っと考えていただきたいなと思っております。

実はうちの町は、一つのこれはどうしようもない制限かなと思います。学校教育
課が一応考えますけど、実際、協立という民間の方がそういうことを全て総務課と
の話合いの中でいろいろなさるから、その辺のやりとりは結構難しいところがある
し、あまり相手の立場に踏み込めないっていう事情もあるのではないかと思います
が、町民としては、実際に学童保育に預けたいと思っておられる保護者あるいは子
どもに関しては、もうちょっと気持ちが複雑かなと思っています。

それで2番目の質問に、福祉法人による同時開設のほかの事業所の人員体制は整

い、そちらは今年度春から開業されています。学童保育所のほうが人手不足で開設できてないというのは、私には少し違和感がございますが、話は別の視点からすると、先ほどの私の意見とも重複しますが、新宮町や篠栗町では、夏休み前に増員計画を6月にホームページで募集してありました。実際それが稼働されたのか、私問い合わせますと、篠栗は30人掛け3クラスで90人、新宮は4クラス。だから、実際に運営を夏休みだけされているんですよね、そこは。人員体制はあったような感じなので、私は、粕屋町の状況をどういうふうにかえたらいいかなと思ったときに、支援員の待遇についてちょっと考えたんですけど、この件に関しては、お答えは難しいかなと思うので、3番目と一緒に申し上げます。

3番目は、学童保育の支援員の業務委託によると、業務内容それから業務時間などに対して報酬が低いように見受けられますが、増額の予定は、としております。簡単にいかないのは分かっております。それから、学校教育課がこれを担当してないのも分かっております。ただ、教育委員会としてどのように考えるか。あるいは、この人員体制を対応しておられる総務課、つまり町としては、どういうふうにかえておられるのか。その辺をお示してください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

この学童の支援員、この職種について、全国的にも人材が不足をしているという職種であるというふうに思っております。ですので、その処遇について、現在待遇改善が望まれるということは、重々承知をしており、間違いないところかなというふうには思っております。ただ、この処遇変更しようと思いますと、今回言われております学区、大川の学童だけではなくて、包括委託をしておりますほか3学童全てについて、同時に考える必要が出てまいります。町の財政面ですとかほかの職種、包括委託になりますと学童以外の職種全て関わってまいりますので、そういったバランスなど考慮しなければならない点が多くあります。総務課等との関係機関、関係部署と協議をしながら検討してまいりたいと思っております。報酬額につきましても、委託元であります町が直接的にこの増額指示ということができませんので、この協議して委託料に反映するという形での対応しかできませんので、それも含めまして、協議をしてまいりたいかなというふうに考えてるところです。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

総務課の視点からお答えをさせていただきたいと思います。まず、学童支援員の

方の業務内容、業務時間に対して報酬が低いというような御指摘を頂いておりますが、ちょっと本日現在、求人情報を朝、確認してまいりました。近隣の自治体の求人情報で、大体1,000円から1,200円ぐらいの間で求人募集をされておりましたし、先ほどからあります大川の学童につきましても、ほぼ同額程度で求人情報を出されておまして、今現在、粕屋町で包括業務委託ということで、学童支援員に時給の目安として示してる金額と変わらないというような形で、本日朝現在の求人確認のほうはしてきております。

それで、今後その増額の予定はっていう御質問に対しましては、増額に関しましては今後、最低賃金の上昇等も考えられますし、近隣の状況なども見ながら、増額については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今、募集をしている学童保育所は、もともと人員体制が弱いのではないかと思います。例えば、既に十分に体制を整っている学童保育所は、今頃よっぽど事情ない限り、募集はしません。それ普通感覚ではないですか。私が聞いた2か所の学童保育所の支援員の方は、うちの町が、私が資料を見た時は、1,050円でしたけれども、1時間時間給。そこは、1,300円でした。それはきちんとした調査ではないし、飽くまでも口頭で聞いただけなので、私はもっと調べたいと思うんですけど。

それから、前回私申し上げたけれども、こども家庭庁あるいは文部科学省が、結局夕方の時間を、先ほど、前回私この質問してる時に、次長がお答えになった法人の答えは、多分夕方の時間帯、そういうのが難しいから人が集まらないのではないかというお話をされていまして、そのことも考えましたが、そういう国は、そういう時間帯には少し時間給を増やすみたいな、そういう施策もしていいよ。あるいは、補助金を出すよという体制を示しておられたと思います。だから、私はもう少しこの学童保育所の支援員さんへの待遇を、今町がしている、名前出していいかわからないけど行政サービス包括の業者の方の業務委託一覧がございまして、各職種とそれからその金額を、私は手元に持っておりますが、これは一般の事務あるいはその他本当にそこに行ってその仕事だけすればいいという方の時間給なんですね。

それと、私は学童保育の支援員を同列にしてやるっていうのが、一つは問題ではないかと思うんです。実際その業務内容を聞くと、結局、保育をしながら事務的な

ことあるいはお金を集めたり、そういうのも本当に、それからスポーツ保険などの徴収も全部そこがするようになっていて、それは町と包括委託等の業務提携でそういう話になってるんですね。だから、それはそれで仕方がないんですけど、働く現場の人はやっぱりちょっときついなあっていうふうに思われて、なかなかこう辞めたりあるいは雇用をお願いしたりするっていうのが、ひょっとしたら遠のいているのかも分からない。

だから、そういう意味で、全体の支援員の働きは、実際見守りなので、学校の先生とか保育所の保育士さんの仕事とは違うと思うんです。だけど、事故が起こったとか何かが起こったとか、親御さんの相談とかいろいろ受けるわけですよね。だから、自分の範囲でそれは処理されていると思うんですけど、普通の一般の包括委託のほかのとは、少し事情が異なると思います。そういったことも含めて、今後検討していただきたいっていうのが、私の今の質問の趣旨でございますが、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

御質問の趣旨につきましては、理解をさせていただいておりますし、包括委託全般につきましては、定期的に打合せとか協議とかを行っておりますので、その中の議題の一つとして、今後も協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私に3月にお電話された方とか、それ以外にいろんなところで会った方で、困っておられるし不安だというふうにお話しなさいます。じゃ、御自分から手を挙げてくださってというお気持ちがあつて、私のほうの気持ちがあつて、私は議員という立場なので、そんなに深く入り込めないし、もう自分がかんりの年なので、やっぱり当事者が、その話を実際に役場のほうだったり包括委託のほうだったり、支援員さんにきちんとお伝えして、それをどうするかをみんなで考えるっていう、それが普通だと思うんですよ。だけど、今それがなかなか難しいっていうふうに私は思っているので、ここでこのような質問をしているんですけど。

私、粕屋町全体が、そういうまちづくりとか自分たちが置かれている状況を、もっとフラットに話し合える、そういう環境を作れたら。作れてないからこのようなことが起きるのかなと思って、それは私自身の議員としての責任でもあるんですけど

ど。今後そういうことを考えていきたいし、そういう思いが自由に役場のほうにも届くし、支援員さんにも何かそういう形で、みんなでこうしようかみたいな、そういう流れになるように、そのことを祈って、この質問は終わります。

それでは最後に、校内適応指導教室についてをいたします。文部科学省は、令和6年10月31日に発表した令和5年度の不登校生の数は、34万6,000人という数字でございました。これは、新聞で大々的に公表されているので皆さん御存じと思いますが、今回の発表では、全国的に小学校低学年の不登校生の数が増えているということです。私はコロナのこともあるのかなど。結局、割と人と話せないとか自宅にこもっている親子が多かったっていうのも、一つの要因ではあるのかなど推測しておりますが、粕屋町においても報告を受けておりました、小学校が、103人。中学校は、123人で、合計全体に対して4.59%の不登校生がいるという状況でございます。その対策としてどんな取組を現在しておられて、今後のことを聞きたいと思いますが、もう質問を簡単にいたしました。今後の適応指導教室の在り方やその方向性について、お示してください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

適応指導教室につきましては、町内中学校2校につきましては、もう従前、かなり以前から設置がされております。それぞれ、県費の職員さんが配置をされておられるというような状況でございます。小学校について、令和5年度、昨年度から校内適応指導教室を設けました。そちらに令和6年度、町費職員を配置したというところでございます。ただ、全部はこれ県のほうにも要望してるんですけど、県からつきませんし、町のほうでもなかなかこれもまた探しても見つかりにくい職種ということもございまして、全ての配置はできておりませんので、今後につきましては、まずこの県職員の要望を含めて人員配置を必ずしていきたいということで、こちらのほうに力を入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

時間的にまだちょっと余裕があるので、質問したいんですけど、今職員について、県のほうと相談しているというふうに言われますけれども、この校内適応指導教室の職員は、どのような職種の方が、例えば中学校は何名いらっしゃる、小学校で今いらっしゃる場所は、その職種はどのような方なのか。それと「ぼると」でも不登校生に対する取組をしていますよね。その連携はどういうふうになっていま

すか。それを教えてください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

不登校対応の教室ということもありまして、常に多人数が来るというものでもございませんので、基本的には1クラスありまして、そちらに一人配置をされているというのが、現状まだそんな配置ができてないんですけれども、理想的な現状での状況かなというふうに考えております。

資格としましては、特に学校の教員免許が要るとかいうものではございませんけれども、できるだけそういった知見があるにこしたことはございませんので、そういったところを中心に募集をかけておるといような状況ではございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

そしたら、この適応指導教室の職員は、県からの配置？あるいは、県の補助金？中学校はずっとそうだったのかなあと思うんですけど、そこは明確でなくて、町からの持ち出しはなくて、小学校も同じような形で採用されているということですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

現状は、中学校については県費職員の配置でございます。県が、全て人件費を負担しております。県のほうから派遣と言いますか、県のほうから配置をされているという状況でございます。小学校につきましては、1名おりますのは、町の会計年度任用職員でございますので、これは町が人件費を負担しております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、町が独自でそういう開設をしてやっているということですね。それはそれでとてもいいことだと思います。それで、いつも今の言葉尻をとって申し訳ないんですけれども、校内の適応指導教室はいつも人がいるわけではないから、人もなかなか張りついているわけにはいかないようなお話をちょっとなさいましたけど、ちょっと語弊があるかもしれんけどね。

私は、先ほど申し上げた粕屋町の不登校生、これは数字がはっきりして、90日間

お休みを、いや30日間だったかな、お休みをとって長期で続けて休みを取っておられる方の人数だと思うんですけど、実際、この人数の何倍も不登校になりそうなお子さんがいらっしゃるのではないかと考えております。結局、1週間行ってあと何日か休んで、1週間行ってって、そういう飛び飛びの方たちは、この数字には出てこないんじゃないかなと考えています。

不登校気味の子どもさんがいらっしゃった場合に、そういう方でも気軽に教室に入れられるような、何かそういう温かい雰囲気っていうか、いいよみたいな。私も行っていいんだ、みたいな。学校には行けないけど、そこには行けるっていう。そういう子どもさんを、来ていただくような流れを、そのお部屋でしていただきたいと思うので、そういうことも含めて、町の体制を今後お願いしたいと思うし。それから、結局、小学校から中学校に子どもさんは上がるわけですし、いろんな相談をしたいときは「ぼると」に行くだろうし、だから、そういうところの連携をきちんとされたらいいのかなと。

私たち文教厚生常任委員会では、昨年9月、10月だったかな、福岡市の状況を委員会として視察に行きました。そこでは、かなり福岡市も非常に多かったようなので、対策をいろいろ立てておられて、それは私たちから見て、福岡市だからできるのかなっていうのも感じました。でも、うちの町は、例えば特別支援教室学級のことについても、きめ細やかな施策をしているので、そういったことも含めて、学校教育の教育委員会全体で、町の雰囲気とか学校の雰囲気とかも併せて、もう少しここを重点的に取り組んで頂けたらいいのになあと。せっかく町の費用で、今、一人開設をしておられるんですけども、不登校生はほかの学校にもあると思うので、それで今後の方向性を、私は今ちょっとここでお尋ねしたいんですけども、今後はどのようにしようというお気持ちがあるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

人員配置について、今後図っていきたいということは、先ほど申し上げましたけれども、まずこの30日というのが、累計でございまして、飛び飛びであっても30日超えれば不登校とした形でカウントされてますし、15日になりますと兆候という形で、不登校兆候という形で、それに対しても学校なり、また「ぼると」とも連携して、採用しておるところでございまして。この「ぼると」のほうで通われている子どもさんについて、学校のほうに登校できるように返していきたいというのももちろん最終形態としてはあるんですけども、とにかく学校とのつながりをまず切らないようにということも考えておまして、保健室登校とか等もありますけれど

も、給食チャレンジという形で、スクールソーシャルワーカー等が連れて学校に行きまして、給食時間だけでも学校のほうで給食食べてみんなでわいわい話して帰ってくるとかいうようなこともやっております。そういったものの一環として、今後この校内適応指導教室のほうも、より、そういった給食チャレンジとかよりはもう少し実際の登校に近いような、中間的な位置づけとして、連携を深めていきたいというふうにも考えておりますし、そういうような使い方を今後実際にいくかなどというふうには思っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

この校内適応指導教室に行った場合は、出席扱いになるというふうに聞いており、学校に行くから当然それは出席だろうと思います。結局、そのクラスで自分の居場所がないと感じた子どもさんが、そこに教室に行くことによって、少し心癒されるっていうか、そういうことのためにあるのかなあと私は思っているんですね。それでそれが長引くと、もう学校にも行けなくなって、「ぼると」にどうですかという感じで多分進められるのかなと思っているんですけど、やっぱりここを充実させるっていうことが、不登校を長引かせない。その切り札になるのではないかと私は思っているんですね。やっぱり初期の段階で適切な指導あるいは適切な助言を、あるいは子どもの心にも保護者の心にも、あそこに行けば何とかなるみたいな。そういう場所が、学校にあったらちょっと違うのかなあとというふうに、私は思っているんですね。

それで先ほど、まちづくり活動支援室のところで、子ども食堂の話をちょっとさせていただきましたけれども、地域において、子どもの居場所、毎日するわけではないので、いつも開いてるわけではないけど、そこに行くとか誰か普段話せないような方とお話ができるとか、そういう居場所を国は今後どんどん増やしていくような流れを作っているようなんですね。だから、地域における子どもの居場所、学校における子どもの居場所。人は必ず人生長いから、あるいはいろんなことで心に傷を持つんですけども、そういう傷を負ったときに、例えば私たちが小さい頃は、近所のおばちゃんがいろいろ優しい声を掛けてくれて、それで自分の気持ちが治まったとか。そういう経験をしている人がたくさんいると思うんです。だけど今、家庭家庭、一つの家で孤立しているので、なかなかそういうことがうまくいかないし、学校もいろんな、今日の一般質問でもこれ学校で取上げられないんですかとか言っているような話をされましたよね。私聞いてて、学校も大変だろうなど。やっぱり子どもから大人に言っていただくと、何かすごく効果があるみたいなので、そう

いう話になるのかなと思ったり、子どもは将来大人になるわけだから、小さいうちにいろんな勉強してたらいいのかなという思いで、そういうふうにするのかなと思っていますが、学校自体も、とても今業務が大変で先生方も大変だろうと思います。そういう中で、今後の方向性として、この居場所。ほっとできる場所を、粕屋町でも幾つか、どんどんできて。幾つかじゃないですね。どんどんできていけばいいなというふうに、今思っていますので、今、予算の段階なので、その辺を検討していただいて、今後の在り様を進めていただきたいと思うんですけれども、町長昨日、こども館の話をちょっとされたと思うんですね。こども館もやっぱり子どもの居場所としてあると思うんですね。だから、今後そういう子どもの居場所、成長過程における子どもの居場所づくりに対しては、どのように考えておられるか、ちょっと一言お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

突然振られたもんですから。とにかく、今子どもたちが健全で本当に適正な教育を受けられるかどうかだと思うんですよ。全てのこども館も含めて、「ぼると」も含めて、適応指導教室も含めて、学校の通常の教室に戻すことが最終目的だろうと思います。学校は信頼してないからそういったことをするんじゃないんですね。ですから、そういった方向性で教育委員会のほうも位置づけてやってると思います。

正に今言われましたが、昔は優しい人だと言われました。私は周り中、厳しい大人ばかりだったんです。そういった鍛えられながらの環境でも、子どもたちはすくすく育てるような、頼れる大人がいる。それは非常に大事なことだと思います。そういった意味で、こども館も含めて様々な教育環境、地域の環境も今後頑張って作ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

以上で私の質問を終わります。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、本田議員の一般質問を終わりました。

そこでお諮りいたします。

このまま続けて3番目の古家議員の一般質問に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。はい。

それでは、休憩はせずにこのまま……。

いや、職員入替えは今回ありませんので、もうこのまま休憩も無しという形で。

トイレに行かれる方は、そこから自由に出ていただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

それでは、議席番号1番、古家昌和議員。

（1番 古家昌和君 登壇）

◎1番（古家昌和君）

議席番号1番、古家昌和です。通告書に従って、質問をしていきます。今回は1問だけです。

その前に、ここ皆さんタブレットに恐らく資料が入ってると思いますけども、私も議会の中で、議会広報常任委員会というところに所属しております。議会だより、これを年に4回発行させていただいてるんですけども、本当に皆さんに手に取っていただける、手に取っていただけるような冊子として、しっかり努力して皆さんに周知していただけるような活動をしておりますので、是非皆さん手に取って御覧いただきたいなと思っております。

では、質問に入っていきます。1か月児及び5歳児健康診査の必要性と導入の予定について、ということで質問していきます。国は、令和5年度12月の補正予算で、1か月児及び5歳児の健康診査の実施を予算化。15億円の予算です。こども家庭庁成育局母子保健課から各自治体へ通知されたと思います。財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことで、全国の自治体での1か月児及び5歳児の健康診査の実施を目指すとしています。ちなみに、予算化される前の令和3年度時点での5歳児・1歳児健診の各市町村での全体での実施パーセントは15%にとどまっているという状況でございます。1番と2番とまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目の質問です。義務化されている乳幼児健康診査以外に、町独自の実施の乳幼児対象の検査などはあるのか。また、その実施目的と内容はどういう質問が一つ目です。二つ目もすみません、併せてお願いいたします。就学前健康診断の実施目的と内容はどういうところをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、1番目の質問に答えさせていただきます。市町村に実施義務がある健

診につきましては、「母子保健法」第12条に規定されている1歳6か月児健診と3歳児健診で、それ以外は、「母子保健法」第13条に市町村が必要に応じて実施する健診、任意の健診として規定されております。粕屋町では、4か月児健康診査、10か月児健康診査、2歳児歯科健診のほうを実施しております。実施目的につきましては、乳幼児の発育や栄養状態の確認、疾病の早期発見・早期対応、養育状態の確認、事故や疾病の予防、生活習慣の確認それから保護者の心配事や悩みへの対応や虐待の早期発見というところでございます。4か月児健診では、実施内容といたしましては、計測、診察、保健相談。それから10か月健診では、計測、診察、保健相談に加えてブックスタートのほうを行っております。1歳6か月健診では、計測、診察、それに歯科の診察、保健相談、発達相談、フッ素塗布のほうを行っております。2歳児歯科健診のほうにつきましては、計測、歯科診察、保健相談と発達相談とフッ素塗布のほうを行っております。3歳児健診につきましては、計測、診察、歯科診察等に加えて目の屈折検査等を行っております。

以上が実施内容でございます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

就学前健康診断、法的には就学時が正しいのかなと思いますけど、私たちもどっちとも区別なく使っておりますので、問題はないかと思いますが、「学校保健安全法」及び同法の施行令に基づきまして実施をしておりますものでございます。次年度に、就学を予定しておりますお子さんを対象としておりまして、入学前にお子さんの健康状態を把握し、もしも疾病等の疑いがあります場合には、早期の病院受診等をお勧めし、健やかに学校生活を送ることができるようにと、入学準備を目的として行っておるものでございます。内容といたしましては、内科と歯科の健診、ドクターをお願いをして行っておりまして、栄養状態ですとか脊柱の側弯症という曲がりの状態、異常ですとかあるいは眼、耳、鼻、喉あるいは皮膚、そういったものの異常、それから、その他疾病の疑いがないかというところを見ていただいております。また、健診以外にも、給食センターですとか健康づくり課それから学校の先生方にも連携を取りまして、食物アレルギーや栄養等に関する御相談、予防接種等の状況の確認それから学校生活の御不安がないかといった御相談、そういったものも同じ健診会場でお受けをしております。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

詳細に本当ありがとうございます。もう聞けば聞くほど、本当細やかな乳幼児に対してのケアをしっかりといただいているなという印象であります。今ここにスライドにちょっと出させていただいていますけども、この赤いところが義務で、あと粕屋町独自というか、県とかそういったところと一緒にやってやっているとというような検査だと思います。

それで、何で私が今回ちょっとこういう質問をさせていただいたかと言いますと、実は私、粕屋町の子育て応援団というところに所属しております、先日、わっしょいフェスタ行いました。もちろん、今回私改めて見ると、もう17回目の開催ということで、よくよく考えると、この前身であった子どもフェスティバルというのが2003年から行われておりまして、そこからいろんなことを参加させていただいたりしてましたので、実質多分20年ぐらい携わらせていただいているんですね。この中で、私も基本的には対象が大体乳幼児、就学前の子どもさんが対象ですので、もちろん小学生・中学生も来ますけども、内容的にはそちらを重視した内容で開催なんですけども、これは、もう私の主観ではあるんですけども、何となくです。年々、発達に遅れがあるんじゃないかなあとか、あとちょっと特徴があるという子どもさんと接する機会が増えてきたなっていう、肌感覚なんですけどね。そういうイメージがありました。

実際に、データとしてどうなのかというところをちょっと今回いろんなところから拾ってきたんですけども、すみませんちょっと移動します。特別支援学校に入学する子どもさんというの、年々増えてきているというのがもう一目で見れるかと思えます。それとその内容を見ていくと、特別支援学級に通っている子たちというものもちろん増えてきておりまして、その中でもこの濃いブルーのところと、ちょっと薄めのブルーのところと、ここの子どもさんたちが増えてると。これ内容を言いますと、自閉症だとか情緒障害、あとは知的障害、こういった診断をされる子どもさんたちが増えてきているというのが読み取れるかと思えます。

今、日本では少子化少子化と言われてますけれども、本当に少子化なのかということ、もう一度確認なんですけども。今一番直近で、これですね、2023年。ごめんなさい。まず、結婚をするカップルの件数というのが、過去最低ということですね。ここが第一次ベビーブームだったんじゃないかと思えますけど、そこから考えると57%減という状況です。実際、結婚した夫婦が子どもをもうける数というものもデータとしてありました。出生数、これも見てのとおり過去最低ということですね。これ統計を取り始めた、もっと前もあるんでしょうけど、私が見たデータでは、1899年が一番古いんですけども、これってまだ電話がやっと開通したなっていうような時代です。この一番ピークのところから徐々に、この辺ではものすごく子

どもが生まれた時期。この辺りも鉄腕アトムとかこういったのが放映されて、正に私たち世代だったと思うんですけども。あと、力道山がテレビに出て、刺されたっというようなニュースがあった頃。ケネディ大統領の暗殺とかそういう時代ですね。そういう時代に比べてもう全く少ない状況というのがこれ読み取れるかと思えます。

よく言われる合計特殊出生率。これ16歳からだったかな、15歳から49歳までの女性が生涯にもうける子どもの数。これはもう過去最低ということなんですけども、ただこれってよくよく考えると、ここにちょっと書いてるんですけども、結構全女性が対象ということですので、結婚していない女性も対象の数字なんです。ですよ。結婚してない方も入ってるという数字なので、結婚された夫婦が子どもをもうけるのはどうなってるのかというデータもちょっと探してきたんですけども、これを完結出生子ども数と言うんですね。私もちょっと今回初めて調べたんですけども。結婚期間が15年から19年の夫婦ということに限定して、ちょっと今回データ持ってきたんですけども、1977年から今まで、そう変わってないんですね。パーセンテージにすると、13%ぐらいしかダウンしてないと。ですので、結婚をすれば子どもはもうける。人数もそう変わってはいないと。なので、何に問題があるかという、結婚をしない、若しくはできない、そういう方たちがすごく増えてるんじゃないかというのが読み取れるかと思えます。

これもちょっといろいろネットで調べたんですけど、若者が異性と出会えない理由ということで、ずらっとあるんですけども、リアルな交流・出会いの場が無いとか、価値観、ライフスタイルが違うとか、自分に自信がないとかですね。そういった状況にある中でなかなか結婚が進まないという状況であります。若者たちに聞きますと、「今、出会いはどこですか?」とか「どういう出会いしてますか?」と言うと、アプリ。出会い系アプリ、マッチングアプリとかそういったので出会ってるということです。

日本が今抱える問題というのは何かと言いますと、少子化ではなく、少母化ですね。母が減ってきているというのが、今までのデータから見られるかと思えます。出会いの場も、結婚もハードルが高い。なので、生まれてくる子どもの命は、正に宝ですと。粕屋町は、子育てどまんなかの町ということですので、粕屋町は本当に大切に子どもを育てなければいけないというのが、今の粕屋町が置かれている現状かと思えます。

先ほどありましたとおり、教育次長のほうから御説明頂きましたとおり、就学前健康診断を行っていただいています。内容は、先ほど御説明していただいたとおりだと思います。これも見ていただくまでもないんですけど、先ほど次長が説明した内

容だと思えます。こういう中で、ちょうど子ども家庭庁から、先ほども御説明、最初に話もさせていただきましたが、令和5年の12月に補正予算、国の補正予算で5歳児健診、あと1か月健診、こういったのを行なっていくということを国のほうで進めていきたいというふうに打ち出されました。恐らく、粕屋町にもきちっとそういうお話が来てるかと思うんですけども、この質問の3番目に行きます。

1か月児及び5歳児健診の導入には、どのような課題が想定されるのか。また、導入に関するメリットとデメリット。この辺りを御説明いただきたいと思えます。お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、答えさせていただきます。1か月児健康診査とは、産科医療機関や小児科で実施される生後1か月前後の乳児の発育や発達を見る検診で、疾病の早期発見・早期治療にもつながっております。これは現在でも、今全額自己負担という形ですけれども、ほぼ全ての方が受診をされているような状況でございます。5歳児健康診査につきましては、言語の理解能力や社会性が高まって、発達障害とか人が認知される時期でありまして、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行って、子どもの特性の早期発見、特性に合わせた適切な支援を行うことを目的に行われるものでございます。こちらについては、国からの指針でも、集団健診の方式のほか保育園・幼稚園で実施されている園の健康診査のときに行う園医方式という形でも、実施のほうが明示されてるところでございます。

ただ、集団健診方式につきましては、現在も乳幼児健診等を行なってるんですが、医師の雇用確保、こちらのほうが毎年苦慮しておりまして、小児科医師の確保が難しいということがございます。あと、園医方式では、園医の先生方も限られた時間の中で、園医一人が全ての園児の診察を行っているという状況がございますので、それに加えて5歳児健診の内容をしていただくという形の負担が増えるということがございます。それ以外、共通したところで、健診に従事する者、保健師だったり心理担当職員、言語聴覚士とか作業療法士、そういったものを確保していかないといけないとか。また、健康診断後のフォロー、そういったものが課題となってくるかと思っております。

メリットとデメリットということですけども、健診に関してなので、メリットと言われても、ほぼ全てがメリットになりますし、デメリットと言われると費用負担が発生するというのが、デメリットになるかなとは考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

ありがとうございます。今おっしゃったとおり、メリットばかり。ただ、デメリットというのは、さっき言いました環境整備とか体制、ここら辺がやっぱり一番大変なところだと思います。この5歳児健診ですが、健やかな子育てには切れ目ない支援が必要です。こどもまんなか社会、子育て応援都市かすやの実現を目指す粕屋町にとって、重要な施策だと私は思っています。

町が策定した第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画では、「全ての子どもと家庭への支援を通して、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」を目指すべき社会の姿と記してあります。また、文中に「発達に遅れが見られる子どもについては、相談支援体制を充実し、早期の発見と発達段階に応じた支援に努めます。また、保育所、幼稚園、認定こども園の職員を加配し、受入れ体制の充実を進めるとともに、学校等との連携を図り、子どもの人権やプライバシーに配慮しながら、切れ目のない支援ができるよう体制の整備を進めます。」とあります。粕屋町の現状は、先ほども確認させていただきましたが、健康診査の体制というのは、すごく充実している段階だと思います。しかしながら、乳幼児健診が終わった後、先ほどありました就学前健康診断と、3歳から6歳になりますか、5歳の後半若しくは6歳ということになりますね。その間というのが今空白になっているので、国もそこを今埋めていかないといけないというところで動いてるんだと思います。4歳・5歳は、支援体制が整っていないのが現状です。これでは、切れ目ない支援ではなく、切れ目ある支援じゃないかと感じている保護者もいらっしゃるかもしれません。落ち着きがない、周囲とうまく関われない、そのような発達の特性を持つ子どもたちは、小学校就学後の環境に適応できず、不登校や問題行動を起こしてしまう児童の数も増加傾向にあると思います。このような特性は、3歳児健診では、発見が困難とされています。

私も先ほど子育て応援団の中で、この子の特性なのかな。それとも、そういう少し遅れがあるのかなってというのは、全くもう区別がつかないですね。なので、素人目にはもう全く分からないので、やっぱりきちっとした資格を持った方たちに見ていただく機会をたくさん設けていくということが大事なんじゃないかと思っております。こうした特性に、いち早く気づき、適切な支援、療育につながる事ができれば、多くの子どもたちが、通常学級で問題なく学べるようになると思います。

近年、保護者から子どもの発達に関する相談や育児の悩み事など、様々な相談が寄せられており、子育てに関する悩みを持つ家庭も少なくないという声も聞かれます。その子にとって適切でない環境や場所に置かれ、そこで過ごす時間がどれほど苛酷なものなののでしょうか。適切な支援や療育環境が整備されれば、どれほどの親子が笑顔にあふれた生活を送ることができるのでしょうか。この検査が、学童における待機児童問題や学校のクラス編成、また学校の教室の整備、不登校で悩む児童や家庭など、多くの課題解決の期待も膨らんでまいります。

ここで最後の質問をさせていただきます。

以上、私が今までいろいろとお話しさせていただいた内容、御答弁頂いた内容を踏まえて、この5歳児健診、1か月児健診、この導入予定はあるのか。予定がある場合は、それまでのロードマップなどがあれば、お示しいただきたいと思いますが、町長お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

1か月児の健康診査、これは既に全員が受診しておりますので、その費用の助成については、令和7年度から導入してまいりたいと、実施してまいりたいと思っております。一方、5歳児健康診査については、先ほど述べました様々な課題がありますけども、「子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う」という目的を達成するため、内容を充実させながら、医師会との協議で医師の確保に努めながら、早ければ令和8年度には実施したいと考えております。

以上です。付け加えてちょっと申し上げますが、先ほど古家議員が言われた様々な研修の中での前段の説明で、完結出生子ども数、これは確かに衝撃的なことです。子ども育成については、これは、粕屋町はどまんなかの政策として捉えてますが、その前にやっぱり子どもを増やすためには、本当に結婚を増やさないといけない。これは単町の問題じゃなくて、もう全国的、日本の抱えた問題だろうと思っております。ありがとうございます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

今町長からとても心強い言葉を頂きまして、すごく今うれしく思っております。この後いろいろ用意はしていたんですけども、今のお言葉を聞いてすごく安心しました。一応読ませてください。町長、すみません。今こそが、町長の卓越したリーダーシップを発揮していただき、スピード感を持って様々な問題の解決に取り組ん

でいきたいと本当に思っています。今本当、心強いお言葉を頂きましたので、ロードマップってのは、恐らくですけど、これからお示しをされていくのかなというふうな気がするんですけども、何か担当課のほうから何かそういう何かありますか。ロードマップについて、町長からそういうお話を聞いたんですが。あれば、なければ大丈夫ですけど。いいですか、じゃあすみません。

(チャイムの音)

◎議長（小池弘基君）

ちょっと待ってくださいね。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。今、町長のほうからも5歳児健診についても令和8年度の実施に向けてというお話頂きましたので、こちらに向けても医師の確保というのが、まず一番最初になってくるかと思えます。そのほかにも集団健診で行う等々考えると、職員配置、そのときに関わる人員の配置、先ほども申しました保健師だったり言語聴覚士とか、そういったもののスタッフの配置が必要になってきます。そういったところも整えながら、今後実施していけるように頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

担当課長からも、すごく期待できるお返事を頂きましたので本当安心しました。先ほど町長もおっしゃっていただきましたけども、やっぱ合計特殊出生率じゃなくて、子どもをもうける数というのはそう変わってないところを見ると、その前に何か支援をしていかないといけないというのが見えてきたのじゃないかなと思えますので、また今後の町の施策として何か考えていただきたいなというふうに思っております。

最後に締めくくります。一日も早く、妊娠期から就学前までの切れ目ない安定的な子育て支援を更に強化し、誰もが安心して健やかな子育てができる環境が整うことを念願し、私の一般質問を終わります。

(1番 古家昌和君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

以上で、3日間にわたりました「一般質問」は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後0時02分)

令和6年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉 会 日）

令和6年12月10日（火）

令和6年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月10日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎 議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長 神 近 秀 敏	都 市 政 策 部 長 田 代 久 嗣
教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
経 営 政 策 課 長 吉 田 勉	税 務 課 長 洪 田 香 奈 子

収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課主幹	世 利 幸 範	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター係長	片 江 智 美		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので、12月定例会も閉会日を迎えることとなりました。また、12月に入り、先週は福岡県でもインフルエンザ注意報が発令されました。昨日は、粕屋町でも学級閉鎖の学校も出てきました。お互いに風邪など引かないように注意してください。また、本日は、日本時間の午後9時からノルウェーの首都オスロにいて、ノーベル平和賞を受賞された日本被団協の授賞式が行われます。多数の方が亡くなっているため、受賞を喜ぶことに語弊があるかもしれませんが、長崎、広島のことをたくさんの人々に伝える機会になれば、この受賞は本当に良いことであると考えています。この受賞により、私たちは改めて若い方に戦争の恐ろしさを引き継いでいくきっかけとなればよいと思っております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

議案第68号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第69号「専決処分の承認を求めることについて」、以上2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第68号、議案第69号は、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括で報告します。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査ですので、要点のみを報告します。

議案第68号「専決処分の承認を求めることについて」、令和6年10月9日に衆議院が解散し、10月27日に執行した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費について、令和6年度一般会計補正予算を「地方自治法」第179条第1項の規定により、10月9日に専決処分しました。つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求められたものです。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,293万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億3,472万2,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり承認すべきことに決しましたことを報告します。

議案第69号「専決処分の承認を求めることについて」、令和6年12月1日に執行

された福岡県議会議員補欠選挙の経費について、令和6年度一般会計補正予算を「地方自治法」第179条第1項の規定により、10月28日に専決処分しました。つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求められたものです。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,770万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億5,242万7,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり承認すべきことに決しましたことを報告します。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第68号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第69号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

◎議長（小池弘基君）

議案第70号「監査委員の選任同意（再任）について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第70号「監査委員の選任同意（再任）について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

現在、監査委員をしていただいています柴田俊一氏の任期が、12月31日をもって満了しますので、同氏を再度監査委員に選任したく、議会の同意を求められたものです。柴田氏の経歴については、経歴書のとおりです。

委員会での審査の経過については、「粕屋町監査委員条例」はあるが、選考に関する規定はあるのかとの次期選考に関する質疑に対し、町長が適任者を人選している旨の答弁がありました。また、議員間討議では、今後の選考のためにも、監査委員の処遇改善の必要性について意見が出されました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき申合せにより討論を省略し、これより議案第70号を採決

いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第71号「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第72号「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「粕屋町駅舎コミュニティホール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第74号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、以上4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第71号から74号について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。

まずは、議案第71号「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」です。

国の道路占用料について、固定資産税評価額の評価替えや、地価に対する賃料水準の変動等を踏まえ、占用料の額の改定をしています。当町においても、これに準じて道路占用料の改定を行うため、所要の規定を整備するものです。施行日は令和7年4月1日予定です。委員会での審査について、占用料を徴収できていないケースも見受けられることから、今後巡回等を行い、監視を強化するようにとの意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第72号「粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「水道法施行令」の改正に伴い、粕屋町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準が変更されるため、所要の規定を整備するものです。両資格の資格

要件が、現行は水道の実務経験のみとしているところ、改正案では、ある程度の水道実務経験も必要ではありますが、下水道、道路及び河川等の実務経験も含めることができることとしています。また、学歴・学科要件においても、土木工学科以外の課程、機械科や電気科を追加する改正で、水道行政に関わる職員数の減少に伴い、資格者の確保のため、要件を緩和する見直しを行うものです。

委員会での審査について、要件を緩和することで職員のレベル低下につながることはないのかという質疑に対し、粕屋町では、日本水道協会主催の研修を必須とするなど、レベルの向上を図っており、問題ないとする旨の答弁がありました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第73号「粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」です。

現在、原町駅、伊賀駅にあります粕屋町駅舎コミュニティホールの料金等について、町有の同種施設と比較したところ、料金設定等が安価であることに加え、管理業務が煩雑となっていることから、適正な運用を図るため、所要の規定を整備するものです。改正箇所といたしましては、一つ目が、閉室日の新設（年末年始、清掃及び点検日、臨時閉室日）を改正しております。二つ目が、使用料後納の特例の廃止。三つ目が、使用料の見直し。内容は、金額の見直しと入場料徴収の区分の廃止、町内外区分の設置であります。委員会の審査について、現在、コミュニティホールの利用率が悪いので、利用しやすい環境整備も必要ではとの意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第74号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」です。

令和7年6月1日から、「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」が施行されるに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設・一本化されます。本条例は、既存の条例について、改正対象字句である「懲役、禁錮」を含む条例を一部改正し、「拘禁刑」に整理するものです。そもそも、懲役と禁錮とは、刑務所に収監される刑罰という点では共通していますが、刑務作業の有無が大きな違いでした。懲役では刑務作業が義務付けられていましたが、禁錮では任意でした。拘禁刑では、受刑者の年齢や特性、事情に応じて、労務作業や指導を柔軟に組み合わせることができるようです。例えば、薬物依存や性犯罪の受刑者には矯正プログラムを多く受講させたり、基礎的な学力が足りない若年者に、教科指導の時間を増やしたりすることができるようになるそうです。また、拘禁刑の創設の目的は、罪を犯

した者の改善更生や再犯防止を図り、新たな被害者を生まない安全安心な社会を実現するのが目的のようです。

委員会の審査では、今回の懲役と禁錮が拘禁刑に一本化される法改正に、納得がいかない議員もおられたのも事実ですが、慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第71号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第71号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第72号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第73号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第74号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、文章を読み上げてから反対討論といたします。

この条例改正案は、法律改正に伴う字句の改正と言われてはいますが、それだけではありません。中身も変わってしまうものもあります。まず一点は、6「粕屋町議

会の個人情報の保護に関する条例」案の第53条の最終行の原文は、以下のとおりになっております。「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」となっていますが、改正案は「2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する」となっています。第54条も「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」という項目が、改正案では「1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する」となっています。改正前は、懲役刑に適用されていた2年以下の懲役または50万円以下の罰金が、懲役より罪の軽い禁錮にも適用されることとなります。実際は厳罰化されたこととなります。

そもそも、禁錮と懲役では罪の規定が異なると思います。禁錮とは、過失や内乱罪や公務執行妨害罪等の政治的信念に基づく犯罪等につけられた罪状だそうです。現在、内乱罪が問題になっておりまして、隣の韓国では大騒動になっていますが、令和2年の地方裁判所で禁錮の言渡しは、2,735件で、2,734件が失火罪、過失傷害罪、自動車運転死傷処罰法違反だそうです。こうした罪状は、直ちに懲役を受ける殺人罪等とは異なるものです。そう思います。特に、政治犯となる公務執行妨害に対する事案は、冤罪を含んだ事案も多々出ていると思います。それらをひっくるめて禁錮より罪の重い懲役と同じランクとなる拘禁刑とすることについては、違和感を感じます。二つ目も、7項の「粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例」案に関しても、同様なことが言えると思います。禁錮と言われる罪状が、拘禁刑という罪状でまとめられることは、次の厳罰化が意図されたものと思います。

したがって、この条例案には反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第75号「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」、議案第76号「粕屋町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について」、以上2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第75号、議案第76号は、一括して報告します。

議案第75号「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」、粕屋町総合体育館の利用促進を目的とし、令和7年4月1日から月極め個人利用料金サービスを開始するとともに、早朝利用料金、時間延長利用料金について明確にするため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、プリペイドカードが廃止になったとき、残りは無駄にならないのかという質疑に、無駄にならないように3月までであることを広報でお知らせするという答弁。また、民間のトレーニング施設との差別化はという質疑に、民間施設より安価で使用でき、24時間ではないが、平日の日中に高齢者が多く使っているとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第76号「粕屋町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について」、近年、限度額認定証等の普及により、医療機関等窓口での支払いを自己負担限度額までで止めることができるようになったため、高額療養資金貸付制度については、長期間利用されていない状況にあります。本貸付制度の利用が長期間無いこと、また貸付制度を利用せずとも安心して医療を受けられる体制づくりが整っていることから、「粕屋町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例」を廃止するものです。

審査の中で、限度額適用認定証の周知はという質疑に、以前は医療費が高額になった場合、一度支払いをして保険者に申請した後で払い戻される仕組みとなっていたが、現在は、医療機関等での支払いを自己負担限度額までで止められるように、

事前に所得区分が載った限度額適用認定証を申請することができる案内をしている。また、高額医療の所得制限が引上げられると言われているが、この議案は関連しているかという質疑に、廃止とは関連していないという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第75号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第75号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案76号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第77号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第78号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第79号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第80号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第81号「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第82号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第77号から議案第82号は、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括で報告します。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査ですので、要点のみを報告します。

議案第77号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」、今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を224億1,191万円とするものです。歳入の主なものとしましては、国庫支出金1億282万5,000円、県支出金8,890万円、町債を3,870万円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から9,382万4,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものとしましては、障がい福祉サービス事業費を2億8,501万8,000円、県知事選挙執行事務費を2,140万5,000円、国民健康保険事務費を1,534万円増額するものです。

議員間討議の中で、債務負担行為の補正が多かったと。各課ごとの計上に分かれていて、どれくらいの金額で契約しているか見えにくかったという意見や、債務負

担行為での新しい取組については、執行部に事業詳細を求め、債務負担行為を今後議会がどういうふうに進め、アプローチするか。また、債務負担行為の性質を議会としてしっかりと慎重に考えていかなくてはならないなどの意見も出ました。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第78号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,110万円とするものです。歳入としましては、繰入金1,534万円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を25万円減額するものです。一方、歳出としましては、総務費を19万円、諸支出金を438万6,000円、予備費を1,051万4,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第79号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ334万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,742万7,000円とするものです。歳入としましては、繰入金を67万1,000円、諸収入を267万5,000円増額するものです。一方、歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金を67万1,000円、諸支出金を267万5,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第80号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、保険事業勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ362万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億3,339万1,000円とするものです。歳入は、繰入金を362万2,000円増額し、歳出は、総務費を362万2,000円増額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,386万2,000円とするものです。歳入は、サービス収入を12万6,000円、繰入金を176万5,000円増額し、歳出は総務費を189万1,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第81号「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、補正の内容としましては、上下水道料金システム更新のため、債務負担行為を追加するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第82号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、補正の内容としましては、流域下水道維持管理負担金前年度精算に伴う増額及び上下水道料金システム更新のため、債務負担行為を追加するものです。収益的支出につきまして、営業費用を1,700万円増額し、12億6,471万7,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員により審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第77号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案77号、一般会計補正予算に反対します。

反対の理由は、二つの事業予算について賛同できないからです。

1点目は、移住支援事業。県内では60自治体中、この事業に参画しているのは、令和6年4月1日現在、粕屋町を含め32市町村です。福岡市に隣接したベッドタウンの粕屋町に、補助金を渡して人を呼び込む戦略が必要でしょうか。町内には六つのJR駅があり、福岡市内と粕屋町間の公共交通機関は充実しております。多種多様の病院や食料品や日用品を購入するためのスーパーなど豊富です。また、仕事も通勤圏内に多種多様にあります。人口を増やしたいのであれば、金を配らなくても幾らでも方法は考えられます。粕屋町は、生活していく上で、若者だけでなく高齢者にとっても、とても便利で暮らしやすい場所です。行政には、補助金行政から脱却する意識改革を求めます。参考までに、福岡市の高島市長と実業家の堀江貴文氏の対談動画がSNSに上がっており、参照してください。内容を要約すれば、補助金を与えて支援するのではなく、規制緩和を通じて支援する、そのような行政の在り方です。

2点目は、債務負担行為として、防災行政無線工事費用6.37億円。一人一台スマートフォンを持つことが一般的になった現在において、なぜ町は現在テクノロジーを活用せず、旧態依然の手法を取るのでしょうか。テクノロジーは年月とともに進化していくにもかかわらず、住民への利便性に疑問がある古い手法に固執する姿勢

に感心しません。自治体の中には、防災行政無線を廃止して、新たな情報で伝達手段を選択するところもあります。ネットで検索すれば、移住する外国人への言語対応であったり、通信機器が固定電話のみに限られる人への対応であったり、いろいろと事例があります。テクノロジーは進化し続けます。機器の更新時期だから金を使うのではなく、今の機器で様子を見てはいかがでしょうか。行政には、時代とともに変化に対応できる意識改革を求めます。

以上の観点から、この議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第78号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第79号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第80号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第81号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第82号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第83号「指定管理者の指定（継続）について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第83号「指定管理者の指定（継続）について」、粕屋町福祉センターにつきましては、令和4年4月1日から、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として運営しておりますが、その期間が令和7年3月31日をもって終了します。つきましては、次期の指定管理者の選定に当たり、「粕屋町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」第2条及び第5条に基づき協議検討しました。その結果、粕屋町社会福祉協議会が、粕屋町福祉センターを効率的・効果的に管理運営でき、事業効果も期待できること。さらに、これまでの経験・知見等を今後予定している施設の改修工事・設計に十分いかしていくため、指定期間を2年間とし、引き続き令和7年4月から指定管理者として指定したく、「地方自治法」の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。

審査の中で、指定管理が長くなれば、知見や経験が積み重なっていくのは当然で、違う方向から考えると、公募をすれば新たなサービスなどが生まれる可能性もある。しかし、福祉の面が強く、予算に対する効果だけでは評価ができない。社会福祉協議会の役割から、今後も現在のような町との関係性が続くのであれば、町の外部団体と考えて、毎回議案に提出する必要はないのではないかという質疑に、社会福祉協議会は、町と協力して福祉政策を進めていく立場にあり、その役割が大きい。コロナ禍においても、貸付け事業等で多くの町民が救われたが、指定管理がなくなっても、その拠点は福祉センターに置くという考え方もある。現在のところ2年後に公募することとしており、福祉事業と絡めて公募する予定だが、これから議員から頂いた御意見を含め、町民にとって一番良い方法で進めていきたいとの答弁。また、改修工事を行う上で、社会福祉協議会の意見を盛り込んでいけば、その意向の強い改修になるのでは。町の福祉施策をどのようにしたいかという町の考えが大切なのではないかという質疑に、社会福祉協議会の意見を聞くのは、長年の管理者としての経験から、施設に一番詳しく、町民の立場に立った意見も把握しているため、今回の長寿命化改修工事の中でどの程度できるか分からないが、町としては、

今後の福祉施策を見据え、福祉センターをどのように活用するのか、町の考えを基にして進める予定との答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第83号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第5. 「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75号の規定により、各委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）の調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和6年第4回の議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に招集いたしました今議会におきましては、監査委員の再任同意に議会の同意を求める議案をはじめ、一般会計補正予算など、数多くの議案の審議を賜り、活発な御議論を頂戴しながら、全ての議案に可決・承認を頂きました。誠にありがとうございました。貴重な御意見や御提案も頂戴いたしました。改めて感謝を申し上げます。

さて、今議会の冒頭、私のほうから、103万円の年収の様々な問題、この壁の問題を申し上げましたが、石破総理は、令和7年税制改正により控除引上げを決定し、令和8年より実施ということを明言されました。今、正にその議論が国会のほうで白熱したことになっております。しかしながら、その引上げ幅あるいは社会保険の加入の問題など、数多くの課題がございます。正に、我々地方自治体にとって、今後の先行きが見通せない、不確実性、正にVUCAの時代となっております。このような中、令和7年度に向けた当初予算の編成に着手しております。100年後も持続可能な自治体運営のための基礎となる自主財源の確保が重要との観点から、「新生・かすやプラン」と銘打ち、人口増加や企業進出を図り、経済基盤の強化や行政サービスの充実を行う経済の好循環を目指して、経済基盤の強化や好循環を目指しまして、なお一層のヒト、モノ、カネを集中させるため、全職員の英知を絞った新年度予算の編成を目指しております。

今年は辰年でした。辰年は、変化が多い年となっておりますが、元日早々から能登地方を襲いました大地震をはじめ、国内外での政治状況の変化など、非常に慌ただしい年となってしまいました。来年こそは、平穏で幸多い年となるよう願うばかりでございます。この一年、本当に議員の皆さま方には、町政の発展に御協力をいただきました。改めて感謝を申し上げるとともに、御健勝のまま、新年を迎えられることをお祈りし、閉会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和6年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時26分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 鞭 馬 直 澄

署名議員 田 川 正 治